



東京都大田区蒲田 5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(組合員の購読料は組合費の中に含む)
発行責任者 松永英樹



大会議案特集号

II. 2022年秋年末闘争
(中央委員会で確認済み)

1. たたかひの経過

全港湾各地方は、第93回定期全国大会で確認された秋年末闘争方針の下、冬季一時金の獲得や労働条件の到達、継続交渉を積極的

- (1) 労働条件引き上げのたたかひ
- ① 冬季一時金闘争

各地方は、第2回中央執行委員会で確認した昨年同期の率・額を上回る要求設定を行ない、昨年10月末〜11月上旬に要求書を提出した。

地 方	要求額
北海道	回答指定日
分会ごと	分会ごと
分会ごと	分会ごと

2022年度の経過と総括

案

I. はじめに

全港湾は第93回定期全国大会で決定した2022年度運動方針の補強に基づき、①新自由主義による規制緩和、競争社会に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正する。②

2021年度までは、海上輸送混乱と港湾混雑の激化が、海運から航空への貨物シフト・航空輸送特需につながっていましたが、2022年度からは、海上輸送混乱と港湾混雑の緩和・収束を受けて、逆に航空から海運への

2021年度までは、海上輸送混乱と港湾混雑の激化が、海運から航空への貨物シフト・航空輸送特需につながっていましたが、2022年度からは、海上輸送混乱と港湾混雑の緩和・収束を受けて、逆に航空から海運への

提出から毎週木曜日の出勤時間帯に新橋駅前での街宣行動をおこない、6月からは隔週で続けています。軍備拡張の政治をやめさせ、本来の姿である平和的外交努力による政治に転換させなければなりません。

2022年・23年運動方針の補強の提案にあたって戦後78年、平和憲法が日本を繁栄させた。

中央執行委員長 鈴木 誠一



憲法記念日、東京の憲法大集会に仲間とともに参加しました。メインテーマを見て目が覚めました。「あらたな戦前にさせない! 守ろう平和といのちとくらし2023憲法大集

人の「二度と過ちは繰り返さない」という猛反省を継承・伝承しようと訴えてきました。しかし、政府は東アジアの安全保障の危機を煽り、防衛費を倍増させ、沖縄の南西諸島への自衛隊やミサイルの配備を強行しています。「敵基地攻撃能力」を含む、安保関連3

たとしても、戦争により失った命や尊厳、地域社会のコミュニティなどは回復するものではありません。生き残った者の傷ついた心は取り戻せるものではありませんが、人は辛く悲惨な経験を忘れないと懸命に努力します、そして前向きに生きようとしています。傷心のま

全港湾は平和を希求し、生活を維持、向上させるためたたかいます。全港湾と港で働く仲間から声を上げ、あらゆる分野の労働者と共闘し、多くの市民との連帯による運動の構築を取り組み、粘り強く平和と国民主権を守り抜き、将来を引き継ぐ若者が希望を持って日本と世界にしなければなりません。団結して共にかんばりましょう。

コロナウイルス感染症は、2023年5月8日に感染症2類相当から5類へ引き下げられ、国内での人の動きや外国人観光客が戻っては来ましたが、コロナ前までとはいっていません。しかも、ロシアによるウクライナ侵略は先行きが見えず、経済状況は足踏み状態となっています。

戦後、多くの日本国民は「なぜ止められなかったのか?」と自問自答を繰り返して、勤勉さをもって戦後復興を成し遂げました。しかし、インフラや経済は復興・繁栄を取り戻し、力の自・公与党と野党と合わせて3分の2の

議席を与えてしまいました。憲法を変える必要はありません、戦争をする国づくりにまい進する現政権に絶対に憲法を変えさせてはなりません。

全港湾は平和を希求し、生活を維持、向上させるためたたかいます。全港湾と港で働く仲間から声を上げ、あらゆる分野の労働者と共闘し、多くの市民との連帯による運動の構築を取り組み、粘り強く平和と国民主権を守り抜き、将来を引き継ぐ若者が希望を持って日本と世界にしなければなりません。団結して共にかんばりましょう。

東北	3・5ヶ月
10月14日	10月24日
日本海	70万円
11月2日	11月24日
関東	85万円以上
10月24日	11月4日
東海5支部	58万円
11月8日まで	11月18日まで
名古屋支部	92万円
10月14日	11月18日
関西	
阪神支部	95万円
11月1日	11月22日
大阪支部	90万円
11月9日	11月25日
神戸支部	昨年実績以上
11月1日	11月9日
築港支部	3ヶ月以上
11月4日	11月18日
建設支部	昨年下回らない
11月7日	11月中個別交渉
四国	80万円
10月26日	11月18日
九州	
関門支部	3ヶ月
10月31日まで	11月22日
博多支部	70万円
10月31日まで	11月22日
長崎県支部	4ヶ月以上
10月31日まで	11月22日
鹿児島支部	4ヶ月以上
10月31日まで	11月22日
菊田支部	90万円
10月31日まで	11月22日
沖繩	35割
11月4日	11月18日

② 回答状況及び妥結結果

12月9日の時点で、速報分会154分会中、133分会に有額回答が出され、そのうち129分会が妥結に至った。回答額平均は、501,028円で、妥結額平均は、499,844円、率にして1・76ヶ月となった。港湾職種での平均回答額は、520,925円で、

③ 港湾関係労組の回答状況

日港労連は、12月12日時点で、5港6組合平均598,681円となり、昨年実績を19,934円上回った。全検部門については、組合平均504,226円αで、昨年を3,007円上回った。関連部門は、交渉中となっている。検数労連は、12月3日に妥結し、全日検が組合員平均504,266円α(昨年冬+3,047円)、日検が組合員平均481,909円α(昨年冬+16,859円)となっている。

④ 他団体の回答状況

連合は11月24日の集計として、年末一時金は、組合員一人あたり加重平均で、月数で2・35ヶ月(昨年同時期2・28ヶ月)、額で703,359円(同664,731円)となり、いずれも昨年同時期実績を上回ったとした。民間調査機関の(一財)労務行政研究所では、東証プライム上場企業を対象に、主に年間協定ですでに決定している2022年年末一時金の妥結水準を調査し、支給水準は184社、支給月数では188社について集計した(2022年9月14日現在)結果として、全産業ベース(184社、単純平均)で786,945円、対前年同期比で8・5%増となった。産業別に見ると、製造業は同10・3%増、非製造業は同1・9%増と差がある結果となった。また、妥結額の推移をみると、過去3年連続のマイナスであったが、2022年は786,945円(同8・5%増)と2018年以来4年ぶりに増加した。妥結月数の水準では、全産業188社の平均で2・56ヶ月となっている。

(2)

秋年末オルク 第93回定期全国大会で決定された方針に基づき、22秋年末オルクを企画し、新型コロナウイルスの影響もあったが、北海道本、東北道本、名古屋支部で開催し

た。

(3) 秋年末における到達闘争

第93回定期全国大会で決定された方針に基づき、①労働時間短縮、②定年延長65歳と退職者の補充、③退職金引き上げ、④労働災害・企業上積み保障の引き上げ、⑤労働協約の締結など、諸労働条件の到達闘争のたたかいをすすめてきたが、四国地本松山支部が「インフルエンザ予防接種」の費用を全額会社負担とした以外は、進展は見られなかった。

2. 港湾における 制度政策闘争

(1) 秋年末統一闘争(全国港湾)

22秋年末闘争中央行動が11月9日(水)〜10日(木)にかけて行われた。依然として続いている、コロナ感染防止のため参加人員を絞り、中央執行委員を中心として、行政申し入れと交渉、ユーザー申入れと交渉の取り組みを行った。各々の回答を含めた経過は取りまとめ中だが、前進したもの、従来の回答の域を出ないものなど様々で、いずれにしても23春闘へ繋げていくこととした。また今回は、ロシアによるウクライナ侵略や日本の防衛費の増額、敵基地攻撃を含む防衛戦略をにらみ、10日は新橋SL広場前で「港湾を兵站に使わせない」をメインとする、宣伝行動を参加者一同で取り組んだ。

(2) 労使政策委員会(全国港湾)

11月1日、組合からの開催申し入れ(10/18)に基づき労使政策委員会が開催された。組合からは、21春闘協定における諸課題、22春闘がいまだに解決されていないのは、船社による下払いの検証が済んでいないこと、RTG遠隔操作WGの経過の確認、検査事業体における問題、年末年始例外荷役への組合の考え方等、22春闘での折衝経過を含めた組合側の考え方を示し、日港協の考え方を求めた。日港協は「船社からの年末年始の要請は未だ来っていない段階ではコメントできない」とし、「本日の組合側の意見を日港協

として精査しコメントを行いたい」ことか

ら、次回日程について11月16日(水)

午前中とすることを確認し終了した。

11月16日、労使政策委員会が開催され、冒頭、日港協から、「21春闘協定、22春闘中央団交の経過をふまえた諸課題」について回答すべきところであるが、11月9日に外船協と邦船協から年末年始例外荷役の協力要請が行われたことを紹介した。その後、組合から出されていた22春闘要求での「一丁目一番地」である適正料金の交渉が正式に解決したと報告があった。それを受けて、日港協として22春闘の肝である適正料金收受と支払いの課題が解決したとして、中央港湾団交の再開と年末年始の例外荷役の協力要請の申し入れがあった。組合側も、料金問題について解決したことの確認ができたとして、中央団交の再開と年末年始の例外荷役の協力要請についてもいったん休憩をはさみ、組合側で協議した結果、日港協の申し入れに応じることとし、年末年始の例外荷役の協力要請を例年通り実施することを確認し、(仮)議事録確認書に署名した。また、中央港湾団交を11月28日(月)10時30分から再開することとした。

(3) 22春闘における第6回中央港湾団交(続々)

11月28日、第6回中央港湾団交(続々)が開催され、これまで労使政策委員会や折衝で各課題に対して議論を交わして22春闘協定書案の作成を行ってきた経過をふまえ、業側は、(仮)協定案を団交の場で読み上げて組合側に提案を行った。組合側は検討を行なうとして一時休憩を申し入れ、検討を行なった結果、再開し組合側は、要旨次の主張と提起を行った。①週休二日制について、全日検はすでに取り入れているが、その労働環境を担う料金担保が出来ていないのが現状で、このままでは人員の合理化や倒産につながりかねない。関連事業者の一部でも実施に踏み切っているもの同様の事情が生まれている。そうならないように対応を図ってほしい。

(4) 自動化・機械化に関する労使協議会(全国港湾)

8月4日、名古屋港RTG遠隔操作視察を行なった。業側は組合からの指摘を踏まえ改善を行なったとして、①操作卓6台で稼働していたものを10基10台で操作している。②操作卓は1台2名の交代制としている。との説明があり、実態を視察した。組合側は今回の改善点について、現認したことを中央へ伝えるとして視察を終えた。

(3) 22春闘における第6回中央港湾団交(続々)

9月22日、RTG遠隔操作WGが開催され、名古屋港NUCTの協定不履行問題と中央事前協議案件(NUCTのT-2・清水港の新興津ターミナル)、東京港のRTG遠隔操作導入事業の応募の件について協議をおこない、NUCTの協定不履行は是正されたと判断し、中央事前協議案件2件については、具体的書面の提出を求め、東京港については応募のみを了解することを確認した。

9月30日、自動化・機械化に関する労使協議会が開催され、委員会は、WGで検討をすすめてきた当面の諸問題について下記の通り確認した。

①名古屋港のT3は、3回の検証を踏まえた中で中央・地区の確認書通り実施しているのを確認し、1基2名体制を確認し、協定通りと確認した。このことによりT3の稼働を承認する。ただし、引き続き、交

代制で賃金カットをしないなどの精査は継続していく。②中央事前協議会に提案のあった名古屋港T2と清水港については、9月22日のWGで指摘した作業体制を明記し、再提出すること。ただし、清水港については、昨年の6月の報道で明確に省人化の記事が出されており、承認できないが、作業体制を明記した事前協議に申請することとは否定しない。③東京港の公募については、環境が整ったと理解して本協議会として承認したい。④実務的な点は、WGと事務局間で調整を行いたい。地区については、新たに設置するのに多少時間的な猶予がほしいとした。

また、日港協からは、清水港について、9月22日WGでの組合側の指摘を関係者に報告し、当該関係者から謝罪があり、人員削減が全面的になった記事を訂正し、中央労使確認書、地区確認書に基づいて行ってきたい。厳粛に受け止め、順守していきたいと本協議会での発言があった。

11月16日、自動化・機械化に関する労使WGが開催され、11月1日に開催した中央事前協議会で提出された遠隔操作RTGを導入する事案の2件（清水港興津コンテナターミナルと名古屋港鍋田ふ頭コンテナターミナルのT2）について協議した。

(5) 地方港対策会議

11月1日～2日にかけて、第1回地方港対策会議が開催され、1日目は全国港湾玉田書記長より国交省の「港湾労働者不足対策アクションプラン」の説明を受け、問題点や注意点について議論をおこない、全港湾としては特に事業者間の協業については「反対すべき」との確認を行った。

2日目は、労使政策委員会報告としていたが、本来は、中執で報告し議論する課題であるので割愛し、地方港問題を協議する時間を多く取ることとして「職域・雇用に對する課題」でのカーボンニュートラル（火力発電廃止など）について各港報告を受け、意見交換を行った。

は、大手港運事業者や船社がいる、「石炭問題は、国際的に条約に基づく国家のエネルギー政策という大義名分があり、国や電力会社とのたたかいはなるので覆すことは難しいと思う」、「解決する手段として、地区行動を万全な体制で取り組み、問題提起することが必要」、「地区労使で声を上げるようにしなければならぬ」などの意見が出された。中央本部からは、「全国港湾の取り組んでいる重要課題は、すべて全港湾の問題である。全国港湾を活用するため、今後も協力していただきたい」と、お願いし終了した。

(6) 交運労協第38回定期総会

10月4日、第38回定期総会が開催され、2022年活動報告、決算報告、会計監査報告が提案され、それぞれ満場一致で採択された。続いて2023年活動方針（案）、予算（案）が提案され、これも採択された。全港湾からは関東地本より4名が代議員として参加し、大会議長団には古田中執が任命されスムーズな進行を行なった。また、今回の大会で幹事の松永書記長が退任し、後任幹事に鈴木誠一委員長が確認された。

3. 海コン・トラック・バス

・タクシー労働者の制度政策闘争

(1) 第1回海コン・トラック合同対策会議 11月10日、第1回海コン・トラック対策会議が開催され、1日目には、講師として交運労協時田次長をお招きし、「働き方改革関連法について」、学習会を行った。2日目は、中央本部報告として、①23春闘について、②標準的運賃の届け出状況について、③関西より、「大型車両通行許可、特殊車両通行許可申請、いわゆるオンライン申請等について」近畿運輸局との学習会報告があり、④各地方報告を受け、討議をおこなった。最後に行政要請行動を2023年5月末から6月はじめに行う。その旨準備をお願いする。ことを確認し、終了した。

(2) バス・タクシー合同対策会議

11月19日～20日、第1回バス・タクシー合同対策会議が開催され、中央本部報告として、交運労協の行政要請とその回答を岡山副委員長から報告を受け議題へ移った。議題では、22年度の行政要請書（案）を検討するにあたって、前回の要請・回答を踏まえて現状と課題について意見交換を行い、各部会からはコロナ禍による苦しい事業経営の現状と人手不足等が意見として出された。また、第2回対策会議に日程と要請行動までの日程がだまかではあるが確認された。

4. 雇用保障闘争について

(1) 日興サービス分会闘争 昨年5月27日に最高裁より「申告受理」となった日興サービス分会闘争は、司法の場でのたたかいは最終したが、労働組合としてのたたかいは最終したが、労働組合として、残念ながら22年中央港湾団交の長期化により、全国港湾指定事業体部会、または検数検定小委員会が開催されず、日検を交渉の場へ出すことすらできなかった。昨年11月28日の第6回中央港湾団交（統々会）でようやく22春闘は妥結することができ、指定事業体問題では、「21春闘協定及び覚書」の履行と、「指定事業体からの労働者の採用などの取り組みが円滑に行えるよう支援を行う。具体的なすすめ方については、労使で継続的に協議し、早急に解決を図る」という文言を協定化することができた。

(2) 能代運輸が新たな動きとして、秋田港の国際コンテナターミナルへの進出を諦めたのか、今度は、かつてコンテナを取り扱っていた大浜地区へ自社での大型クレーンを使ってのコンテナ船の取り扱いを目論んでいる。確かな情報ではないが、国交省にも問い合わせをするなど、水面下での動きを見せている。国交省港湾経済課には再三にわたって、免許の限定解除は許さないと交渉を行っているが、行政手続を理由に「申請のあったものは受け入れないといけ

ない」や「申請者の情報や内容は答えられない」など、港湾運送事業法第1項の「港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発展を図り、もって公共の福祉を増進する」ことを目的とする同法は関係ないかの如くの対応である。これに対し、全国港湾でも「秋田港における産別労使協定順守と港湾運送秩序の確立」を目指し、取り組みをすすめる、22春闘要求課題として日港協へ要求した結果、「東北地区労使が合意した確認書を尊重し、港運秩序に資する取り組みを早急に講じる」ことを確認させることができた。

5. 労働者供給事業

(1) 定期大会以降、特に動きはありません。

6. 平和、人権、環境を守る

たたかい

(1) 7月27日、「沖繩平和行進交流学習会」が開催された。今年にはコロナ感染症拡大の影響も有り事前学習が開催されなかったため各組織より沖繩平和行進参加者の報告を受けた後、学習会として講師に半田滋さん（軍事ジャーナリスト／元東京新聞論説委員兼編集委員）招き「南西諸島で進むミサイル配備と日米共同作戦」と題し講演をいただき、参加者との意見交換を行った。今後、青年部活動や平和運動の重要性を確認した。

(2) 7月30日、原水禁福島大会が福島市・パルセイイざかで開催され、新型コロナウイルス感染症の再拡大などの厳しい状況の中、検温や手指消毒、マスク着用の徹底、そして密集をさけるなどの対策を講じながら現地での集会を行い、約400名が参加した。大会では事務局長が大会基調提起を行った。「止めよう！福島第一原発処理水の海洋放出」と題したシンポジウムと「フクシマアピール」を全体で確認した。全港湾からは東北地方青年部を中心に、本部動員3名のほか、多数の参加があった。

(3) 8月4日～6日に広島大会が、広島市・グリーンアリーナで約1,200名の参加者が集まり開催した。最終日となる8月6日、まとめ集会が行われ、3日間にわたる広島大会での成果や課題を参加者全体で確認し、「ヒロシマ・アピール」を採択し、閉会した。全港湾からは関西地方より2人が参加した。

(4) 8月7日～9日に長崎大会が長崎市・ブリックホールで、約800名が集まり開催された。8日には分科会・ひろば・フィードバックが開催され、それぞれ参加した。閉会総会は、長崎県立総合体育館アリーナで開催され約850名が参加した。その後、会場から爆心地公園に向けて「非核・平和行進」が行われた。爆心地公園に到着した際には、原爆投下の時刻11時02分に参加者が一緒に黙とうを捧げずすべての行動を終えた。全港湾からは九州地方より3名が参加した。

(5) 10月1日、JCO臨界事故23周年集會が開催され、東北地方ひたち支部青年女性部の木村部長が集会アピールの提案を行ない、参加者からは、「風化させないのは勿論の事、廃炉を勝ち取れるよう、これからも仲間と団結して頑張っていきたい」との報告があった。この集会には東北地本から青年女性部を中心に、本部動員3名のほか、多数の参加があった。

(6) 11月12日～14日、愛媛県松山市民会館において、第58回憲法大会が開催され、四国地本から2名が参加した。大会には、総勢650人が集まり、開会総会後にはメイン企画として「国交正常化50周年対話の扉を大きく開きアジアの緊張緩和と世界平和への貢献を」のシンポジウムが行われた。

(7) 11月18日～20日、フォーラム平和・人権・環境が主催の「平和フォーラム第3回ピーススクール」が開催され、東北地方から2名が参加した。3日間にわたって行われたスクールは7名から8名に班分けされ、人権、憲法、政治、戦争、原発など各種テーマに沿って意見交換やディベート等を行うなど、参加者からは「参加してよかった。ためになった」と「改めて原発反

対をしていかなければならない」など、大変強い感想が寄せられている。

7. 組織の強化と拡大

(1) 11月18日、第1回青年対策代表者会議が開催された。会議では担当中執より、「前までの確認事項を再確認しながら、改める所とか見直す所を探しながらすすめていきたい」とこと、前回の代表者会議では会議開催の回数について、コロナで中断していたので、次回開催について「23回開催として、シールズで開催すること」の確認がされ討議に入った。討議では、各地方報告を受けた後、今年度の青年交流集會について、①23年第23回青年対策交流集會は、シールズで開催する事と、その運営は関西地方、関東地方、沖繩地方が担う。②集會での本部オルグについて、主催者である鈴木誠一委員長から挨拶をもらう。本部オルグについては、鈴木誠一委員長か、松永書記長が行うか常任で確認してもらおう。③脱原発学習については、真島全国港湾委員長の日程も確認が取れたので前回もらった資料を踏まえてお願いをする。

④PCR検査の実施については、各地域で検査実施が容易でない実情も踏まえ、簡易検査なのか、PCR検査要となるのか、中央執行委員会の意見を貰い決めたい。との確認を行った。その後、全体での意見として、フクシマ連帯キャラバンについては、東北地本提出の企画書に基づいて、「平和フォーラム」に準備をすすめるよう話をすること。もう一つは、この企画書に基づいて「東北地本」として行動すること。もう一つは「平和フォーラム」がコロナ禍で行動を自粛する場合は「全港湾として全国動員」をかけてほしい。とした要請が中央本部へ出された。

(2) 11月22日、教宣部会がリモートで開催され、①組織拡大キャンペーンについて、全国一斉のキャンペーン期間は設けず、各地方で行うこと。②港湾労働・プレイクタイムの編集についての協力。③全港湾ホームページについての記事の投稿協

力を要請した。

力。④発送体制・送付部数の確認について、都度の変更も随時受け付ける。以上の確認を行った。

8. たたかひの総括

(1) 労働条件引き上げのたたかひ

ロシアによるウクライナ侵略の長期化を起因とする世界経済の混乱によって、日本経済はエネルギー価格や食料品などの物価上昇の影響を大きく受けました。政府による経済対策は一向にすすまず、それどころか緊迫する東シナ情勢に対応するとして、軍事費増強のための増税を求める始末です。そのような経済状況のもと、全港灣は第93回定期全国大会で確認した方針を組合員一丸となってたたかひました。その結果、わずかでありますが、昨年妥結額以上を獲得することが出来ると同時に、2019年のコロナ禍以前の水準まで戻す事が出来ました。しかし、今後の経済状況を考えると益々国民への負担増となることは間違いありません。すべての労働者が当たり前の労働分配を受け、安心して暮らせる環境を作るためにも、いまこそ労働組合の意義と本気度が問われています。

(2) 港灣における制度政策闘争

22春闘の長期休会の為もあり、制度政策闘争について進展はみられていません。しかし、あらゆる面において港灣労働は岐路に立たされているのが現状です。人員不足に乗じた、自動化・機械化問題や、アクシヨンプラン等、政策に対する課題は山積しています。どうやって「魅力ある港灣労働」にするのが、労使共通の重要課題です。今後は22春闘協定の諸課題を職場でどう生かすかが重要になってきます。

III. 2023年春闘の経過と総括

1. 各労働団体の取り組み

(1) 連合は5月10日に2023春季生活闘争の第5回回答集計を発表した集計では、

月例賃金改善(定昇維持含む)を要求した4,833組合中3,686組合が妥結済み(76.2%)となっており、うち賃金改善分を獲得した組合は2,146組合・58.2%で、組合数・割合とも2014闘争以降最も高い。平均賃金方式で回答を引き出した3,681組合の「定昇相当込み賃上げ計」は加重平均で10,923円・3.67%(昨年同時期比4,763円増・1.57ポイント増)、うち300人未満の中小組合2,478組合は8,328円・3.35%(同3,331円増・1.33ポイント増)となっている。4月末時点の結果としてはいずれも、比較可能な2013闘争以降、額・率とも最も高く、依然「賃上げの流れ」はしっかりと引き継がれているとしている。賃上げ分が明確に分かる2,518組合の「賃上げ分」は6,047円・2.14%、うち中小組合1,500組合は5,104円・2.00%となっており、4月末時点で2%を上回ったのは、賃上げ分の集計を開始した2015闘争以降初めてとしている。有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給56.48円(同31.94円増)・月給8,849円(同3,773円増)で、引上げ率は概算でそれぞれ5.35%・3.96%となり、引き続き一般組合員(平均賃金方式)を上回るとともに比較可能な2015闘争以降で最も高い。すべての労働者の立場にたった「働き方」の改善やシエンダー平等・多様性の推進に向けても引き続き数多くの取り組みがなされている。

(2) 国民春闘共闘委員会(全労連、純中立労組懇、地方共闘などで構成)は5月11日、第6回目の23春闘賃上げ集計及び第3回進捗状況調査を行い、有額回答を引き出した643組合での単純平均(一組合あたりの平均)は6,491円・2.47%で、前年同期比(2022年5月12日時点:5,981円・2.11%)では510円・0.36ポイント上回っています。加重平均(組合員一人当たりの平均)は6,322円・2.18%で、前回調査(6,070円・2.08%)から252円・0.1ポイント増え、前年同期(5,410円・2.01%)を912円・0.17%上回った。JMITUの2組合が3万円を超える賃上げを実現したほか、建交労、JMITU、出版労連の各2組合、全倉庫1組合の計7組合が2万円台を獲得。5桁回答を引き出したのは107組合となった。JMITUや化学一般労連、全印総連、民放労連、出版労連などに続き、春闘前半戦から春闘後半戦に入り、全倉庫や映画労連、建交労の学童保育、建設関連労連などでも高額回答が引き出されている。産業別に見ると、依然として鉱業・建設業、製造業、マスコミ関係業で高水準となっている一方、医療、社会福祉・介護などが厳しい回答状況となっている。前年実績と金額で比較可能な515組合の回答状況を見ると、6割強の組合が前年実績を超える回答を引き出している。今期の単純平均額は6,605円で前年実績比1,094円増となっており、率でも6割強が前年実績を超え、単純平均で前年実績を0.42ポイント上回る2.46%となっている。

(3) 交通労協は3月2日、田町交通ビル6階ホールにおいて、176名参加のもと、連合「交通・運輸」部門連絡会との共催で、「2023春季生活闘争勝利3.2総決起集会」を開催した。集会は、福田英樹幹事(連合交通運輸部門連絡会事務局長)の開会挨拶で始まり、集会議長に難波淳介副議長(交運労協労働条件委員長)を選出し、議事を進行した。

主催者を代表して住野敏彦議長は、「コロナ禍で見合わせてきたが、4年ぶりに集会を開催することができた。交通運輸・観光サービス産業を取り巻く状況は、移動制限の解除や全国旅行支援の実施、さらには水際対策の緩和等によって、人流は徐々に回復しているが、燃油費をはじめとするエネルギー価格の高騰をはじめ、食料品などの物価上昇を受け、私たちの生活は厳しさを増している。そして、長引くコロナ禍による将来不安から多くの仲間が職場を去

り、現場は人材不足が続いている。今、需要が戻りつつも、供給に応えられず、『需要と供給のミスマッチ』が生じている。一方、物流業界においても慢性的な人材不足により、『2024年問題(物流クライシス)』が危惧されている。これらの状況を踏まえ、私たち交運労協は、持続可能な交通運輸・観光サービス産業の実現に向けて、組合員が誇りを持てる労働環境を構築しなければならぬ。そのためにも、要求項目として掲げた6つの視点を基軸とし、コロナ禍からの再生の一步として、今次春闘を全力で取り組んでいく」と挨拶した。

(4) 全国港灣は、2023年春闘要求として、『22春闘(仮)協定で「来年度以降も続ける」と確認した政府施策に則った適正料金の改定と適正料金確保のための協力要請を、早急に船社・荷主、関係諸団体に行うことを求めます。昨年、日港協は船社団体に要請した経緯があり、これをもう一步進め、荷主団体にも要請することを強く求めます。これが実を結ぶかどうか、23春闘の帰趨を左右するとも考えています。換言すれば、料金の担保なくして、私たちの要求を実現することは困難と認識しており、適正料金確保・下払い料金確保にむけた日港協の取り組みを前提として、23春闘交渉に誠意ある姿勢で向き合うことを強く求めます。』という趣旨説明を日港協へ文書にて提出した。具体的な要求としては、港灣産業における基準内賃金を30,000円以上(或は10%以上)引き上げるために、全国港灣並びに、港運同盟に加盟する各単組(支部など)の23年度賃金引き上げ要求に誠意をもって回答することとし、政府施策という社会的な背景、ユーザーは港灣への還元に十分すぎるほどの余力を持っていることを考慮すれば、「23春闘で大幅賃上げを実現しないでいつやるのか」と強調し、3万円以上(10%以上)の賃上げ要求に誠意を持って回答することを求めた。(全国港灣並びに各単組の妥結状況は後述)

2. 全国港灣加盟単組の取り組み

(1) たたかひの経過

各加盟単組の要求額、提出日は次の通り。

【要求額】	【要求提出日】
全港灣	
30,000円	3月1日まで
日港労連	
30,000円	2月15日
検数労連	
全日検	
30,000円	2月16日
日検	
30,000円	2月16日
検定労連	
海事検定	
10%以上	3月2日
シンケン	
10%以上	3月2日
全倉庫	
5%+α	3月15日
大港労組	
30,000円	2月24日
全日通	
13,700円	2月13日

(2) 交渉経過と回答状況
①全港灣は、第44回中央委員会において、秋から年末の中央執行委員会における討議経過を踏まえ、組合員が一体となつてたたかひ23春闘を構築し、新型「コロナウイルスの影響を鑑み、雇用の維持を最優先課題とする」と同時に、物価上昇分(3.6%)、最低賃金引き上げ率(3.3%)、22春闘での他産業との格差分(1.9%~1.3%||0.6%)と定期昇給分(3%)を含め率で10%程度を目指し、賃金引き上げ要求は「基本給一律30,000円」を確認し、また、特に今春闘では、今年も政府のすすめる「価値創造のための転嫁円滑化」施策の取り組みを早い段階で企業に求め、労働条件の向上や大幅賃金引き上げに必要な適正料金確保につながる取り組みをすす

めるとした。また、第1回統一回答指定日は3月14日を基本として、各地方の集中回答指定ゾーンを3月14日~17日とし、最終回答指定日を4月上旬(港灣産別春闘解決後)に設定し、精力的にたたかひをすすめてきたが、5月24日の第6回中央闘争委員会において、速報分会妥結額平均9,713円と闘争分会妥結額平均9,292円を確認した。

②日港労連は2月15日、第1回港荷労使交渉を行ない、賃上げ要求は物価高騰をもともしない大幅賃上げとして、基準内月額賃金30,000円を要求し、スト権確立を2月末に集約した。4月18日、第2回港荷団交(第5回港荷労使交渉)を行い、以下の内容を基本合意として、各個別協議が整ったことを確認のうえ、港荷労使団交を妥結し、「行動の自由留保」を通告解除した。ア.賃金については、基準内8,000円、基準外月額2,000円(年額24,000円)特に、基準外の取り扱いについては夏季・冬季一時金に対し別途に等分(半期12,000円)上乗せ実績支給。イ.62歳の定年延長に関する通減措置是正策について関連交渉は、第1回目を3月2日に行い、要求は、月額30,000円。独自課題として、5.9協定適用実施、産別協議促進、事前協議の作業体制に関する職種を付記する等とした。5月23日には、本給6,000+αで妥結した。全日検単組については、5月9日交渉を行ない、6,041円で妥結した。

③検数労連は、2月16日に第1回交渉において要求書の提出を行ない、本給一律30,000円とし、回答指定日を3月24日とした。4月27日には、第9回交渉を行い、日検は平均6,194円のまま修正回答が出され、全日検は6,041円の有額回答となったが、前回の金額が変わらずの両協会に対し、不満として修正回答を求めるとして次回交渉を設定し、5月12日には、第11回団交交渉を行なった結果、23春闘中央闘争委

【23年妥結額】 【妥結日】
 員会の見解に対し、すべての地域からの批准・一任を受けたことで妥結を表明した。妥結内容は、日検が6,194円(昨年比+1,722円)、全日検が6,041円(昨年比+364円)となった。

④検定労連は、要求書提出を3月2日とし、賃上げは10%以上の要求とし、付帯要求項目として、あるべき賃金、時間外算定基礎分母の1.43への引き上げ、定年を65歳にすることをした。海事検定は4月13日に大筋で合意し、賃上げ結果として、組合員平均9,362円となった。新日本検定は4月14日に合意し、賃上げ結果として、役割給改定・現業組合員一人平均8,000円+αとなっている。(株)シンケンについては、5月1日に組合員平均8,690円となった。

⑤全倉運は、統一要求提出日を3月15日とし、5%+αを統一要求基準とした。5月22日現在、単純平均36単組で平均9,482円(+3,665円)、加重平均3,919人で平均13,426円(+6,600円)となっている。

⑥大港労組は、大幅賃金引き上げの確保を目的し、基準内賃金月額30,000円を要求し、2月24日に第1回団交を開催し、要求書主旨説明を行った。以降、4月14日の第4回団交交渉まで精力的に交渉を行い、4月28日の団交交渉で基準内8,500円にて妥結した。

⑦全日通は、要求書提出を2月13日に行わない、生活の維持向上、定昇も含めた要求とし、賃金要求額は13,700円の増額、一時金年間(夏季・年末合わせ)で5ヶ月の要求を提出した。交渉の結果、賃金10,550円(税込み/4%)、一時金は年間3,500ヶ月(夏、1,750ヶ月・冬、1,750ヶ月)を引き出し、3月16日に妥結した。

⑧各加盟単組の妥結額、妥結日は次の通り。

【22年妥結額】 【妥結日】
 全港湾 9,713円 5月24日
 3,808円
 日港労連 8,000円+ (基準外24,000円/年間) 4月28日
 8,000円
 検数労連 8,000円
 日 検 6,194円 5月12日
 4,472円
 全日検 6,041円 5月12日
 5,677円
 検定労連 9,362円 4月13日
 8,226円
 新日本検定 8,000円+α 4月14日
 6,679円
 全倉運 13,426円 5月22日時点
 (加重平均) 5,558円
 大港労組 8,500円 4月28日
 7,000円+α
 全日通 10,550円 3月16日
 3,380円

一致の統一要求額として、「基本給一律30,000円」を決定した。その他の春闘方針についても提案の通り、たまたかう方針が確立され、中央執行委員会は、2023年春闘体制強化と闘争準備について要旨以下の指示文を発出した。

要求書は、中央、地方、支部の連署とし、3月1日(水)までに提出すること。なお、要求書は地方本部を通して各支部に送付する。回答指定日について第1回統一回答指定日は3月14日(火)を基本として、各地方の集中回答指定ゾーンを3月14日(火)〜17日(金)とする。なお、最終回答指定日は4月上旬(港湾産別春闘解決後)とする。たまたかい方について職場オルグ等を実施し十分意思統一を図り、春闘前段の諸行動についても各地方工夫して準備をすすめること。

3月中旬から下旬に賃金交渉の第一の山場として有額回答の引き出しと、回答金額の上積みのため各地方・支部は積極的な団交交渉を準備すること。

各地方・支部は、方針決定後ただちに闘争体制を組み、要求書を提出した。スト権確立の確認は、3月1日に全港湾の要求、全国港湾の要求について別々に確認し、全港湾関係で96・41%、全国港湾関係で96・37%を確認した。中央本部は直ちに労働関係調整法申請を行ない、闘争体制を整えた。

②3月23日、第1回中央闘争委員会(第5回中央執行委員会)を開催し、全国各地方・支部・分会の回答状況について確認を行なった。3月22日時点の回答額平均は4,533円となっており、闘争委員会では、引き続き粘り強い折衝や交渉を行ない、回答金額を引き上げるたまたかいを構築するとともに、中央港湾団交の場においても、日港協指導のもと、政府施策」の取り組みを地方港へ反映させる取り組みを追求していくことを確認した。

③3月14日〜17日を回答指定ゾーンとし各地方積極的取り組みの結果、まだ

集計中の地方や、データベースシステムの変更の影響等で集計に反映できていない地方もあるが、3月28日現在の回答状況をまとめると、回答額平均は速報分会で4,301円、となっており昨年をやや上回る出だしとなった。内容的には速報分会回答状況、153分会中76分会(49・7%)に有額回答が示され、回答額平均は4,301円、率で1・50%となっていた。

闘争分会の回答状況、299分会中126分会(42・1%)に有額回答が示され、回答額平均は4,034円、率で1・43%、となっている。参考までに、昨年の最終の回答額平均は3,678円、妥結額平均は3,808円であった。

④4月17日の中間集計では、各地方・支部での追い上げ交渉が図られたことから、昨年以上の回答額が出された。速報分会153分会に対し、111分会に回答あり、定期昇給回答額平均は4,446円。ベア回答金額平均は1,928円となり、賃金引き上げ回答額平均は6,484円となった。23春闘方針で山場に据えた、4月15日の「回答が不満な場合は、4月15日(土) 始業時より24時間ストライキ」について、行なった地方・支部は無かった。中央本部は、第5回中央執行委員会で決定した23春闘戦術の通り、妥結権については、4月15日(土)以降に各地方・支部に委譲した。なお、23春闘集計は、回答及び、妥結額の集計方法を見直し、22春闘まで行われていた平均定昇額の加重平均+平均ベア額の加重平均+平均合計額に再度加重平均で割っていたものを見直し、23春闘からは、平均定昇額の加重平均+平均ベア額の加重平均+平均合計額を回答及び、妥結額とすることとした。

⑤5月24日〜25日、第6回中央執行委員会を開催し、5月22日を最終集計とした結果について協議を行ない、未解決の分会があるものの23春闘に一旦区切りをつけることと未解決分会に対するたまたかいを継続する確認を行なった。最終集計の結果は次の通り。

速報分会153分会中、145分会に有額回答が出され、回答額平均は、9,667円、率にして3・37%となった。闘争分会では、299分会中、259分会に回答が出され、回答額平均は9,193円、率にして3・22%となった。そのうち妥結分会は229分会あり、妥結平均額は9,292円となった。

職種別での回答状況では、港湾の回答額平均が9,559円、トラックの回答額平均は7,443円、一般職種では、回答平均額が7,936円となった。

全体的に昨年額を上回ることが出来たが、特に沖縄地本で速報分会11分会中11分会に高い回答額(13分会の妥結額は12,037円)が出され、統一交渉の強みを生かした、たまたかいが構築され、全体を引き上げた結果となった。一方、日本海地方新潟支部日本倉庫分会では、5月31日の団交交渉での回答が不十分として、組合員11名が6月7日朝8時から29分間の時限ストライキを実施した。(結果を記載)

しかし、23春闘も「政府施策」を前面に打ち出し、たまたかいを構築したが、港湾の産業構造上から施策に対応する実態が乏しいところも見られ、特に合理化や企業縮小にすすんでいる港では低い賃上げを理解するしかなかった。

①2月8日〜9日、第14回中央委員会が開催され、23春闘方針が確認された。

②2月15日(水) 13:00から芝浦サービスセンター会議室(東京港)において23春闘第1回中央港湾団交を開催し、組合側より要求趣旨説明を行った。趣旨説明は、感染防止のために趣旨説明書を添えて提出した。趣旨説明のなかで特に強調したのは、22春闘協定は履行されている項目とそうでない項目があり、労働協約は、港湾労使の「義務」であり、履行できないのは業側の問題である。今春闘の現状を理解し、政労使で各課題に取り組んで港湾労働の労働環境と地位向上を目指すべきであると趣旨説明を行った。また、組合側から、安全専門委員会課題が多く山積しているため、委員会の早期開催を要請した。業側は、趣旨説明を受けて理解するが、どこまで実現するかを内部検討と集約を行いたいとし、次回団交を3月15日(水) 13:30から開催することを提案した。組合側はこれを了承して団交を終了した。

③3月15日(水) 13:30から芝浦サービスセンター会議室(東京港)において23春闘第2回中央港湾団交を開催し、組合側は、業側に23春闘要求に対する回答を求めた。業側の回答は、全体として検討中や「個別対応と考える」など、産別交渉を否定するかの回答に終始した。組合側は、特に船社に対して文書をもって価格転嫁の申し入れについて「検討している」の回答では、要求提出から1月あまりあったのにあまりにも対応が遅すぎると痛烈に批判した。また、他の項目についても個別対応では無責任であると批判し、再考するよう強く、業側に求めた。業側は、再考するとして、次回団交を3月28日(火) 13:30から開催することを提案し、組合側はこれを了承して団交を終了した。

④3月28日(火) 13:30から芝浦サービスセンター会議室(東京港)において23春闘第3回中央港湾団交を開催し、組合側は、業側に前回団交の修正回答を求めた。業側の回答は、23春闘賃上げと考える「価値創造のための転嫁円滑化施策」の推進について関係船社や元請に要請文書を近日中に発出すると回答した。組合側はこれに対して遅いが、一定の評価とした。しかし、全体として個別対応などの回答は撤回すべきだと反論した。また、同時に次回交渉でこれ以上の進展が望めないことから、行動の自由

3. 全港湾の取り組み

(1) たまたかいの経過

①2023年1月31日〜2月1日にかけて、第44回中央委員会が代議員のみの参加で開催され、22秋年末の経過と総括(案)、2023年春闘方針(案)が提案され、全体の議論のもと全員一致で確認された。要求額については、関西地本と名古屋支部が「30,000円以上」とのまとめ報告があったが、組合員

の留保を宣言した。業側は、団交解決を促進させるために次回団交前に事務折衝を求めた。組合側は、事務折衝は了承できるが、行動の自由の留保を宣言した以上、次回交渉日程を決めないと交渉の促進にならないと主張した。業側は、これを理解して次回第4回中央港湾団交を4月12日(水)の午後と設定することとした。なお、時間については事務局間で調整することとし、団交を終了した。

⑤4月12日(水) 13:55から芝浦サードセンター会議室(東京港)において23春闘第4回中央港湾団交を開催し、組合側は、業側に前回団交の修正回答を求めた。業側の回答は、検数・検定の委員会の開催と放射線被害対策健康診断制度設計を進めるための安全専門委員会の開催などの修正回答だった。組合側は、賃上げや労働環境整備のための原資を確保すべく荷主に対する要請文の発出について業側は回答しなかったことを追及した。業側は、荷主には元請が責任を持って要請すべきであり、これを飛び越えることは見送ると回答した。組合側は、検数・検定、専業と特に関連業種においては賃上げに対して非常に厳しい状況であることや地方港での関係を考えれば、荷主に対する要請は行うべきだと反論した。業側は、団交を解決するために次回団交を4月26日に設定し、その間に4月18日(火)と4月24日(月)に事務折衝をかさねる交渉の方向を提案してきた。組合側は、これを了承して団交を終了した。

⑥4月26日(水) 13:30から芝浦サードセンター会議室(東京港)において23春闘第4回中央港湾団交を開催し、業側代表より、第4回中央港湾の後、4回にわたり、事務折衝を行い、それをふまえて最終回答として(仮)協定書(案)の提案があった。業側より、案文の読み上げと説明が行われた。その中で特に、「労働環境整備のための取り組

み」について、口頭で付言するとして、23春闘協定書が締結され次第、23春闘協定書とその内容の趣旨を理解し、対応する旨の文書を日港協から各元請事業者に発出するとした。組合側は、内部議論をするために暫く時間をいただきたいとし、事務折衝団から、4回にわたる折衝で強調したことと論点について以下の報告がされた。

i. 政府施策を日港協から荷主団体に文書を発出すること。ii. お手伝い特例のセーフティネットについて、具体化すること。iii. 週休2日制についての見直しを立てること。iv. 指定事業者について、「是正」が必要との認識に立って、具体的な採用にふみ出すこと。交渉団からは上記の点について折衝の過程を理解するとして議論をふまえて、真島委員長より事務折衝団の努力に敬意を表して、日港協からの(仮)協定書(案)について、字句の訂正を行わずに了承することが提案された。ただし、(仮)協定書(案)で各単組・各個別で賃上げ交渉を行っているところがあることから、本日に妥結しないで検証の部分を残し、(仮)協定書(案)の中身について理解するとし、元請事業者が荷主・ユーザーから賃上げ原資となる料金をもらい、専業者への下払い料金を支払ったかどうかの確認をするために中央港湾団交を休会とすることを交渉団とし、業側へ提案することを確認した。団交再開後、真島委員長より業側からの(仮)協定書(案)について基本的に趣旨を理解し、文書の変更を求めず、基本的な合意はするも、本日の調印を取り交わすことはできないと回答した。理由は、賃上げ交渉が各単組・各個別が終わっておらず、(仮)協定書後も後押しする責任があるとした。その検証をふまえ、少なくとも1か月後に検証団交を要請した。加えて、組合側より、賃上げ交渉と適正料金收受、並びに原資確保の取り組みの指示文書を発出するので、日港協として齟齬がないように対応を要請することとし

た。日港協は、(仮)協定書を各地区港運協会、各会員店社に発出し、各単組・各個別、及び各地区の労使交渉を促進すると回答したため、基本合意とし、次回団交の統回の日程は、事務局で調整することとした。

(3) 継続課題の取り組み
①65歳定年延長については、全国港湾は23春闘要求として65歳定年制(通減なし)について「25年を待たずに前倒しで実施するよう努力する(21春闘協定)」にもつぎ、各職種・各社で協議促進を図り実施すること、としている。しかしながら現状では65歳定年制(通減なし)の獲得にはなっていない。
②新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことを受けて、東北日本では特別休暇(有給)についての確認書を5類移行後も継続して対応することの確認書(4月24日締結)を交わした。
(4) たたかひの総括
日本のナショナルセンターと言われる連合の春闘の第4回回答集計結果によると、2023年の春闘賃上げ率は3・69%で、これまでの伸び率に比べると、格段と高い結果となり「1993年以来の高い伸び率」などと、報道では好調が強調された。「このように高率の賃上げが実現したのは、人手不足が深刻化しているからだ」といった解説も見受けられました。あたかも今年の春闘で「未曾有の賃上げ」が行なわれたかのような錯覚に陥りますが、実際に起きているのは、正反対のことではないでしょうか。春闘賃上げ率が高くなったのは、輸入物価高騰などによる原材料コスト上昇の価格転嫁ができた大手企業の粗利益(付加価値)が増えたからだといわれています。しかし物価上昇率ほど賃金は上がっていないので、実質賃金指数は未曾有の低水準に落ち込み、そして賃金分配率も低下しています。中小零細企業の労働者にとっては、事態はむしろ悪化しています。
全港湾23春闘では、妥結金額でみると昨年を上回ることができましたが、全産業

と比べると低水準と言わざるを得ません。港湾で見ると要因は賃上げに資する適正な料金が取れていないことが明らかになったといえます。全国港湾は政府施策を前面に押し出し各単組の賃上げを図りましたが、1種元請の多い全港湾にとっては政府施策を生かすことができませんでした。このままでは新規採用どころか離職者が増えることも予測されます。残された道は労働組合として労働三権の団体行動権しかないのではないのでしょうか。

定年延長についても実態は再雇用制度や継続雇用制度での対応で通減を余儀なくされています。今春闘においても65歳定年延長を獲得したという報告は上がっていませんが、2025年には65歳定年制(通減なし)が産別協定となっていることを再確認し、更なる取り組みの強化が求められています。

IV. 夏季一時金闘争

1. たたかひの経過

(1) 要求額の設定
夏季一時金闘争は、第6回中央執行委員会において議論を行ない、昨年同期の額・率以上とすることを基本的に下記の確認を行ない、各地方・支部でのたたかひをすすめました。
①要求額は昨年同期の額・率以上とする。
②要求書提出は6月上旬とし、解決目標を6月下旬とする。
③要求書の作成、争議予告の手続きは各地方・支部で行なう。

地方	要求額	要求提出日	回答指定日
北海道	70万円	6月3日	6月29日
東北	3ヶ月	6月15日	6月21日
日本海	70万円	6月2日	6月29日

地方	要求額	回答指定日
関東	85万円	6月2日
東海5支部	昨年以上	2月24日
名古屋支部	92万円	5月12日
関西	6月16日	5月12日
阪神支部	95万円・同等の係数	5月30日
大阪支部	6月23日	6月2日
神戸支部	昨年実績以上	6月9日
築港支部	3ヶ月以上	6月8日
建設支部	昨年実績以上	6月6日
四国	80万円	6月2日
九州	6月15日	6月9日
関門支部	3ヶ月	6月12日
博多支部	65万円以上	6月12日
長崎県支部	3ヶ月以上	6月12日
鹿児島支部	6月26日	6月12日
鹿田支部	90万円	6月12日
沖縄	35割	6月12日
春闘時	春闘時	

(2) 連合の23春季生活闘争第7回最終集計(7月3日)によるフルタイム組合員の一時金回答額は、年間型の一時金回答平均は、月数で4・87ヶ月(前年比同率)となっており、額でみると1,588,396円(昨年比+28,351円)となっている。季節型の一時金回答額は、月数で2・34ヶ月、額でみると717,421円(前年比+9,102円)となっている。

(3) 職種別で見ると、港湾職種の回答額平均は510,341円(昨年同期503,822円)で昨年同期を6,519円上回った。トラック職種では、回答額平均358,762円(昨年同期350,922円)で昨年同期を7,840円上回った。一般職種でも、回答額平均359,231円(昨年同期328,983円)で昨年同期を30,248円上回った。

3. 各労働団体の回答状況
(1) 経団連は6月29日、2023年夏季賞与・一時金(大手企業業種)の第1次集計を発表した。調査対象は原則500人以上、主要21業種大手241社とし、集計のできた121社の総平均は956,027円で、今回集計121社の昨年同期920,076円より35,951円上回った。昨年は1981年以降で最高額を出したが、今年はそれを上回る結果となっている。

(2) 全日本労働組合連合会(全労連)は、7月3日(7月3日)によるフルタイム組合員の一時金回答額は、年間型の一時金回答平均は、月数で4・87ヶ月(前年比同率)となっており、額でみると1,588,396円(昨年比+28,351円)となっている。季節型の一時金回答額は、月数で2・34ヶ月、額でみると717,421円(前年比+9,102円)となっている。

4. 全国港湾加盟単組の回答状況
(1) 日港労連は、7月20日時点で、5港6組合平均(単純計算)支給額610,570円(平均勤続年数16・93年)となった。全検部門に於いては、組合員平均支給額454,489円+α(平均勤続年数1

2・4年)となった。なお、日港労連加盟組織8組合の平均支給額は、587、863円(平均勤続年数15・82年)となった。

(2) 検数労連は、7月4日(火)に夏季一時金の妥結を確認した。全日検が全国一人平均、454、489円+a(昨年比+15、547)日検が全国平均、473、808円+a(昨年比+9、406円)となっている。

(3) 検定労連は、海事検定職組は6月21日、組合員平均、720、000円で妥結。シンケン労組は6月23日組合員一人平均、516、000円妥結。なお、(財)新日本検定協会は組合員平均、730、000円で妥結した。

(4) 全倉運は、7月10日現在、単純平均40組合が647、075円、2・316ヶ月(前年比+11、679円/0・015ヶ月)となっており、加重平均で4、275人、751、246円、2・689ヶ月(前年比+4、357円/0・012ヶ月)となっている。

(5) 大港労組は、6月21日、第3回船内統一同交で、船内平均、513、000円で妥結した。

(6) 全日通の一時金は年間3・5ヶ月(夏、1・75ヶ月・冬1・75ヶ月)となっている。

5. たたかいの総括

一時金は加重平均で報告されることから、一概に金額の多い少ないでの評価はできないと思われませんが、23春闘で精一杯引き上げを行なった事業者の実情を考えると、各地方・支部ともに精一杯の成果と言えるのではないのでしょうか。

しかしながら、内閣府は6月20日の経済財政諮問会議で、2023年度の消費者物価指数(生鮮食品含む総合)が前年度比2・6%上昇するとの見通しを示しました。1月に閣議決定した見込みから0・9ポイント上方修正し、食品などに加えサービスの値上げが進んだことなどを反映したとあります。見通

し通りであれば1990年度以来の高い伸びとなった22年度の3・2%上昇に続く高水準となり、引き続き家計への重荷となりそうだ、としています。

一時金の引き上げは給与の一部として組合員からの要望は強くなると考えます。秋年末闘争の課題である冬季一時金での大幅引き上げを目指し、たたかいを構築しましょう。

V. 主な闘争課題の取り組み

(中央委員会確認以降)

1. 合理化反対、雇用保障制度のたたかい

(1) 本四架橋における雇用問題

①1月11日、第1回本四架橋対策会議が関西地方本部会議室内で開催され、関西地方からは「港湾分会が、本四架橋の影響を受け2回の合理化が行われ、当時104名いた分会員が、現在では48名になっている。現状は落ち着き、雇用問題は発生していない」、四国地方からは「順次ETC専用化の計画を打ち出されている。ETCの利用率が100%にならないくても、国の政策と位置づけ、強行にETC専用化を実行していることが資料を見てわかる。当時の離職者は実際に数名しかない。しかし、当時の離職者だけで料金収受業務はできない。現在、働いている従業員は組合員であるので、組合員を守る取り組みを展開しないといけない」旨の報告があった。その後、今後の取り組みについて意見交換をおこない、まとめとして、①鈴木委員長と担当者、中央交運労協へ挨拶を兼ねて趣旨説明に伺う。②要請文書を作成し、国土交通省(高速道路経営管理室)へ要請を行うことを常任中執へ提案することを確認した。

2. 労働安全衛生と福利厚生 充実のたたかい

(1) 中央労災職業病対策会議

①4月25日、第1回労災職業病対策会議が開催され、コロナ感染症が5月の連休明けに2類相当から5類に変更されることから、今後のコロナ感染症に対する各地方の対応と今後の対策についての考え方を共有し、全体としての一定の方向性を示すに資れないかを議論がなされた。労職対としては、コロナ感染症が2類相当から5類に変更されるにあたって、コロナ・インフルエンザと区別して対応するのではなく、感染症対策として、各地方の連携を密にしなら進めていくことを会議全体の確認事項として中央執行委員会に報告することとした。

(2) 港湾労災防止協会

①10月21日、第59回全国港湾労働災害防止大会が千葉県原市で開催され、第一部として、安全衛生表彰と大会宣言が採択された。また第二部では、特別講演等が開催された。

②6月14日、令和5年度第1回理事会及び通常総代会が開催され、i. 令和4年度事業・決算報告、ii. 第14次労働災害防止計画、iii. 令和5年度事業計画・予算(案)が提案され、それぞれ理事会・総代会で承認された。

(3) 港湾労働安定協会

①7月25日、第153回「制度専門小委員会」がリモートにて開催され、i. 新規登録申請115社・404名、ii. 裁定請求事業者63社・裁定請求者81名、iii. 支給期間変更受給権者41名、iv. 遺族見舞金の支給36名、v. 委員の変更について、審議し承認した。

②11月1日、第154回制度専門小委員会が開催され、港湾年金制度における、

i. 新規登録者159名(72店社) ii. 年金受給権新規裁定請求関わる審査、裁定について70名54店社 iii. 支給期間の変更について39名、iv. 遺族見舞金の支給について24名、v. 委員の変更について審査をおこないすべて承認された。

③11月28日、能力開発委員会が開催され、①港湾技能研修センターの運営状況について、②令和5年度研修計画(案)等について協議をおこなった。特徴的事項として、センターの利用者は地方港での利用が少ないことであった。また、受講の多い少ないコースについては状況に応じて運営することが求められた。

④1月30日、第155回制度専門小委員会が開催され、港湾年金にかかわる議題について議論され、すべてにおいて承認された。

⑤3月9日、第32回理事会・評議員説明会が開催され、令和5事業年度の事業計画案の審議が行われた。

⑥4月26日、第156回制度専門小委員会が開催され、通常案件に加え、年金登録事業者の脱会承認、原資負担者変更承認および加入の申請について検討を行ない、すべてにおいて承認された。

⑦6月15日、第33回理事会・評議員会が開催され、i. 評議員候補者・理事候補者の推薦、ii. 令和4年度事業報告と決算報告について、令和4年度公益目的支出計画実施報告書について、iii. 評議員会委員会の目的事項に関する提案について審議を行ない、すべてにおいて承認された。

(4) 日本港湾福利厚生協会

①11月18日、福利厚生協会より事前から出ていた、「シーパレス日港福の宿泊料金改定について」労働側の業務委員への説明会が開催された。改定の理由については、原油や天然ガスの高騰による光熱費の単価上昇や小麦粉、食用油、調味料等の食料品の値上げとされている。なお、実施日は2023年7月1日として

おり、業務委員の書面での了承を11月30日までにとのことだった。なお、業務委員からは「急すぎる」や「人材不足に対する対策は」等の意見が出されたが、総体的に「値上げやむなし」との意見だった。

②2月9日、第43回業務委員会が開催され、23年度施設整備事業助成について協議をし、すべて承認された。組合側からはその他として、シーパレスの売店の充実を訴えた。

③6月14日、第61回定時総会が開催され、i. 22年度事業報告・収支決算(案)、ii. 23年度事業計画・収支予算(案)が提案され、すべてにおいて承認された。

3. 労働者の権利確立と組織 攻撃に対するたたかい

(1) 3月10日、全日建連帯での「関西生コン事件」国賠訴訟第3回口頭弁論が東京地裁で開催され、鈴木誠委員長が傍聴として参加した。口頭弁論では、組合側から提出する刑法学者や労働法学者らの鑑定意見書3通をもとに、弁護団側から、一連の逮捕、起訴、恣意的な長期拘留や保釈条件の違法性について、また、産業界労働組合としての関生支部の運動をどのような視点で理解すべきかなどについて詳細な意見陳述が行われた。

(2) 3月23日、全日建連帯の「関西生コン裁判報告集」が開催され、鈴木誠一委員長が参加した。

(3) 6月10日、「関西生コンを支援する会」の主催で「関西生コン事件・第4回検証シンポジウム」が田町交通ビルで開催された。まずは刑事裁判の現状報告(8件)があり、基調報告「労使関係像の転換で何が問われているか」と題して、吉田教授よりビデオでの問題提起があり、パネル討論が行われた。

運動方針に基づき、地域での労働組合や諸団体との連携、共闘を目指すこととして取り組みできたが、様々な諸課題の取り組みに対して、必ずしも満足な取り組みは出来なかった。

5. 反戦、反核、平和と 民主主義、環境を守る たたかい

(中央委員会以降を記載)

(1) 3月17日〜21日の5日間にわたり、「フクシマ連帯キャラバン」が東北地方青年部を中心に組み込まれた。全港湾からはオプ参加者も含めて、延べ37名が参加し、全国一般や全日建からの参加者も16名ほどあった。キャラバン隊は3月17日にいわき市にて結団式を行ない、18日に津島原告団との意見交換、「3・13アークシオン」として市民へ訴えを行なった後、「伝承館」にてフィールドワークを行なった。19日は福島市へ移動し、市内での街宣行動や署名活動を取り組み、「2023原発のない福島を！県民大集会」を開催し、茨城へ移動した。20日には各自治体要請を取り組み、参加者全員で水戸市役所へも要請を行なった。21日には、東京代々木公園へ移動し、「さようなら原発全国集会」へ参加し、ステージ上で脱原発、福島を忘れないことを訴えた。集会後キャラバン参加者による報告集を開催し、今回の行動への感想や今後の思いが各参加者から報告され、団長による「今後も青年部が中心となり、原発がなくなるまで運動を続けていく」とするまとめが確認され、デモ行進に参加して全行動を終えた。

(2) 3月21日、「さようなら原発全国集会」が「さようなら原発」1,000万署名市民の会」の主催で東京都渋谷区の代々木公園で開催され、約4,700人(主催者発表)が参加した。全国集会は原発事故以降、年に2回ほど全国規模の集会を開いてきたが、新型コロナウイルスの感染が拡大した2020年春以降は「首都圏集会」

4. 労働者ならびに国民的諸 課題のたたかい

として規模を縮小され、「全国集会」は約3年ぶりとなった。全港湾からは「フクシマ連帯キャラバン」の参加者を中心に各地方からも多数の参加者があった。

6. 選挙闘争のたたかい

(1) 統一地方選挙の前半戦は9日に投票が行われ、大阪維新の会は、大阪で知事と市長のダブル選挙を制したほか、奈良県知事選挙では、大阪以外で初めて維新公認の知事が誕生した。さらに、初めて大阪府議会と市議会の両方で過半数を獲得したほか、41の道府県議会議員選挙で選挙前の倍以上となる124議席を獲得した。

(2) 共産党は、今回の道府県議会議員選挙で、あわせて75議席と、選挙前から24議席減らした。これまで全国の都道府県議会が唯一、議席を持っていなかった愛知で議席を獲得した一方、新潟、福井、静岡、福岡、熊本の5つの県議会では、議席を失った。

日本維新の会と大阪維新の会は、41道府県議会議員選挙のうち、18の道府県であわせて124議席を獲得し、選挙前の59議席から倍以上に増やした。

自民党は、41の道府県議会議員選挙であわせて1,153議席と、選挙前から86議席減らした。一方で、大阪府議会を除く40の議会で第1党となり、このうち24の議会では、過半数の議席を占めた。

立憲民主党は、今回の道府県議会議員選挙で、あわせて185議席を獲得し、選挙前から7議席増やした。一方で、山口では、議席を獲得できなかった。

社民党は、今回の道府県議会議員選挙で、あわせて3議席と選挙前から3議席減らし、全勝とはならなかったが、5名の当選者を出すことができた。

(3) 各地方の統一地方選挙の取り組みでは、日本海地本が、県議会選挙に8名の候補を擁立しましたが、全勝とはいかず、5名の当選者を出した。また、市議会選挙では、各支部が候補者を擁立した結果、15名中13名の当選者を勝ち取ることができ

た。

(4) 四国地本では、「政策によって濫用が危ぶまれる現状」を鑑み、国政選挙同様に地方自治体統一地方選挙を各支部が全力で取り組んだ。結果としては、香川県支部では県議会議員2名推薦で1名当選、市議会議員2名推薦で2名当選、町議会議員1名推薦で1名当選させることができた。松山支部については、県議会議員1名推薦で1名当選、新居浜支部については、県議会議員1名推薦で1名当選、高知支部については、市議会議員1名推薦で1名当選、徳島支部については、県議会議員3名推薦で3名当選、市議会議員1名推薦で1名当選させることができた。

今回の自治体統一地方選挙で、当選させることのできた議員との関係を深め、各自自治体において、全港湾の方針が政策に反映できるようにすることが今後の課題である。

VI. 港湾労働者の取り組み

1. たたかひの経過

(1) 日興サービス分会闘争

検数事業体での指定事業体労働者に対するたたかひとするため、「日興サービス分会闘争」を全国闘争として位置づけたたたかひを取り組んできた。

① 昨年5月18日、最高裁判所あてに「地位確認請求上告受理申立事件公正な判決を求める要請書」の署名(個人署名10、152筆・団体署名289筆)を提出した。

② 昨年5月27日に最高裁より「上告不受理」となった日興サービス分会闘争は、「司法の場でのたたかひは終結したが、労働組合としてのたたかひの場に移した。

③ 昨年8月吉日、名古屋支部日興サービス分会より、署名のお礼と闘争報告が届いた。名古屋支部では、8月28日に支部定期大会終了後に闘争報告集会を開催する予定で、中央本部から畠山、松永が参

加することとしている。また、今後の取り組みについて全国港湾方針を基本とするために、竹内指定事業体部長も参加し、全国港湾産別方針を確認した。

④ 全国港湾産別運動として、日検への移籍を取り組みつつ、「同一労働・同一賃金」による日検本体との「賃金・労働条件」を格差是正すべく、愛知労働局需給調整事業部へ要請を行なう取り組みをすすめている。

⑤ また、全国港湾指定事業体部会では、21春闘協定、22春闘協定、さらには23春闘(仮)協定での協定履行に向けて、検査部会との事務折衝を行なっており、本体移籍を早急に始める取り組みを行なっている。

(2) 能代闘争

① 昨年5月30日、能代闘争での能代運輸の限定解除の動きに対して、国交省へ再確認と見解を質しに東北地本、秋田支部と本部で訪問した。

② 昨年6月17日、日港協との折衝において、確認書(案)が提示され、おおむね合意できる内容だと判断した。

(3) 横須賀新港ふ頭におけるフェリー就航問題

① 昨年6月17日、日港協との折衝において、確認書(案)が提示され、おおむね合意できる内容だと判断した。(以降の取り組みは全国港湾)

② 昨年8月2日、全国港湾第16回常任中央執行委員会で確認された、横須賀新港ふ頭フェリー就航問題について、横須賀港運協会内会議室にて、協議をおこなった。組合側からは、横須賀新港フェリー就航問題は全国港湾独自の要求課題であること、場合によっては実力行使もあ

りうることで日港協と交渉していることを伝えた。また、本日は22春闘協定書(案)が最終段階にきており、フェリー問題については、日港協より「4者協議に依る」との確認が取れているので、協定書(案)について(参考)添付の主旨も含めて説明をおこなった。協会側か

らは、「横須賀随一の外貿公共ふ頭である横須賀新港の場において、ようやくフェリー確認書に基づき、フェリー船社との協議ができること、市に対しても共存の協議ができることに感謝しかない」と表明があり、願わくは、(参考)確認書に「外貿公共ふ頭」との文言を入れてほしいとの要望があった。組合側は、「文言の挿入ができるように最大限の努力はしたい」とし、今後も新港ふ頭における港湾運送事業者の事業継続と職域確保のために、あらゆる取り組みをすすめていくことを表明し協議を終えた。

④ 昨年6月24日、北海道電力は道内炭を燃料とする空知管内奈井江町の奈井江火力発電所1、2号機と砂川市の砂川火力発電所3、4号機を、2027年3月末で廃止すると発表した。老朽化に加え、非効率な石炭火力を30年度までに段階的に廃止する国の方針に対応するためとし、生産量のほとんどを燃料として両火発に納入している空知管内の採炭業者は今後、採掘を終了する見通し。

② 昨年8月17日、北海道地本と東北地本で港湾経済課に赴き、北海道地本から留萌の砂川火力発電所の廃止を受けて事業継続が困難になっている現状を報告し、東北地本からは宮古支部の港湾事業者が貨物の減少により、事業継続が出来ないため、免許の返上を考えていることこの報告をおこない、対応策について意見交換をおこなった。

③ 昨年11月18日、四国地本は、新居浜港におけるCNPの取り組みについて新居浜市港務局に説明を求め意見交換を行った。新居浜港CNP協議会については、企業機密もあり会議内容が非公開となっているが、石炭利用の縮小により直接影響を受ける港湾労働者に、まったく情報が入らない事態について、改善を求めるとともに、新居浜市長との合意事項である、港湾労働者の雇用問題についての協議の場の設立を早急にすすめるよう

に強く求め、理解させることができた。

また、2月17日に、新居浜支部が住友共同電力労働組合と意見交換会を開催し、「脱炭素課題の今後について」意見交換会を行った。現在、西火力3号機発電機の故障で石炭荷役がストップしている件で、このまま石炭荷役からフェードアウトすることを恐れていたが、住友共同電力として、「現時点で石炭からの撤退はない。」と明言されたが、2030年以降についての保証はないとされた。

① 昨年12月7日、三港会議(清水、四日市、博多)が開催され、23春闘に向けて取り組みについてとRTG遠隔操作化事業導入に関する情報共有を行なった。

② 3月9日、第2回地方港対策会議が開催され、i. 「アクションプラン」お手伝い特例に対する取り組みについて、各地方でのパブリックコメントの提出があった。また、労働組合がチェックできるよ

うに事前協議体制的なものを確立していくことを確認した。ii. 石炭火力発電所問題について、港運事業者には情報が届いていないところが多く、今後も議員懇談会関係報告について、議員の加入要件について、都度加入できるように中執へ提案する。iv. その他では、マイナパーについて、引き続き反対の立場を貫く。3月13日以降のマスク問題について、労働対で議論することを中執へ提案する。以上を確認した。

(6) 全港湾政策推進議員懇談会について
① 昨年11月10日、全港湾政策推進議員懇談会において、引き継ぎが必要なことから、鈴木龍一担当と松谷前書記次長とで議員要請をおこなった。対応議員は限られた引き継ぎの確認と中央行動での行政申し入れ書を配布・説明をおこなった。また、会長、事務局長に対して、23春闘前段での港湾問題や討論集会の開催を要請した。

② 昨年12月6日、懇談会事務局長勝部議員の田中秘書と議員室において、中執確認された事項(意見交換学習・第2回総会)について意見交換を行い、取り組みの確認をした。i. 意見交換学習会について、3月23日(木)の朝1時間程度で開催する。ii. 第2回総会について、6月を目的に双方で調整する事を確認した。議員側からは、「お手伝い特例」に対する認識が非常に薄かった。また、この件については、新年度実施が予測される。よって3月23日開催では、遅すぎ

る事が指摘された。
③ 同日、「石炭荷役・お手伝い特例」議員懇談会として、近藤議員と勝部議員の政策秘書への陳情を行なった。政策秘書からは、「早急な取り組みが必要」と「厚労省の対応の確認」、「交運労働協への協力要請」の3点の指摘があった。

④ 1月18日、「石炭荷役・お手伝い特例」議員懇談会として、辻本清美議員と福島瑞穂議員の政策秘書への陳情を行なった。その後、勝部議員秘書の田中氏と早急な取り組みとして、お手伝い特例に特化した議員懇談会を2月17日(金)に開催することで調整に入った。これについては常任中執での対応とした。

⑤ 2月17日、議員懇談会役員会として、「お手伝い特例」について、国会議員、国交省、労働組合の3者による協議が、衆議院第2会館で開催された。協議では、すべての国会議員から、「お手伝い特例」については、地方港における寡占化を招くものであり、「必要ない」との意見が相次いだ。最終的に政策推進連盟の近藤会長からは、本日の議論内容から「お手伝い特例」についての必要性が、感じられない。国交省は、今一度、慎重に議論する必要がある。との取りまとめをいただいた。

⑥ 5月25日、第2回全港湾政策推進議員懇談会総会が開催され、勝部議運事務局長より開会の挨拶と進行を担ってもらい、近藤議運会長より開会の挨拶を受け

果、施設案件の4件を了承し、その他の1件は、詳細な作業体制を確認するため、中央保留・地区先行協議とし、地区協議に付すこととした。

⑩6月20日、中央事前協議が開催され、6月分の事案として、荷主・ユーザー等が港湾地域に倉庫・物流施設を建・増設し、稼働する事案3件、革新船に係る事前協議事案34件(重要案件0件、6月16日までに地区に下した軽微事案34件)について協議を行なった。その結果、荷主・ユーザー等が港湾地域に倉庫・物流施設を建・増設し、稼働する事案のうち1件(105番)については地区先行・中央保留とし、1件(106番)については了解した。もう1件の「鍋田ふ頭T2、T1バースでのRTG遠隔操作化の事案」については、組合側から「なぜ、事前協議案件となつたのか」、「現状のままでは協議すらいけない」、「中央協定を改定するようなものだ」との意見を出した。業側は「内容はどうであれ、申請のあったものは事案として出さざるを得ない。また、ヒアリングの際にこの事案は自動化・機械化の親委員会もしくはWGでの協議が前提となることは言い伝えていた」とした。対し、組合側は「このまま親委員会へ出されても、協議ができるかどうかはわからないが、日港協が親委員会もしくはWGを招請するのであれば、その場での協議となる」ことを申し伝え事前協議会の判断としては保留」として終了した。

協の考え方を求めた。日港協は「船社からの年末年始の要請は未だ来ていない段階ではコメントできない」とし、「本日の組合側の意見を日港協として精査しコメントをおこないたい」ことから、次回日程について11月16日(水)午前中とすることを確認し終了した。

②昨年11月16日、労使政策委員会が開催され、冒頭、日港協から、「21春闘協定、22春闘中央団交の経過をふまえた諸課題」について回答すべきところであるが、11月9日に外船協と邦船協から年末年始例外荷役の協力要請が行われたことを紹介した。その後、組合から出されていた22春闘要求での「一目一番地」である適正料金の交渉が正式に解決したと報告があった。それを受けて、日港協として22春闘の肝である適正料金收受と支払いの課題が解決したとして、中央港湾団交の再開と年末年始の例外荷役の協力要請の申し入れがあった。組合側も、料金問題について解決したことの確認ができたとして、中央団交の再開と年末年始の例外荷役の協力要請についてもいったん休憩をはさみ、組合側で協議した結果、日港協の申し入れに応じることとし、年末年始の例外荷役の協力要請を例年通り実施することを確認し、(仮)議事録確認書に署名した。また、中央港湾団交を11月28日(月)10時30分から再開することとした。

③昨年12月19日、労使政策委員会が開催され、業側は12月12日付組合提出のメモに沿って協議を行いたいとし、例年と同様に22春闘仮協定の内容を労使協議課題として確認した。そのうえで業側は、政策委員会として直ちに実行すべき課題として、i. 「政府施策」の継続した取り組み、ii. 非効率率石炭火力発電施設の休・廃止に伴う取り組み、iii. インドネシア・物流倉庫の実態調査、④横須賀フェリー問題での4者協議は日港協として対応する、⑤「お手伝い特例」については各事業者の問題点を抽出しても

らっている。また、専門委員会などで対応する事項として、i. 料金P/Tの活動強化、ii. 指定事業体問題、iii. 標準者賃金問題は、まず事務折衝を、iv. 放射線量検査従事者の調査を実施し、専門委員会へ対応する、とした。組合側は各論に対して反論を行ない、労使の確認事項として次の提案を行なった。i. 安全専門委員会の開催、ii. 料金P/T活動での事務局間調整、iii. 検数・検定小委員会の開催の促進、iv. 横須賀4者協議は当該地区からの呼びかけを待つ。これに対し業側は、組合側の提案について確認し、今後も前広に協議していくとの発言をおこない終了した。

(3) 中央執行委員会・その他会議
①昨年7月14日、第2回役員選挙委員会が開催され、i. 公示期間は8月1日から8月31日の17時までとする。ii. 来期の役員体制について、現行役員「34名」を基本に公示する。iii. 出身単組を持たない役員立候補の取り扱いについて、玉田書記長を役員選挙委員会が、中央執行委員会へ推薦する。iv. 最終的な役員立候補者の確認は大会前の中央執行委員会とすることを確認した。

②昨年7月14日～15日、第15回中央執行委員会(第8回合同闘争委)が開催され、報告事項を受けた後、次の事項について検討をおこなった。i. 22春闘の折衝をはじめとした経過と今後の取り組みについて、団交再開は、船社が「賃上げ原資確保」に応じるか否か、検証が残っていることを共通認識とし、横須賀新港ふ頭へのフェリー就航問題では、「22春闘協定案」を神奈川港運協会と横浜港運協会へ説明に行くことを確認した。ii. RTG遠隔操作問題については、名古屋港で協定履行状態に戻す動きがあることから、8月5日の午後に検証をおこなうことを確認した。iii. 22春闘(中間)総括案について、確認し、意見を踏まえた修正は委員長、書記局へ一任するとして。iv. 中央労働委員会に係

る諸活動について、確認した。v. 大会提出議案の準備について、原案についての意見を踏まえて、7月20日の常任中執で成案化することを確認した。vi. 役員選挙委員会の報告・提案を受け、出身単組を持たない玉田書記長について役員推薦することを確認した。vii. 第15回定期大会について、運営等も含め確認した。viii. 全港湾名古屋支部から要請のある、指定事業体をめぐる考え方についての集会上に、指定事業部会長が参加することを確認した。

③同日、50周年実行委員会が開催され、当日の流れと役割分担について検討をおこなった。
④昨年8月22日、書記長会議と50周年実行委員会が開催され、秋年末中央行動での行政申し入れ書(案)の検討をおこなった。また、50周年実行委員会では、会場に向き実際の流れを確認した。
⑤昨年9月28日、第16回中央執行委員会が開催され、今日までの取り組みの報告を確認し、検討事項として、①前回中執以降の取組での検討事項と労使政策委員会の開催申入れの確認をおこなった。
②第15回定期大会の準備について、運営を確認した。③22秋年末行動について、行政交渉と「港の兵站反対」の街宣行動を確認した。④50周年記念事業について、祝賀会の確認をおこなった。

⑥昨年9月28日～29日、ロイヤルホール横浜(横浜市中区)で、第15回定期大会を開催された。全国の地区港湾・単組代表員が参加して、3年ぶりの対面の大会となった。大会では、21年度経過報告、22年度方針、22秋闘方針、21年度決算、22年度予算を確立し、新たな役員を選出し、終了した。
⑦大会終了後の9月29日、同会場において全国港湾結成50周年祝賀会を友誼組合、政党、行政、業界、関係団体、マスコミ関係を含め、350人余が参加し、盛大に開催した。
⑧昨年10月14日、第13回港湾労政懇

話会が開催され、国交省より、i. 持続可能な物流の実現に向けた検討会について、ii. 夜間荷役の実態について、iii. デジタル庁からの要請で届出料金を各事業者のホームページで行うよう法制化がされることについての報告があった。組合側からは、i. アクシオンプランの事業者間の協業の促進は反対。ii. 横須賀新港ふ頭問題がまだ未解決である。
iii. 東北宮古での事業消滅の可能性。
iv. RTG遠隔操作化で職域侵食の現象が起きている。v. 横浜山下ふ頭の再開発問題。vi. パイプライン荷役が港湾事業法適用可否か。の問題提起をおこなった。

⑨昨年11月9日～10日、秋年末闘争での中央行動が開催され、9日は国交省と厚労省との交渉に臨み、10日は新橋S1広場前で「港湾を兵站に使わせない」をメインとする、宣伝行動を参加者一同で取り組んだ。
⑩昨年11月24日～25日、第3回中央執行委員会が開催され、報告事項とし、i. 22秋年末中央行動の経過と石炭荷役調査の開始、ii. 各地区港湾事務局長の会議の経過、iii. 労使政策委員会の経過、iv. 全港湾地方港対策会議への参加、v. 常陸那珂港労使意見交換会への参加、vi. 大阪港のゲートオープンへの要請経過と了承の確認、vii. JAL支援共闘会議の総会経過、viii. ITFの取り組み経過、ix. シーパレス日港福の運営・料金引き上げについて「平日500円・休日前1,000円」に値上げについて、やむなしと了承を確認、x. その他、について確認した。検討事項では、i. 労使政策委員会におけるア. 年末年始例外荷役の実施を確認。ii. 22春闘(仮)協定書案と第6回団交に臨む基本的立場を確認。ii. 港湾の自動化。機械化に関するWGについて、ア. 「中央・地区労使定例協議協議会(仮称)」を労使で確認。イ. WGからの作業基準確認書(案)の申請を認め、検討するために

現地視察をおこなうことを確認。iii. 石炭荷役対策委員会について、委員長に鈴木誠一副委員長、事務局長に松永中執を確保。iv. 港湾労働政策研究所の設立を12月7日に開催することを確認。v. 23春闘準備について、春闘方針骨子案について検討。vi. 22年度(7～10月)予算執行状況と予算の一部修正を確認した。
⑪昨年11月28日、第6回中央港湾団交(続々会)が開催され、これまで労使政策委員会や折衝で各課題に対して議論を交わして22春闘協定書案の作成をおこなってきた経過をふまえ、業側は(仮)協定案を団交の場で読み上げて組合側に提案を行った。組合側は検討を行なうとして一時休憩を申し入れ、検討を行なった結果、再開し組合側は、要旨の主張と提起を行った。①週休二日制について、全日検はずでに取り入れているが、その労働環境を担う料金担保が出来ていないのが現状で、このままでは人員の合理化や倒産につながりかねない。関連事業者の一部でも実施に踏み切っているものの同様の事情が生まれている。そうならないように対応を図ってほしい。②指定事業体の問題では、21春闘協定の際に厳しいやり取りの経過があった、その経過を踏まえて年内には解決を求めたい。展望が見えなければ、オーダーを出していいのかの疑問が生まれる。こんなことは言わせないでほしい。このままでは協定倒れになる。③5・9協定改定について人手不足を解消するため来年度の23春闘において改定促進を図られたい。④P/Tでのトラック事業の標準運賃制度や放射線の課題について、ただちに始めてほしいことを特に申し上げたい。組合側は以上の主張を行った後、22春闘協定案について妥結することにした。

⑫昨年12月7日、港湾労働研究所の設立総会が開催され、①役員推薦について、②会則について、③研究所予算について確認された。また、主任研究員につ

(2) 労使政策委員会(全国港湾)

①昨年11月1日、組合からの開催申し入れ(10/18)に基づき労使政策委員会が開催された。組合からは、21春闘協定における諸課題、22春闘がいまだに解決されていないのは、船社による下払いの検証が済んでいないこと、RTG遠隔操作化WGの経過の確認、検査事業体における問題、年末年始例外荷役への組合の考え方等、22春闘での折衝経過を含めた組合側の考え方を披瀝し、日港

協の考え方を求めた。日港協は「船社からの年末年始の要請は未だ来ていない段階ではコメントできない」とし、「本日の組合側の意見を日港協として精査しコメントをおこないたい」ことから、次回日程について11月16日(水)午前中とすることを確認し終了した。

②昨年11月16日、労使政策委員会が開催され、冒頭、日港協から、「21春闘協定、22春闘中央団交の経過をふまえた諸課題」について回答すべきところであるが、11月9日に外船協と邦船協から年末年始例外荷役の協力要請が行われたことを紹介した。その後、組合から出されていた22春闘要求での「一目一番地」である適正料金の交渉が正式に解決したと報告があった。それを受けて、日港協として22春闘の肝である適正料金收受と支払いの課題が解決したとして、中央港湾団交の再開と年末年始の例外荷役の協力要請の申し入れがあった。組合側も、料金問題について解決したことの確認ができたとして、中央団交の再開と年末年始の例外荷役の協力要請についてもいったん休憩をはさみ、組合側で協議した結果、日港協の申し入れに応じることとし、年末年始の例外荷役の協力要請を例年通り実施することを確認し、(仮)議事録確認書に署名した。また、中央港湾団交を11月28日(月)10時30分から再開することとした。

③昨年12月19日、労使政策委員会が開催され、業側は12月12日付組合提出のメモに沿って協議を行いたいとし、例年と同様に22春闘仮協定の内容を労使協議課題として確認した。そのうえで業側は、政策委員会として直ちに実行すべき課題として、i. 「政府施策」の継続した取り組み、ii. 非効率率石炭火力発電施設の休・廃止に伴う取り組み、iii. インドネシア・物流倉庫の実態調査、④横須賀フェリー問題での4者協議は日港協として対応する、⑤「お手伝い特例」については各事業者の問題点を抽出しても

らっている。また、専門委員会などで対応する事項として、i. 料金P/Tの活動強化、ii. 指定事業体問題、iii. 標準者賃金問題は、まず事務折衝を、iv. 放射線量検査従事者の調査を実施し、専門委員会へ対応する、とした。組合側は各論に対して反論を行ない、労使の確認事項として次の提案を行なった。i. 安全専門委員会の開催、ii. 料金P/T活動での事務局間調整、iii. 検数・検定小委員会の開催の促進、iv. 横須賀4者協議は当該地区からの呼びかけを待つ。これに対し業側は、組合側の提案について確認し、今後も前広に協議していくとの発言をおこない終了した。

(3) 中央執行委員会・その他会議
①昨年7月14日、第2回役員選挙委員会が開催され、i. 公示期間は8月1日から8月31日の17時までとする。ii. 来期の役員体制について、現行役員「34名」を基本に公示する。iii. 出身単組を持たない役員立候補の取り扱いについて、玉田書記長を役員選挙委員会が、中央執行委員会へ推薦する。iv. 最終的な役員立候補者の確認は大会前の中央執行委員会とすることを確認した。

②昨年7月14日～15日、第15回中央執行委員会(第8回合同闘争委)が開催され、報告事項を受けた後、次の事項について検討をおこなった。i. 22春闘の折衝をはじめとした経過と今後の取り組みについて、団交再開は、船社が「賃上げ原資確保」に応じるか否か、検証が残っていることを共通認識とし、横須賀新港ふ頭へのフェリー就航問題では、「22春闘協定案」を神奈川港運協会と横浜港運協会へ説明に行くことを確認した。ii. RTG遠隔操作問題については、名古屋港で協定履行状態に戻す動きがあることから、8月5日の午後に検証をおこなうことを確認した。iii. 22春闘(中間)総括案について、確認し、意見を踏まえた修正は委員長、書記局へ一任するとして。iv. 中央労働委員会に係

⑬ 津守岡山大学教授を確認した。
 ⑭ 昨年12月12日、臨時(ONE)中央事前協議案件に関する、中央・地区代表者会議がリモートで開催され、各地区の状況と雇用と職域に関する協議を行なった。

ナヤード内での計画はないが、その他の地域での社会実験はあると聞いている。港湾経済課の管轄ではない。とのことだった。組合側は再度、アクションプランの協業化については反対することを強く申し入れた。

⑮ 2月7日、第15回中央委員会がシールレスで開催され、中央委員44名の参加によって、23春闘要求についての議論を行ない、春闘方針が確立された。その後、統開の中央執行委員会では、

⑯ 2月7日、第6回中央執行委員会が開催され、報告事項を受けた後、i. 第15回中央委員会の運営等について、ii. 中労委のその後の動向について、iii. IT Fインスペクター選任の要請について、検討を行ない、i. では、要求書案の修正を確認し、ii. については、第5回中執経過と当面の取り組みを再確認し、iii. については、検定労連に選任を要請することを確認した

⑰ 1月12日、国交省港湾経済課へ「22年秋の協議を踏まえた当面の課題」について、協議をおこなった。協議項目はi. 石炭荷役関係、ii. アクションプランのお手伝い特例について、iii. 「価値創造のための転嫁」施策について、iv. 海コンの自動走行について、の4点で、i. については、留萌市の出方・考え方も知る必要がある、北海道運輸局とも対策を検討したい。ii. 1~3年の期間を1年とした。繰り返しとなるが、厳正に審査するので心配には及ばない。iii. 政府施策は継続しているが、今年も文書として出るのが、確認を取る。iv. コンテ

⑱ 1月17日、第5回中央執行委員会(同盟と合同)が開催され、独禁法問題に係る中労委の動向と当面の対応方針(案)について以下の通り確認した。①和解協議はやぶさかではないが、提示された中労委案では乗れない。②都労委命令を活かすべきであり、そのために、日港協が再審査請求を取り消すことが最良の策である。③再審査請求の取り下げと都労委命令の確定のための労使協議(折衝)を模索する。取り下げない場合は、紛争の長期化が想定され行訴対応も想定せざるを得ないものの、これは中労委に斡旋を申請した段階からの想定内と考える。④中労委への対応として、イ. 和解案には同意できない。ロ. 和解協議があるとすれば、都労委命令を活かした和解案が必要II和解条項の原文に「独禁法違反に当たらない」との中労委見解が必要・再開した団交で産別最低賃金水準は、168,920円(17春闘の個別労使確認)であることを付記することが必要。・債権債務などケジメの課題は円滑な労使協議で日港協が提示するもの。そのうえで、折衝および最終判断常任中執に任ずることとし、必要な場合は緊急にも機関会議で検討を行なうことを確認した。

⑲ 2月7日、第6回中央執行委員会が開催され、報告事項を受けた後、i. 第15回中央委員会の運営等について、ii. 中労委のその後の動向について、iii. IT Fインスペクター選任の要請について、検討を行ない、i. では、要求書案の修正を確認し、ii. については、第5回中執経過と当面の取り組みを再確認し、iii. については、検定労連に選任を要請することを確認した

⑳ 2月7日、第15回中央委員会がシールレスで開催され、中央委員44名の参加によって、23春闘要求についての議論を行ない、春闘方針が確立された。その後、統開の中央執行委員会では、

㉑ 2月20日、関連職種労使意見交換会が開催され、2014年春闘協定を踏まえ、21春闘・22春闘協定の確認と23年春闘要求について、事前協議への関連職種の追記について、そのための適正な料金を収受したうえで5・9協定の履行を求めた。また、第1回中央港湾団交での趣旨説明も併せて披露し、労使共通の認識をもって、関連職種の労働環境の引上げ、その原資となる適正料金の下払い確保の取り組みをすすめることとし、意見交換会を終了した。

㉒ 3月1日、料金P・T労使委員による「標準的な運賃」学習会として、運輸労連の世永副委員長を講師としてお招きし、標準的な運賃の運輸労連としての取り組みの講演を受けた。

㉓ 3月8日、石綿対策委員会が開催され、i. 神戸における裁判経過と今後の対策について、ii. 石綿対策での四者協議について、検討を行なった。最後に今後の当面の取り組みとして、次の確認を行なった。i. 非公式ではあるが、石綿対策委員会として全日検と面談を申し入れる。ii. 対策委員会として、問題整理としての文章を早急に作成する。③本日の厚労省交渉で折衝を申し入れる。

㉔ 2月15日、第7回中央執行委員会が開催され、検討事項として、i. 23春闘中央行動について、行政申し入れ書の検討を行ない、加筆修正は四役・担当中執に一任することとし、2月17日に最終確認を行ない各地区港湾へ送付することとした。ii. 第1回中央港湾団交に臨むにあたって、玉田書記長が別紙の趣旨説明をもとに発言することとした。③渋滞対策にかかわるゲートオープン時間の一部緩和の要請について、先の中央執行委員会での確認通りに「東京、川崎、横浜、大阪港」について団交終了後に了解する旨を通知することを確認した。

㉕ 2月20日、関連職種労使意見交換会が開催され、2014年春闘協定を踏まえ、21春闘・22春闘協定の確認と23年春闘要求について、事前協議への関連職種の追記について、そのための適正な料金を収受したうえで5・9協定の履行を求めた。また、第1回中央港湾団交での趣旨説明も併せて披露し、労使共通の認識をもって、関連職種の労働環境の引上げ、その原資となる適正料金の下払い確保の取り組みをすすめることとし、意見交換会を終了した。

㉖ 3月9日、「ユーザーは莫大なものけを港運に還元せよ・港湾を兵站基地にするな」をテーマに新橋SL広場前で街頭宣伝行動を行なった。

㉗ 3月9日、「ユーザーは莫大なものけを港運に還元せよ・港湾を兵站基地にするな」をテーマに新橋SL広場前で街頭宣伝行動を行なった。

㉘ 3月9日、14:00から経産省・エネ庁申し入れ行動を行なった。

㉙ 4月11日、消防庁意見交換会を開催し、危険物保安室からは、「危険物輸送の動向を踏まえた安全対策の在り方について」の検討委員会のまとめが報告され、これまで組合が求めてきた問題点について、多少なりの改善が見られた。

㉚ 4月20日、中央安全専門委員会が開催され、冒頭、業側大塚委員長より「春闘期間中ではあるが、産別労使安全専門委員会の開催を図っていく、23春闘協議

⑳ 2月7日、第15回中央委員会がシールレスで開催され、中央委員44名の参加によって、23春闘要求についての議論を行ない、春闘方針が確立された。その後、統開の中央執行委員会では、

㉑ 2月7日、第6回中央執行委員会が開催され、報告事項を受けた後、i. 第15回中央委員会の運営等について、ii. 中労委のその後の動向について、iii. IT Fインスペクター選任の要請について、検討を行ない、i. では、要求書案の修正を確認し、ii. については、第5回中執経過と当面の取り組みを再確認し、iii. については、検定労連に選任を要請することを確認した

㉒ 2月20日、関連職種労使意見交換会が開催され、2014年春闘協定の確認と23年春闘要求について、事前協議への関連職種の追記について、そのための適正な料金を収受したうえで5・9協定の履行を求めた。また、第1回中央港湾団交での趣旨説明も併せて披露し、労使共通の認識をもって、関連職種の労働環境の引上げ、その原資となる適正料金の下払い確保の取り組みをすすめることとし、意見交換会を終了した。

㉓ 3月1日、料金P・T労使委員による「標準的な運賃」学習会として、運輸労連の世永副委員長を講師としてお招きし、標準的な運賃の運輸労連としての取り組みの講演を受けた。

㉔ 3月8日、石綿対策委員会が開催され、i. 神戸における裁判経過と今後の対策について、ii. 石綿対策での四者協議について、検討を行なった。最後に今後の当面の取り組みとして、次の確認を行なった。i. 非公式ではあるが、石綿対策委員会として全日検と面談を申し入れる。ii. 対策委員会として、問題整理としての文章を早急に作成する。③本日の厚労省交渉で折衝を申し入れる。

㉕ 2月15日、第7回中央執行委員会が開催され、検討事項として、i. 23春闘中央行動について、行政申し入れ書の検討を行ない、加筆修正は四役・担当中執に一任することとし、2月17日に最終確認を行ない各地区港湾へ送付することとした。ii. 第1回中央港湾団交に臨むにあたって、玉田書記長が別紙の趣旨説明をもとに発言することとした。③渋滞対策にかかわるゲートオープン時間の一部緩和の要請について、先の中央執行委員会での確認通りに「東京、川崎、横浜、大阪港」について団交終了後に了解する旨を通知することを確認した。

㉖ 2月20日、関連職種労使意見交換会が開催され、2014年春闘協定の確認と23年春闘要求について、事前協議への関連職種の追記について、そのための適正な料金を収受したうえで5・9協定の履行を求めた。また、第1回中央港湾団交での趣旨説明も併せて披露し、労使共通の認識をもって、関連職種の労働環境の引上げ、その原資となる適正料金の下払い確保の取り組みをすすめることとし、意見交換会を終了した。

㉗ 3月9日、「ユーザーは莫大なものけを港運に還元せよ・港湾を兵站基地にするな」をテーマに新橋SL広場前で街頭宣伝行動を行なった。

㉘ 3月9日、「ユーザーは莫大なものけを港運に還元せよ・港湾を兵站基地にするな」をテーマに新橋SL広場前で街頭宣伝行動を行なった。

㉙ 3月9日、14:00から経産省・エネ庁申し入れ行動を行なった。

㉚ 4月11日、消防庁意見交換会を開催し、危険物保安室からは、「危険物輸送の動向を踏まえた安全対策の在り方について」の検討委員会のまとめが報告され、これまで組合が求めてきた問題点について、多少なりの改善が見られた。

㉛ 4月20日、中央安全専門委員会が開催され、冒頭、業側大塚委員長より「春闘期間中ではあるが、産別労使安全専門委員会の開催を図っていく、23春闘協議

㉜ 5月31日、第10回中央執行委員会(第3回中央闘争委員会)が開催された。報告事項を受けた後、i. 中央港湾団交の基本合意と今後の取り組みについて、ii. 23春闘に係る課題について、iii. 23春闘の中間総括について、iv. 書記局体制について、v. 古里弁護士を偲ぶ会参加について、vi. 学習会について検討確認を行なった。

㉝ 6月1日、中央執行委員会として学習会が港湾労働政策研究所の後援で開催された。学習テーマはi. 港湾労働者不足、ii. 魅力ある港湾労働の行方・津守主任研究員、iii. こくみん共済coopに取り組みについて、iv. 世界での自動化、機械化の動きについて・福岡IT F東京事務所、の3点での学習を行なった。

㉞ 6月15日、第11回常任中執が開催され、報告事項の後、i. 第5回中央港湾団交での基本合意と「検証」の取り組みについて、「検証」と地区独自の課題について地区団交を強化する。ii. 23春闘に係る課題について、ア、フェリー協

㉟ 7月となる。イ、「検証」期間における取り組みとして、指定事業体部会での折衝をすすめること、ウ、「お手伝い特例」での地区での取り組みをすすめる。iii. 23春闘の中間総括(案)について、事前配布して議論をすすめる。iv. 23年度運動方針(案)についても事前配布して議論をすすめる。v. 第16回定期大会の運営について書記局会議で意見集約を行なうこと。の確認を行なった。

㊱ 同日、書記局会議が開催され、i. 23春闘での各単組の取り組み状況について報告を受け、ii. 秋年末闘争での中央行動に向けて検討を行ない、iii. 財政について検討を行なった。

㊲ 6月20日、第15回港運労政懇話会が

㊳ 同日、書記局会議が開催され、i. 23春闘での各単組の取り組み状況について報告を受け、ii. 秋年末闘争での中央行動に向けて検討を行ない、iii. 財政について検討を行なった。

㊴ 6月20日、第15回港運労政懇話会が

㊵ 同日、書記局会議が開催され、i. 23春闘での各単組の取り組み状況について報告を受け、ii. 秋年末闘争での中央行動に向けて検討を行ない、iii. 財政について検討を行なった。

㊶ 6月20日、第15回港運労政懇話会が

㊷ 同日、書記局会議が開催され、i. 23春闘での各単組の取り組み状況について報告を受け、ii. 秋年末闘争での中央行動に向けて検討を行ない、iii. 財政について検討を行なった。

㊸ 6月20日、第15回港運労政懇話会が

の件について協議をおこない、NUCTの協定不履行は是正されたと判断し、中央事前協議案件2件については、具体的書面の提出を求め、東京港については応募のみを了解することを確認した。

③9月30日、自動化・機械化に関する労使協議会が開催され、委員会は、WGで検討をすすめた、当面の諸問題について下記の通り確認した。

i. 名古屋港のT3は、3回の検証を踏まえた中で中央・地区の確認書通り実施しているのを現認し、1基2名体制を確認し、協定通りと確認した。このことによりT3の稼働を承認する。ただし、引き続き、交代制で賃金カットをしないなどの精査は継続していく。

ii. 中央事前協議会に提案のあった名古屋港T2と清水港については、9月22日のWGで指摘した作業体制を明記し、再提出すること。ただし、清水港については、昨年の6月の報道で明確に省人化の記事が出されており、承認できないが、作業体制を明記した事前協議に申請することは否定しない。

iii. 東京港の公募については、環境が整ったと理解して親委員会として承認したい。

iv. 実務的な点は、WGと事務局間で調整を行いたい。地区については、新たに設置するのに多少時間的な猶予がほしいとした。また、日港協からは、清水港について、9月22日WGでの組合側の指摘を関係者に報告し、当該関係者から謝罪があり、人員削減が全面になった記事を訂正し、中央労使確認書、地区確認書に基づいて行っていきたい。厳粛に受け止め、順守していきたいと本委員会で発言があった。

④11月16日、自動化・機械化に関する労使WGが開催され、11月1日に開催した中央事前協議会で提出された遠隔操作RTGを導入する事案の2件(清水港新興津コンテナターミナルと名古屋港鍋田ふ頭コンテナターミナルのT2バー

ス)について協議した。

⑤1月13日、RTG・WGとして清水港新興津ターミナルの視察を行ない、現状の確認と意見交換をおこなった。組合側からはRTG遠隔操作の進捗状況に就いての視察は受けてほしい旨と現状をWGへ報告し、自動化・機械化委員会を確認されれば事前協議となることを合わせて伝えた。

⑥1月23日、自動化・機械化労使WGが開催され、清水港新興津ターミナルに遠隔操作RTG2基を稼働することについて協議した。組合からは1月13日に視察した結果、RTG2基に限り本日のWGにて了解するとし、業側も了承することから、本日開催の「自動化・機械化労使委員会」へ上程する確認を行なった。

⑦同日開催された、自動化・機械化労使委員会では、「自動化・機械化労使WG」での経過と協議内容が報告され、組合側として、報告を踏まえ当面の問題はないが、今回は「22基のうち2基」の事前協議申請としていただきたかった。業側もこれを了承し、中央事前協議に付することの労使確認を行なった。

⑧2月24日、RTG・WGによる名古屋港(NUCT)遠隔操作導入の視察が行われた。T2バーにて17基導入予定であり、現時点では4基が設置調整中であることを確認した。組合側は改めて、T2バー申請にある17基中の7基を遠隔操作するとして事前協議申請を提出するように求め、業側もこれを了承した。

⑨3月15日、自動化・機械化に関する労使WGが開催され、昨年12月22日と2月27日に開催した中央事前協議会で協議し、WGに検討を付託された名古屋港NUCTのT2バーについて、改めて協議した。業側の事務局より、詳細の説明が次の通りであった。i. 2月27日に提出した名古屋港NUCTのT2バーのRTG遠隔操作について、差し替え

た書類を提出する。ii. 内容は、RTG導入バーについて、T2バーの17基中の7基だけに限定して遠隔操作することとして、再申請する。組合からは、2月24日に視察した結果、名古屋港NUCTのT2バー、RTGの7基に限りWGで了解すると回答した。その結果、WGとして、現認された範囲で了承するとして、自動化・機械化に関する労使協議会へ本件を上程することとした。

⑩前記WG終了後、自動化・機械化に関する労使協議会が開催され、前段で開催されたWGの経過を踏まえて開催した。日港協事務局より、WGの協議内容(全国港22FAX第71号参照)が報告された。その後、組合側の意見が求められ、真島委員長より組合側の視察報告とWGでの協議の結果を踏まえ、当面の体制に問題がないとし、労使の確認をした

いとして、名古屋港NUCTのT2バーの7基について問題ないと労使で確認した。また、組合側の視察メンバーより、視察の時には3基稼働で現認しているが、7基が本格稼働した際に、再度現地視察を行いたいと提案を行い、業側の了解を得た。

⑪3月28日、自動化・機械化に関するWGが開催され、名古屋港の構内トレーラーの自動走行共同研究について、当該企業からの説明を聞いた。説明ではコンテナターミナル内のコンテナ船の横持に限り、引き続きトラクターヘッドには有資格者が乗務することなど、当初の開発目的と違うとのことだった。労使委員はこの実証実験は自動走行(無人)でなく安全アシストが目的であることと再確認したうえで、実証実験についての確認書を作成することを業側へ提案した。業側は持ち帰り検討することとした。

⑫4月7日、3月度中央事前協議で申請のあった、遠隔操作RTGを導入する事案の1件「横浜BCターミナル」について、現地視察を行い、申請内容と齟齬がないかを確認し、WGに報告すること

した。

⑬4月12日、自動化・機械化に関するWGが開催され、3月28日に開催した自動化・機械化に関する労使WGで協議した名古屋港におけるコンテナ船荷役横持トレーラーの件と4月4日に開催した中央事前協議会に出されていた横浜本牧BCターミナルQA、QBレーンに遠隔操作RTG2基を導入する2件について、改めて協議した。組合からは、上記の2件をWGで了解すると回答した。現認された範囲で了承するとして、自動化・機械化に関する労使協議会へ本件を上程することとした。

⑭同日、自動化・機械化に関する労使協議会を、前段で開催されたWGの経過を踏まえて開催した。業側より次の提案があり、組合側の了承が求められた。①名古屋港におけるコンテナ船荷役横持トレーラーについては、実証実験については名古屋港に限定することとドライバーが搭乗し、ドライバーの運転の負担を軽減させる一環として実施すること。②横浜港本牧BCターミナルQA、QBレーンに遠隔操作RTG2基を導入する件については、中央事前協議会に提出した文書では、暫定になっていたが、他のレーンを移動するものでなく、本確認書とした

い。労使代表より、横浜港での組合側の視察報告とWGでの協議の結果を踏まえ、内部で検討した結果、上記の提案について了承することとした。なお、名古屋港の事案については、本日付で中央労使が押印することとした。

⑮5月9日、自動化・機械化に関する労使WGが開催され、今日までの経過を踏まえてRTG遠隔操作化の運営について協議を行ない、WG労側の意思統一を行なった。i. 遠隔操作化によって労働環境が良くなるが、人員削減につながり、ターミナル全体のオータも減ることになる。ii. 遠隔操作化が、名古屋港だけでなく、他港でも進んでいくと大規模な合理化が予測される。組合としては抗うこ

とになる。iii. この問題は、反合理化闘争と位置付ける課題としてとらまえていく。iv. 現地の組合員には、色々ご迷惑をかけるが、協定遵守の立場を堅持し、通常のRTG作業体制の2名交代制で作業してもらえない。v. 地区労使の課題ではなく、中央労使の課題として取り扱う。以上をふまえて、次回の中港湾団交でNUCTの事案が出てくる

ことが予測されることから、今日出席したメンバー全員、出席することを確認し、会議を終了した。

⑯6月8日、名古屋港RTG遠隔操作視察を行ない、T3バーS9レーンに8基、T3バーA5Dレーンに対し各2基の8基、Eレーンに1基の合計17基を確認し、遠隔操作卓17卓を現認し、確認書に基づいて稼働していることを確認した。

(5) 検査部会・指定事業体部会(全国港湾) ①1月16日、労使指定事業体部会が開催され、課題の前進に向けて、i. 部会としては、指定事業体の存在意義は必要であるとの認識のもと「本来の姿に戻す」ための考え方で積極的に労使継続協議を重ねていくこととする。ii. 根本問題は「適正料金收受」であり、業側の状況など意見を充分聞きながら労使協議の中で披歴し合っていくこととする。iii. 労使協議の中で一致点が見い出せない点があるならば、議題の整理を図りながら労使協議を深めていくこととする。iv. 今後の労使協議については、継続協議の重要性を鑑み、メンバーを絞っての折衝形式ではなく、小委員会規模で対応するよう求めていくこととする。以上の確認を取り、フリーでの意見交換を行なった。

②5月16日、労使指定事業体部会が開催され、次の報告事項について確認を行なった。i. 春闘期間中、指定事業体関係に係る課題についての労使折衝を3回(1/24、3/13、4/21)にわたり開催し、協議をすすめてきた。ii. 第4回中央港湾団交後、4回にわたる産別

労使事務折衝での組合側の強調点は次の通り。ア、政府施策を日港協から荷主団体に文書発出すること。イ、お手伝い特例のセーフティネットについて具体化すること。ウ、週休2日制についての見直しを立てること。エ、指定事業体について「是正」が必要との認識に立ち、具体的な採用に踏み出すこと。iii. 4月26日、第5回中央港湾団交において(仮)協定書を押印せず「基本合意」に至った。iv. 仮協定での検査事業に係る課題について。その後フリーにて討議を行ない、課題の前進に向けたとりまとめとして次の事項について確認した。ア、4検の課題と位置付け指定事業体を「本来の姿に戻す」べく本体採用を最優先に対応する。イ、労使指定事業体部会での議論経過を踏まえ、労使折衝を開催する方向で調整していく。ウ、具体的な詳細については労使検査部会(蒲田館内)で内容を確認し、議論を積み上げていく。エ、23春闘調印後、検数検定小委員会を開催し早急な解決に向けた環境を整えていく。オ、指定事業体を取り巻く状況等については5月26日に開催する労使折衝で披歴していく。カ、協議の進捗状況を見ながら労使指定事業体部会を開催し、共通認識を図っていく。

(6) 港湾労政懇話会(全国港湾) ①昨年7月28日、第12回港湾労政懇話会が開催され、i. 港湾労働者不足対策アクションプランについて、国交省より説明を受け、組合側から、i. 横須賀新港ふ頭フェリー問題の現状、ii. 石炭火力発電所休止問題について提起し意見交換をおこなった。

②1月19日、第14回港湾労政懇話会が開催され、港湾経済課から人手不足対策として「港湾運送の魅力」について意見交換をおこない、組合からは①石炭火力発電老朽施設の休止問題について、②お手伝い特例について、③価値創造のための転嫁政策の継続について、④海コン

の自動走行について意見交換をおこな

った。

た。

③6月20日、第15回港運労政懇話会が開催され、港運経済課からはi. 港運労働者不足対策アクションプランでの冊子の紹介、ii. 物流革新に向けた政策パッケージについての説明がされた。組合側からは次の事項について提起し意見交換を行なった。主なやり取りについては次の通り。i. RTG遠隔操作化事業公募の状況ii. 2件を審査中。iii. 外来トレーラー実証実験の現状についてiv. 精度が低い、今のところ導入はしない。v. 中古車放射線検査での労働者の健康診断の取り組みvi. 聞いておく。vii. お手伝い特例での各運輸局説明会の対応についてviii. 各運輸局での対応は違う。各地域で検証委員会に代わる場合は設置したい。ix. 石垣港におけるPAC-3の現状についてx. 国交省は当事者たる立場にはなく、港運管理者が当事者と考えている。港運管理者を所管する部署はあるので問い合わせるとのことだった。

2. たたかいの妥結内容と総括

全国港運の春闘中間総括では、『23春闘は賃上げ水準で見れば昨年以上の成果を確保し、引き続き「価格転嫁の政府施策の継続」を確認したこと、産別制度課題では、料金プロジェクトチームが料金鑑査の結果に着目して動くことを確認したこと、放射線量検査の実施にすんだことなど、前進面を創り出すことができた』としています。確かに「価格転嫁の政府施策の継続」を確認したことは賃金の大幅引き上げに大きな成果と言えますが、地方元請け事業者の多い全港運では、産業構造の違いから成果は限られると思われる。しかし、国の政策だから、とかでなく、否定するのはなく、一緒に押し上げていく必要がある。産別としてこの取り組みを肯定するのはなく、一緒に押し上げていくことが全港運に求められていることだ。

また、残されている課題についても解決のためには産別が一体となって取り組むことが

必要です。指定事業体問題、能代問題、横須賀新港ふ頭でのフェリー問題、様々な課題がありますが、全国港運に集結するすべての単組が一体となって取り組む、このことが産別を強くし、港運労働を魅力あるものにするのではないのでしょうか。

VIII. 海コン・トラック・バス・タクシー労働者の取り組み

1. たたかいの経過と総括

(1) 第1回海コン・トラック合同対策会議(中央委員会報告済み)

(2) 第2回海コン・トラック合同対策会議が5月25日と26日の2日間の日程で開催され、1日目は日港福会館に於いて担当中執3名のほか、全国から27名の仲間が参加して全体会議を行なった。畠山副委員長からの専門誌の記事をもとにした情勢報告後、交運労協の慶島事務局次長からは、「2024年問題への対応について、物流クラ

「コンパスの運用についても横浜ではすでに実施されており、大阪・神戸でも実証実験しているが、ターミナル内に入場してしまえば一般車と同等の作業となり、効率化とはなっていないのでは」という意見を出した。

さらに「大阪では2025年に万博が開催されるが、海コンの待機場設置が滞っており、恒常化している滞留問題が置き去りにされている、行政は万博ありきで物事をすすめないでいただきたい」などの意見を述べた。

続いて厚労省では、年金受給について65才以上の引き上げについて現状では考えていないとの回答ではあったが、組合側の提案として職業別にしてはどうか。また労働時間は2024年から残業時間の上限が960時間になるが一日も早く一般職同様にしてほしい事などを要請した。なお、バス・タクシーの要請書が国交省に未提出というミスがあったが、後日改めて提出し回答をもらった。

(3) バス・タクシー合同対策会議

関西の神戸支部は、バス・タクシーの運転手をはじめ、運転手の働き方の現状と問題点や課題などについて、全港運はもとより他社・他労組の運転手と共有するため、「運転手交流学習会」を取り組んだ。5月28日に、神戸市西区の学園都市コミュニティプラザで、山陽バス分会が主体となって開催し、前段の4月10日に、舞子・明石・西神などの各バス停で、学習会の案内チラシをバス・タクシーの運転手に配布しての街宣行動を取り組んだ。

他社・他労組へのアピールを含め、学習会の案内チラシを読んでもらうことで、多くの仲間と課題を共有できた。

IX. 組織強化と拡大の取り組み

1. 組織現勢と動向

(1) 2023年7月1日現在で、中央登録人

数は9,931名となっている。2022年7月時点の10,107名と比べると、176名の減少となりました。各地方支部の取り組みもありましたが、減少する結果となった。

(2) 全国における地方本部、支部、分会の推移は、地方本部で9地方本部、支部で45支部(前年46支部)、分会では390分会(前年同期首は395分会)と5分会が消滅した。

2. 組織強化の取り組み

(1) 1月18日、第1回青年対策代表者会議が開催された。会議では担当中執より、「前回までの確認事項を再確認しながら、改める所とか見直す所を探しながらすすめていきたい」とこと、前回の代表者会議では会議開催の回数について、コロナで中断していたので、次やるのは「23回開催として、シーパレスで開催することの確認がされ討議に入った。討議では、各地方報告を受けた後、今年度の青年交流集会について、①23年第23回青年対策交流集会は、シーパレスで開催する事と、その運営は関西地方、関東地方、沖縄地方が担う。②集会での本部オルグについて、主催者である鈴木委員長から挨拶をもらう。本部オルグについては、鈴木委員長が行うか、松永書記長が行うか常任で確認してもらう。③脱原発学習については、真島全国港運委員長の日程も確認が取れたので前回もった資料を踏まえてお願いをする。④PCR検査の実施については、各地域で検査実施が容易でない実情も踏まえ、簡易検査なのか、PCR検査となるのか、中央執行委員会の意見を貰い決めたい。との確認をおこなった。その後、全体での意見として、

い。とした要請が中央本部へ出された。

(2) 2月3日、名古屋支部・青年部を対象に、お手伝い特例の問題点やトラック産業における2024年問題などオルグを行なった。

(3) 2月24日と26日、第34回青年対策交流集会がシーパレスにおいて全国から56名の参加(平均年齢32歳)で開催された。司会進行役には沖縄地方を互選し、主催者あいさつの後、鈴木委員長から「全港運の歴史」、真島全国港運委員長から「原子力発電所建設阻止のたたかいかから学ぶ」と題した講演が行われた。各講演後には、意見交換会が行われ、分散会では、①キャンパシについて、②青年部の活動について、③中央本部のお題、について議論を行なった。また、年間スローガンには「高き志と若き力で築こう、新時代！全港運青年部」に決定された。(HPに全員の感想文あり)

(4) 5月18日と20日にかけて第54期中央労働講座がシーパレスにて開催され、講義①「人材不足での離職対策におけるメンタルヘルズ問題」講師・鈴木龍一(副中央執行委員長)。講義②「全国港運の成り立ち」講師・鈴木誠一(中央執行委員長)。講義③「港運送事業法と港運労働法の成り立ちとその背景」講師・畠山昌悦(副中央執行委員長)。講義④「託問港運闘争から学んだ団結の必要性」講師・橋崎正伸(副中央執行委員長)から受け、各講義ごとグループ討論・まとめ発表を行なった。参加者は各地方支部の若手執行委員を中心に合計27名の参加があった。(参加者報告はHP掲載しています)

3. 組織拡大の取り組み

(1) 1月22日、教宣部会がリモートで開催された。若干リモートでのトラブルもあり開始が少し遅れたが、①組織拡大キャンペーンについて、全国一斉のキャンペーン期間が設けず、各地方で行うこと。②港運労働・ブレイクタイムの編集についての協力。③全港運ホームページについての記事

の投稿協力。④発送体制・送付部数の確認について、都度の変更も随時受け付ける。以上の確認をおこなった。

X. 共闘の強化、国際連帯、政党との連携の取り組み

1. 共闘の強化

(1) 全国港運 全港運の全国闘争の取り組みを中心に共闘強化に努めてきた。また、あらゆる専門委員会や部会を通じながら他の単組とも理解を深める取り組みをすすめてきた。

全国港運は昨年50周年を迎えたが、先人たちの功績をたたえながら、これからもすべての港運労働者のための産別運動ということを再認識し、取り組み強化をすすめる。

(2) 海港労協 海港労協については、昨年同様に動きはありません。

(3) 交運労協 ①6月8日、第3回海運・港運部会が開催され、報告事項の後、23年度予算概算要求(案)・税制改正要望(案)について協議をおこなった。

②7月19日、第9回幹事会が開催され、i. 交運労協第38回定期総会について、10月4日(火)13:00〜シエラトンホテル東京にて開催を確認し、ii. 役員の数と役員選考委員会の設置を確認した。iii. 参議院選挙の結果を受け、議員懇加入議員の推薦を確認した。

③9月22日、第11回三役・幹事会が開催され、①第38回定期総会の最終確認、②政策推進議員懇談会への加入について、③「タクシー運賃改定に際して運転者の賃金・労働条件改善に向けた要請」について、④ITFアジア太平洋地域総会(APRC)への派遣について、協議を行なった。

④10月4日、第38回定期総会が開催され、2022年活動報告、決算報告、会

計監査報告が提案され、それぞれ満場一致で採択された。続いて2023年活動方針(案)、予算(案)が提案され、これも採択された。全港湾からは関東地本より4名が代議員として参加し、大会議長団には古田中執が任命されスムーズな進行を行った。また、今回の大会で幹事の松永書記長が退任し、後任幹事に鈴木誠一委員長が確認された。

⑤11月14日、第1回幹事会が開催され、報告事項の後、i. 23年任務分担について、ii. 新型コロナウイルス対策に係る第8次緊急要請の取り組み(11月目途)について、要請文を確認。iii. 政策推進議員懇談会について、11月18日(金)8時〜9時、出席対象者は交運労協三役を確認。iv. 2023年新年交換会について、1月16日(月)17:30〜都市センターホテルにて開催の確認。v. I T F会費の値上げについて、0・05ポンド値上げし、1・85ポンドとする。vi. その他について検討・確認を行なった。

⑥11月30日、第1回トラック部会が開催され、委員の確認と報告事項の後、i. トラック部会の重点政策課題について、ii. 2023年制度政策要求について、意見要望を1月19日までに提出することが確認された。

⑦12月9日、第2回三役・幹事会が開催され、報告事項を受けた後、i. 2023年政策・制度要求について、各構成組織は1月20日までに要求事項を事務局へ提出し、3月に関係省庁へ申し入れを行う。ii. 2023春季生活闘争の取り組みについて、方針(案)を議論した。

⑧12月19日、第1回海運・港湾部会が書面持ち回りで開催され、海運・港湾部会の重点課題について確認し、2023年政策・制度要求について、1月20日までに意見を上げることが確認された。

⑨12月19日、第1回政策委員会が開催され、i. 2023年政策・制度要求について、確認し、ii. 交通運輸産業におけるカーボンニュートラルの達成に向けた政策推進について、確認した。

けるカーボンニュートラルの達成に向けた政策推進について、交運労協としても政策提言、政策要求を策定し、その実現に取り組みを確認した。

⑩1月16日、第3回三役・幹事会が開催され、23春季生活闘争方針(案)を確認し、総決起集会については、3月2日(木)18:00から田町交通ビル6階ホールにて開催することを確認した。(全港湾の参加は6名)また、政策推進議員懇談会が2月9日(木)08:00から衆議院第1議員会館で開催される。

⑪2月2日、第2回トラック部会が開催され、i. 23年制度政策要求について、ii. 24年問題(物流クライシス)の課題解決に向けた政策推進について、検討を行なった。

⑫2月9日、政策推進議員懇談会2023年総会が開催され、i. 議員懇の新体制について、ii. 報告事項について、iii. 当面する課題について協議を行なった。

⑬2月13日、第4回三役・幹事会が開催され、i. 2023年政策・制度要求について、ii. 2024年問題についての政策推進について、iii. 地域公共交通活性化再生法について、iv. 「港湾労働者不足アクションプラン」への対応については、要請行動を確認した。

⑭2月15日、第2回政策委員会が開催され、i. 2023年政策・制度要求について、ii. 第211回通常国会への対応について、交通運輸産業関連する法案についての対応と考え方を確認。iii. 24年問題(物流クライシス)の課題解決に向けた政策推進について、今後の対応を確認。iv. 交通産業におけるカーボンニュートラルの達成に向けた政策推進についての取り組みを確認した。

⑮同日、第28回交運運輸政策研究会の第1回実行委員会が開催され、全体の運営について確認した。

⑯2月16日、鈴木誠一委員長と橋崎副委員長で交運労協へ訪問し、本四架橋問題

について協力要請を行った。当日、慶島事務局長と時田事務局次長に対応していただき、E T C専用化に伴う雇用問題について現状報告を行ない、政労協定の堅持の協力要請し理解を得た。

⑰2月27日、物流ネットワーク委員会において、学習会が開催され、国交省物流政策課長より「持続可能な物流の実現に向けた検討会」中間とりまとめについて講演があった。

⑱3月2日、第5回三役・幹事会が開催され、i. 23年政策・制度要求について確認を行ない、ii. 第28回交運運輸政策研究会の運営について、開催日時は5月23日(火)13時から、場所はA P浜松町D E F会議室、参加規模は130名程、集会のテーマについて、「2024年問題の課題解決に向けて」物流クライシスをいかに乗り越えるか」を確認した。iii. 第20回統一地方選挙への対応、iv. 福岡県交運労協へのオブザーバー加盟について承認、v. 大井川鉄道の要請行動、vi. トルコ・シリア地震連帯基金のカンパの取り組みについて、一般会計から50万円の支出と各構成組織への取り組みを要請する確認を行なった。

⑲3月2日、交運労協・連合「交通・運輸」部会連絡会「23春季生活闘争勝利3・2総決起集会」が開催され、主催者・住野議長、来賓・清水連合事務局長より挨拶を受け、23春闘及び当面する課題について慶島事務局長より報告があった。その後、各構成組織からの決意表明があり、集会宣言を確認し、議長団結カンパローで終了した。全港湾からは、本部2名、関東地本9名の参加があった。

⑳3月13日、第1回構成組織代表者委員会が開催され、i. 23春季生活闘争の取り組みについて、情勢の把握を行ない、ii. 統一地方選挙の推薦について確認した。

㉑3月16日、「港湾労働者不足対策アク

ションプラン」の問題点に係る要請として、交運労協議長、事務局長、近藤議員(議員懇会長)、全港湾鈴木誠一委員長が港湾局へ文書提出を行なった。当日港湾局長が不在のため、奈良港湾経済課長が対応となった。

㉒3月27日、第2回構成組織代表者会議が開催され、23春季生活闘争について構成組織の大半が妥結したことから中間総括を行なった。

㉓4月3日、「お手伝い特例」について、港湾局より「特定限定許可に係る運用状況検討委員会」の設置について(案)が出されたことで、森屋隆参議院事務所に交運労協と同行し、説明を受けた。

㉔4月4日、第1回国際委員会が開催され、I T F全般の取り組み報告を受け、4月20〜21日に開催されるI T F執行委員会での議題等の情報共有を行なった。

㉕4月6日、第2回労働条件委員会が開催され、23春季生活闘争の取り組みについて、各構成組織より報告があり、「賃金・一時金実態調査」について検討を行なった。

㉖4月10日、参議院会館内会議室において、交運労協と森屋隆議員と全港湾とで国交省から出された「特定限定許可に係る運用状況検討委員会の設置」について正式に回答を受け取った。

㉗同日、三役・幹事会が開催され、主な報告事項としてi. 地域公共交通活性化再生法の改正法案が3月22日衆議院国土交通部会で可決された。ii. 国交省から出された「特定限定許可に係る運用状況検討委員会の設置」について正式に回答を受け取ったことが報告され、協議事項として、i. 第28回交研集会の運営について、最終確認を行ない、ii. 2024年予算概算要求および税制改正要望について、各組織は補強・修正を5月26日までに提出することを確認した。

㉘4月14日、第3回政策委員会が開催され、三役・幹事会で提案された議題につ

いて確認を行なった。

㉙4月28日、物流ネットワーク委員会が開催され、「モーターシフトに関する意見交換」を行なった。

㉚5月23日、第28回交運運輸政策研究会が開催され、「2024年問題の課題解決に向けて」物流クライシスをいかに乗り越えるか」を集会のテーマとし、基調報告とパネルディスカッションが行われた。

㉛5月30日、第3回海運・港湾部会が開催され、報告事項の後、「2024年度予算概算要求(案)・税制改正要望(案)」について検討を行なった。

㉜6月7日〜8日、トラック部会が福岡県で開催され、(公社)福岡県トラック協会が展開する大規模災害時での対応を担う緊急物資輸送センターと博多港における海運事業展開の視察を行なった。

㉝6月19日〜20日にかけて、第8回三役・幹事会、第4回政策委員会の合同会議が北海道定山溪で開催され、i. 2024年問題に解決に向けた取り組みについて、ii. 大井川鉄道の早期復旧に向けた取り組みについて、iii. 2024年度予算概算要求および税制改正要望について、iv. ベトナムへの代表団派遣について検討を行なった。

(4) 平和フォーラム

①1月27日、フクシマ連帯キャラバン実行委員会が開催され、全港湾からは「東北地本青年部から出された企画書を尊重していただきたい」との意見を行ない、2月1日に実行委員会を立ち上げることを確認を行なった。

②2月1日、フクシマ連帯キャラバン実行委員会が開催され、担当地本中執と東北青年部が参加し、全港湾の企画書をもとに平和フォーラムからの指示書の発出を確認した。詳細については調整の必要が残っている。また、全港湾もキャラバンの指示書については、2月10日付けで準備指示を发出了した。

③3月17日〜21日の5日間にわたり、「フクシマ連帯キャラバン」が東北地方青年部を中心に組み込まれた。全港湾からはオブ参加者も含めて、延べ37名が参加し、全国一般や全日建からの参加者も16名ほどあった。キャラバン隊は3月17日にいわき市にて結団式を行ない、18日に津島原告団との意見交換、「3・13アクション」として市民へ訴えを行なった後、「伝承館」にてフィールドワークを行なった。19日は福島市へ移動し、市内での街宣行動や署名活動を取り組み、「2023原発のない福島を！県民大集会」を開催し、茨城へ移動した。20日には各自自治体要請を取り組み、参加者全員で水戸市役所へも要請を行なった。21日には、東京代々木公園へ移動し、「さようなら原発全国集会」へ参加し、ステージ上で脱原発、福島を忘れないことを訴えた。集会後キャラバン参加者による報告集会を開催し、今回の行動への感想や今後の思いが各参加者から報告され、団長による「今後も青年部が中心となり、原発がなくならないまで運動を続けていく」とするまとめが確認され、デモ行進に参加して全行動を終えた。(H P掲載)

④5月11日〜15日にかけて、第46回沖繩平和行進が開催され、全国の労働組合関係者ら約2,000人が参加した。平和行進は沖繩平和運動センターなどでつくる実行委員会が主催となり、13日は、広大な米軍基地が広がる本島中部のコース(約12キロ)と、太平洋戦争末期の沖繩戦で最後の激戦地となった本島南部のコース(約11キロ)を行進した。全港湾からは全国の青女部を中心に、三単産として合計71名が参加した。また、14日には「5・15平和とくらしを守る県民大会」が開催され、平和行進を終えた全国からの参加者を前に玉城デニー知事や沖繩選出の国会議員、県議の代表が政府のすすめる「軍備増強」への懸念や沖繩戦の教訓から生まれ

た平和への思いを訴えた。県民大会参加

た平和への思いを訴えた。県民大会参加

た平和への思いを訴えた。県民大会参加

者一同は基地のない沖縄、平和な日本、戦争のない世界をつくるために力を尽くすことを宣言した。(参加者からの報告はHP掲載)

(5) 三単産共闘

①6月27日、三単産委員長・書記長会議が開催され、「沖縄平和行進学習会」の企画・検討をおこない、7月27日に開催することを確認した。

②7月27日、「沖縄平和行進交流学習会」が開催された。今年はコロナ感染症拡大の影響も有り事前学習が開催されなかったため各組織より沖縄平和行進参加者の報告を受けた後、学習会として講師に半田滋さん(軍事ジャーナリスト/元東京新聞論説委員兼編集委員) 招き「南西諸島で進むミサイル配備と日米共同作戦」と題し講演をいただき、参加者との意見交換をおこなった。今後、青年部活動や平和運動の重要性を確認した。

③3月10日、全国一般全国協から、「最賃1,500円引き上げ署名」の要請があった。常任部で持ち回り検討した結果、毎年の取り組みであることと、集約期間が短いことを勘案し、常任部確認として取り組みの指示書を出すことを確認した。

③12月20日、近藤昭一衆議院議員の「朝食懇談会」に鈴木誠一委員長が参加した。

④2月15日、吉川はじめ議員秘書と海コ

ン・トラック要請行動の打ち合わせを諸見中執と鈴木誠一委員長で行なった。

⑤3月14日、社会民主主義フォーラム(吉田忠智)との懇談会に鈴木誠一委員

長が参加した。

以上

領選挙までこの問題をめぐる政治対立は避けられることになった。

日本総研経済展望による米国の経済状況を見ると、景気は減速にあるが、2023年1〜3月期の米国実質GDP成長率は前期比年率+1.1%と、前期(同+2.6%)から伸びが鈍化した。需要項目別にみると、個人消費や政府支出が大きく増加した一方、在庫投資が全体を下押しされ、先行きの個人消費はサーピスが下支え1〜3月期の実質個人消費は前期比年率+3.7%と高めの伸びを示し、内訳をみると、供給制約の緩和を背景に自動車などの財が大きく増加したほか、娯楽や医療、飲食・宿泊といった対面型サービスも増加した。また、先行き、金利上昇のマイナス影響を受けやすい財は頭打ちとなる一方、サーピスがけん引役となり、個人消費は全体として緩やかな増加が続く見通しとしている。4月の非農業部門雇用者数は前月差+25.3万人と、コロナ前の平均を上回る高めの伸びが続いているほか、失業率も3.4%と前月から低下しており、良好な雇用情勢が下支え要因となっている。

急速に核戦力を増強している中国に対して、国際社会の懸念が強まっている。先月のG7広島サミットでも中国を名指した首脳声明が発表されるなど、喫緊の課題となっている。昨年11月にアメリカの国防総省が公表した年次報告書で、報告書の時点では、中国が保有する核弾頭の数について、推定で400発を超えるとしていたが、これが2035年にはおよそ1500発に急増する可能性があるという見通しを示し、過去の報告書と比べても、増加のペースは格段に速まっているとしている。

世界最大の温室効果ガスの排出国である中国は、温室効果ガスの削減を進めながら電力需要をまかなうため、原子力発電に力を入れていて、こうした方針に沿った形で、福建省の高速増殖炉も民生用の発電施設としているが、アメリカはそう見ておらず、軍事転用しようとしていると判断している。その中国が、急速に核戦力を増強している最大の狙いは、中国が台湾統一に向けて、仮に武力行使に踏み切った場合、アメリカの軍事的な介入を抑制することにあるというのが多くの専門家の見方となっているが、中国は核戦力の透明性を高めるための具体的な行動を示し、NPTで義務付けられた核軍縮への積極的な姿勢を示すべきとの声が上がっている。

日本総研経済展望による中国の経済状況を見ると、ゼロコロナ政策の解除により急回復した中国景気は、消費以外の需要の伸び悩みで回復ペースが鈍化した。サーピスは引き続き景気回復をけん引しており、非製造業の4月の購買担当者景気指数(PMI)は56.4と、4カ月連続で好不況の目安となる「50」を超過している。とくに個人消費は、活動制限で大きく落ち込んでいた商品、外食や観光といったサーピス分野を中心に力強い回復が継続しており、4月の小売売上高は前年同月比+18.4%と、3月(同+10.6%)から大幅加速している。一方、製造業PMIは49.2と、新規受注の不振を主因に、4カ月ぶりに50を下回る水準となっている。4月の工業生産も前月比+0.5%と、素材部門を中心に5カ月ぶりの減少している。

2023年度運動方針四補強

案

I. 国内外の情勢と労働運動の現状

1. 国際情勢の特徴

(1) 開戦から1年以上が経過したロシアによるウクライナ侵略は、いまだに各地で行われている。5月末時点で、軍事侵攻を続けるロシア軍に対して、ウクライナ軍による大規模な反転攻勢が始まったとされているが、現在の戦闘の状況をみると、反転攻勢の地ならしとも言える予備的な作戦は、すでに始まっている。これに続く本格的な進攻作戦は、いつ始まるもおおかしくないが、作戦には、ドイツ製の主力戦車レオパルト2をはじめ、欧米の様々な兵器を備えた大規模な部隊が投入されている。

同時期に日本の広島で5月19日〜21日に開催されたG7サミット(主要7ヶ国首脳会議)では、岸田首相の選挙地盤である広島で開かれたことから、サミットのテーマは①核廃絶②ウクライナ情勢③台湾情勢④経済安保、とされた。サミット拡大大会合には、韓国とオーストラリアのほか、新興・開発途上国のインド、インドネシア、クック諸島、コモロ、ブラジル、ベトナムの6カ国も招待した。これら6カ国は、経済成長が著しく国際政治でも発言力を強める「グローバルサウス」に属し、ウクライ

ナ問題や台湾問題では日米の主張に与(くみ)しない姿勢を取っており、5月20日に発表された首脳声明を読むと、岸田首相が言ってきた「ウクライナは明日の東アジアかもしれない」や、民主・自由などの「普遍的価値」といった表現は影を潜め、代わって使われたのが、「力による一方的な現状変更は許さず、自由で開かれた国際秩序を守る」との表現で、ロシアと中国を間接的に非難しているのが特徴とみられ、グローバルサウス諸国からの反感を招かぬよう、官邸と外務省が知恵を絞った結果だとされている。

5月20日にゼレンスキー大統領が広島に到着してから、広島サミットはさながらゼレンスキーに「支配された」感があったとされ、(インディアン・エクスプレス、5月22日付)。官邸や外務省にも「サミットがゼレンスキー氏一色になってしまふ」と懸念する向きがあったようだが、まさにその通りになった。大統領が自らG7サミットに乗り込んだ理由は、ロシアとの戦争継続のために軍事支援の強化を要求するとともに、インド、ブラジル、インドネシアなど政治解決を求める新興・開発途上国に、ウクライナの立場を理解させることにあった。これに対し、バイデン政権は5月20日、アメリカ製F16戦闘機のウクライナ供与承認を発表、ゼレンスキー氏の希望に応じてみせた。ウクライナ側として

は、軍事面での目的は達成したと言える。サミット首脳宣言も「ロシアの違法な侵略戦争に直面する中で、必要とされる限りウクライナを支援」と冒頭でうたい、戦争継続を確認した。

一方、新興・開発途上国はどう反応したかを見ると、グローバルサウスの代表を自認するインドのモディ首相は、ウクライナ支援を求めたゼレンスキー氏に対し、「紛争解決に向け可能なことは何でもする」と答えた。同時に、ウクライナ紛争は人道問題と指摘した上で「対話と外交が唯一の解決策」と述べ、政治解決の必要を繰り返した。欧米主導の対制裁を支持しているのは世界で40カ国に過ぎず、グローバルサウス諸国の大半は政治的解決を主張している。

(2) 米国で問題となった、アメリカ政府の債務上限をめぐる引き上げを求めるバイデン政権と、歳出削減を強く求める野党・共和党の対立が続いてきたが、バイデン大統領と共和党のマッカーシー下院議長が再三にわたって協議を行った結果、5月28日に合意した。法案は政府予算について、2024年度は国防費以外の歳出を2023年度とほぼ同額にするなど支出を抑えるかわりに、アメリカ政府の債務上限を2025年1月までなくし、政府が借り入れることができる額を事実上、引き上げる内容となっている。これによって来年秋の大統

選選挙までこの問題をめぐる政治対立は避けられることになった。

日本総研経済展望による米国の経済状況を見ると、景気は減速にあるが、2023年1〜3月期の米国実質GDP成長率は前期比年率+1.1%と、前期(同+2.6%)から伸びが鈍化した。需要項目別にみると、個人消費や政府支出が大きく増加した一方、在庫投資が全体を下押しされ、先行きの個人消費はサーピスが下支え1〜3月期の実質個人消費は前期比年率+3.7%と高めの伸びを示し、内訳をみると、供給制約の緩和を背景に自動車などの財が大きく増加したほか、娯楽や医療、飲食・宿泊といった対面型サービスも増加した。また、先行き、金利上昇のマイナス影響を受けやすい財は頭打ちとなる一方、サーピスがけん引役となり、個人消費は全体として緩やかな増加が続く見通しとしている。4月の非農業部門雇用者数は前月差+25.3万人と、コロナ前の平均を上回る高めの伸びが続いているほか、失業率も3.4%と前月から低下しており、良好な雇用情勢が下支え要因となっている。

急速に核戦力を増強している中国に対して、国際社会の懸念が強まっている。先月のG7広島サミットでも中国を名指した首脳声明が発表されるなど、喫緊の課題となっている。昨年11月にアメリカの国防総省が公表した年次報告書で、報告書の時点では、中国が保有する核弾頭の数について、推定で400発を超えるとしていたが、これが2035年にはおよそ1500発に急増する可能性があるという見通しを示し、過去の報告書と比べても、増加のペースは格段に速まっているとしている。

世界最大の温室効果ガスの排出国である中国は、温室効果ガスの削減を進めながら電力需要をまかなうため、原子力発電に力を入れていて、こうした方針に沿った形で、福建省の高速増殖炉も民生用の発電施設としているが、アメリカはそう見ておらず、軍事転用しようとしていると判断している。その中国が、急速に核戦力を増強している最大の狙いは、中国が台湾統一に向けて、仮に武力行使に踏み切った場合、アメリカの軍事的な介入を抑制することにあるというのが多くの専門家の見方となっているが、中国は核戦力の透明性を高めるための具体的な行動を示し、NPTで義務付けられた核軍縮への積極的な姿勢を示すべきとの声が上がっている。

日本総研経済展望による中国の経済状況を見ると、ゼロコロナ政策の解除により急回復した中国景気は、消費以外の需要の伸び悩みで回復ペースが鈍化した。サーピスは引き続き景気回復をけん引しており、非製造業の4月の購買担当者景気指数(PMI)は56.4と、4カ月連続で好不況の目安となる「50」を超過している。とくに個人消費は、活動制限で大きく落ち込んでいた商品、外食や観光といったサーピス分野を中心に力強い回復が継続しており、4月の小売売上高は前年同月比+18.4%と、3月(同+10.6%)から大幅加速している。一方、製造業PMIは49.2と、新規受注の不振を主因に、4カ月ぶりに50を下回る水準となっている。4月の工業生産も前月比+0.5%と、素材部門を中心に5カ月ぶりの減少している。

(4) 欧州44ヶ国による「欧州政治共同体(EPC)」の初会合が6日、チェコ・プラハで開かれた。ウクライナに侵攻を続けるロシアへの対抗を念頭に、フランスのマクロン大統領が提案した枠組で欧州連合(EU)加盟の27ヶ国に加え、ウクライナ、英国、トルコなどが参加した。フランスのマクロン大統領は会場で報道陣に「(会合の実現は)欧州市民への団結のメッセージを示すものだ」と強調し、ミシェル欧州理事会常任議長(EU大統領)は「安全保障やエネルギーなどで同じ課題に直面する国々による重要な会合だ」と語った。

欧州各国政治は右傾化の様相を呈しているが、その要因の一つとしてコロナ禍やウクライナ侵攻により先行き不透明な状況が続く中、変革を訴える左派よりも、保守的

(6) けんり春闘

①12月6日、23けんり春闘発足・学習集会が開催され、渡邊共同代表(全労連議長)の挨拶の後、議案提起を野中事務局長より受け、質疑採択を行なった。

(7) 総評関係

①特にありません。

(8) ITF関係

①全港湾としての取り組みはありません。

(9) 政党関係

①11月2日、「会派 国土交通・復興部門会議」に鈴木誠一委員長が出席(もりやたかし参議院立憲の要請)し、「港湾法の一部改正」について、ヒアリングを受けた。

②同日、辻元清美(参議院立憲)主催の学習会に参加した。

③12月20日、近藤昭一衆議院議員の「朝食懇談会」に鈴木誠一委員長が参加した。

④2月15日、吉川はじめ議員秘書と海コ

ン・トラック要請行動の打ち合わせを諸見中執と鈴木誠一委員長で行なった。

⑤3月14日、社会民主主義フォーラム(吉田忠智)との懇談会に鈴木誠一委員

長が参加した。

以上

領選挙までこの問題をめぐる政治対立は避けられることになった。

日本総研経済展望による米国の経済状況を見ると、景気は減速にあるが、2023年1〜3月期の米国実質GDP成長率は前期比年率+1.1%と、前期(同+2.6%)から伸びが鈍化した。需要項目別にみると、個人消費や政府支出が大きく増加した一方、在庫投資が全体を下押しされ、先行きの個人消費はサーピスが下支え1〜3月期の実質個人消費は前期比年率+3.7%と高めの伸びを示し、内訳をみると、供給制約の緩和を背景に自動車などの財が大きく増加したほか、娯楽や医療、飲食・宿泊といった対面型サービスも増加した。また、先行き、金利上昇のマイナス影響を受けやすい財は頭打ちとなる一方、サーピスがけん引役となり、個人消費は全体として緩やかな増加が続く見通しとしている。4月の非農業部門雇用者数は前月差+25.3万人と、コロナ前の平均を上回る高めの伸びが続いているほか、失業率も3.4%と前月から低下しており、良好な雇用情勢が下支え要因となっている。

な右派が支持を集めている可能性が指摘されている。また、ウクライナ侵攻を契機に国防への意識が高まっていることも、右派の支持拡大につながっている可能性がある」とされている。

フランスでは、年金の支給を開始する年齢を64歳に引き上げる年金制度改革案を示しており、これに反対するデモが各地で行われ、参加者は100万人を超えた。しかし、年金制度改革をめぐる法律について憲法評議会が5月14日に大部分が合憲と判断したことで、改革はことし9月から実施される見通しとなったが、抗議活動やストライキは今後も続くと思われる。マクロン大統領の支持率も低迷している。

(5) 全港湾はこうした世界情勢の中、国の指導者による一方的な力での現状変更や侵略、侵攻を見るときに、戦争を、ましてや唯一の被爆の経験を持つ日本が他国であれ戦争を認めることはできない。我々の先人たちが築き上げてきた全港湾にとって、綱領にある「我等は広く万国の労働者と提携し、世界の進運に寄与し、以て国際平和の確立を期す。」を忘れてはいけぬ。

2. 国内情勢の特徴

(1) 統一地方選挙の前半戦は4月9日に投票が行われ、大阪維新の会は、大阪で知事と市長のダブル選挙を制したほか、奈良県知事選挙では、大阪以外で初めて維新公認の知事が誕生した。自民党は、41の道府県議会議員選挙で合わせて1,153議席と、選挙前から86議席減らした。

一方で、大阪議会を除く40の議会では第1党となり、このうち24の議会では、過半数の議席を占めた。自民党県連は世代交代が必要などとして、現職に代わって元官僚の新人を推したものの、一部の県議らは反発して現職を支援し、結局「共倒れ」という形になり、県連のトップの高市経済安全保障担当大臣にとって、また党にとってはこちらも痛手となった。

日本維新の会と大阪維新の会は、41道府県議会議員選挙のうち、18の道府県で

あわせて124議席を獲得し、選挙前の59議席から倍以上に増やした。このうち大阪府議会では、選挙前から9議席増やし、55議席を獲得して、過半数を維持した。また兵庫県でも、21議席と選挙前の4議席から大きく伸ばし、さらに、関西以外で、選挙前に議席があったのは、千葉県と愛媛県だけだったが、今回、神奈川県議会でも6議席を獲得したほか、北海道や福岡県などの議会でも党として初めて議席を獲得となった。

維新は初めて大阪以外での公認知事を誕生させ、大阪の府知事・市長のダブル選挙も制し、41の道府県議選でも議席倍増と、党として勢いがつく結果となった。共産党は、今回の道府県議会議員選挙で、あわせて75議席と、選挙前から24議席減らした。これまで全国の都道府県議会でも唯一、議席を持っていなかった愛知で議席を獲得した一方、新潟、福井、静岡、福岡、熊本は5つの県議会では、議席を失った。

立憲民主党は、今回の道府県議会議員選挙で、あわせて185議席を獲得し、選挙前から7議席増やしたが、一方で、山口では、議席を獲得できなかった。9つの道府県の知事選挙の投票率は、保守分裂となつた奈良や徳島のほか、神奈川と大分のあわせて4つで前回4年前を上回ったが、一方で、5つの選挙では前回は下回り、このうち、北海道が51.70%、鳥取が48.85%と過去最低となった。

岸田首相は勝敗ラインについて、3月17日の会見で「自民党の議席をしっかり守り抜き、更に拡大していくべく全力を尽くしていきたい」と発言し、補選5議席のうち「3勝」が勝利の最低ラインになると示唆していたが、結果は勝敗ラインを上回る「4勝」となった。一部報道によると、一時は33%に落ち込んでいた岸田内閣の支持率は4月10日時点で42%にまで回復し、岸田首相が衆院の早期解散に打って出る可能性があると見られている。

(2) 1月23日に召集された第211通常国会で、政府・与党は内閣支持率が低迷する中、2023年度予算案や防衛・原発政策の転換に関連する法案を早期に成立させ、国民の信頼回復を目指すとし、野党は4月の統一地方選などをにらみ、防衛費増額に伴う増税方針や世界平和統一家庭連合(旧統一教会)問題で対決姿勢を強める構えで開催された。今国会の最大の焦点は、敵基地攻撃能力の保有と空前の大軍拡の是非で、岸田首相は施政方針演説で安全保障政策の大転換と表明した。しかし、なぜ転換するのか説明せず、首相は「あらゆる選択肢を排除せず、検討を加速している」などと繰り返すばかりで、検討の中身には触れなかった。

5月19日に開催されたG7サミット(主要7ヶ国首脳会議)で、岸田首相とつて最も重要なテーマである核廃絶、核軍縮に関する共同文書「広島ビジョン」が発表され、「核なき世界」と岸田首相は繰り返ししたが、日本の安全保障政策は、バイデン米政権が進める「統合抑止」戦略の下で、日本の大軍拡とアメリカの「核の傘」をドッキングさせる内容だった。岸田首相は「理想をいかに現実近くに近づけるか」と弁解するが、今回の広島ビジョンはむしろ、核廃絶を目指すとの主張がいかに欺瞞(ぎまん)に満ちているかを浮き彫りにする形となったと言われている。

終盤の国会では、自民、公明、維新、国民民主の「悪政4党連合」によって悪法が衆院で次々と強行される一方で、悪法に対する市民の怒りや専門家の批判、日本共産党の国会論戦などで悪法の酷さや矛盾が浮き彫りとなった。軍拡財源法案では、岸田政権が進める大軍拡に関わって、医療や年金の積立金などを流用し、「防衛力強化資金」という特別のプールをつくらせて軍拡の財源を捻出する軍拡財源法案の中身に国民の批判が広がっているし、入管法改悪案では、難民・外国人の命を危険にさらすとして、日本共産党、立憲民主・社民、れいわ、沖縄の風の野党4党派が対案となる難民等保護法案と入管法改正案を参院に共同提出し、政府案と並行して審議され、野党

案が国際人権法と憲法にかなう、入管制度の根本的是正の道筋を照らし出している。健康保険証を廃止してマイナンバーカードを強要するマイナンバー法等改定案をめぐっては、「マイナンバー」に別人の情報が紐づけられていた事例が7,312件もあったのに、岸田政権がこの重大事実を5月まで国会に説明していなかったことが発覚した。マイナンバーカードの普及を最優先にして個人情報保護を蔑ろにする政府の姿勢が表われている。また、軍需産業に国民の血税をつぎ込む軍需産業支援法案の参院審議も26日から始まったが、同日の本会議では政府の「安保3文書」と法案は、企業などに軍需産業への一層の適応を求め、至れり尽くせりの支援メニューを用意し、空前の大軍拡で莫大な利益を保障しようとするものだと批判が出ている。さらには、原発帰還への大転換を進める原発推進等5法案(GX電源法案)も参院で正念場を迎えている。同法案は、原発の「60年超」運転を可能にするため、運転期間を制限する条文を原子炉等規制法から削除し、推進側である経済産業省が所管する電気事業法に移すというもので、10日の本会議で、

「原発からの撤退、石炭火力発電所の全廃と徹底した省エネ、再エネの大量導入で脱炭素を実現するべきだ」と求めている。終盤を迎えた6月16日の衆議院本会議では、国民の怒りの声を代弁するように、立憲民主党が提出した岸田内閣に対する不信任決議案は、自民・公明両党のほか、日本維新の会と国民民主党などの反対多数で否決され、今の国会は、6月21日の会期末で閉会した。結果、政府が新たに提出した法案60本のうち、防衛費増額の財源を確保する特別措置法や、原発の60年超運転を可能にするGX(グリントランスフオーメーション)脱炭素電源法など58本が成立した。中身は十分とはいえない審議時間で採決

3. 労働運動の現状と特徴

されたり、疑問や懸念が払拭されなかったりした法律も目立つが、野党の対応が割れたこともあり、与党ペースで成立率は96.7%に上った。「悪政4党連合」によって提出された悪法は次々と成立し、国民の怒りの声に耳を傾けないどころか国民を無視し続ける岸田政権、自公政権の姿がはっきりと見えた。一方、岸田総理大臣が、今国会では衆議院を解散しない考えを示したことを受けて、ことし秋にも臨時国会を召集し、解散に踏み切るのではないかとという見方が与野党双方から出ている。

(1) 厚労省の組合基本調査(令和5年3月分)では、現金給与総額は291,081円(0.8%増)となった。うち一般労働者が380,082円(1.3%増)、パートタイム労働者が101,038円(2.1%増)となり、パートタイム労働者比率が31.86%(0.54ポイント上昇)となった。なお、一般労働者の所定内給与は321,589円(0.9%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,254円(1.2%増)となった。共通事業所による現金給与総額は1.9%増となった。うち一般労働者が1.8%増、パートタイム労働者が3.2%増となった。就業形態計の所定外労働時間は10.4時間(前年同月と同水準)となっている。労働時間を見ると、一人平均で総実労働時間137.5時間(0.6%増)うち、所定内労働時間は127.1時間(0.7%増)、所定外労働時間は10.4時間(前年同月と同水準)出勤日数17.7日(前年同月と同水準)となっており、製造業の所定外労働時間の前月比(季節調整済指数)は、0.8%減で、一般労働者の総実労働時間は165.0時間(0.9%増)うち、所定内労働時間は150.7時間(0.9%増)、パートタイム労働者の総実労働時間は78.8時間(0.9%増)うち、所定内労働時間は76.7時間(0.8%増)となっている。

雇用形態は、常用雇用指数(令和2年平均1100)で見ると、102.2(1.8%増)で、一般労働者は101.1(1.0%増)、パートタイム労働者は104.6(3.6%増)、パートタイム労働者比率31.86%(0.54ポイント上昇)となっている。

(2) 厚労省の労働争議調査概要は8月発表となっているため、記載することができません。よって口頭での報告とします。

(3) 厚労省の労働組合基礎調査(令和4年)では、労働組合数は23,046組合で前年より346組合で1.5%減少、労働組合員数は999万2千人で前年より8万6千人0.8%減少、推定組織率は16.5%となり、前年の16.9%より0.4ポイント低下した。女性の労働組合員数及び推定組織率労働組合員数は、347万1千人で前年より2千人増加し、推定組織率は12.5%で前年(12.8%)より0.3ポイント低下した。パートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率労働組合員数は140万4千人で前年より4万1千人で3.0%増加した。(注:推定組織率は、雇用者数に占める労働組合員数の割合をいい、本調査で得られた労働組合員数を、総務省統計局が実施している「労働力調査」の雇用者数(6月分の原数値)で除して計算している)

(4) 全港湾本部にも労働相談(組合に加入したい)が増えているが、今こそ、痛みを押し付けられている中小企業の労働者、非正規労働者の立場に立った労働運動を地域から創り上げ、日本の労働運動の再生と全国的な産業別・職種別の労働者による団結を目指すために、個人加盟の単一組織である全港湾の存在と意義が問われている。

II. 運動の基調

1. 新自由主義による規制緩和、競争社会に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正する。
新自由主義政策による貧困と格差の拡大を

なくすために、すべての労働者の雇用安定、労働条件の引き上げをたたかい、生活向上を図ります。組合員一人一人を大切に、人権擁護、労働者の権利確立のために、全港湾としてのたたかう力量を高め職場闘争を強化します。

2. 港湾産業、運輸産業における産別運動を強化するとともに、企業の枠を超えた地域運動、国際運動と連帯し、中小企業労働者と非正規雇用労働者の立場から労働運動の再建をたたかう。

企業内活動に埋没せず、全国港湾労働組合連合会の強化と港湾における産別運動を進展させるとともに、運輸産業の産別運動強化をすすめます。また、たたかう労働運動を再強化し発展に向け、地域共闘、諸課題別共闘を取り組めます。

3. 戦時法制の早期廃止を求め、反戦・平和、社会保障の充実、人権擁護、脱原発と環境保護をたたかい、働く者のための政治を実現する。

岸田政権による平和憲法の改悪、米国追隨の軍事強化政策に反対し、社会保障の引き下げを許さず、安心のできる社会保障の充実を求め、あらゆる人権の擁護の立場で差別を認めず、原発再稼働や原子力に依存するエネルギー政策に反対し、働く者のための政治を実現します。

4. 大衆路線に基づいて職場闘争を強化し、活動家を育成し組織の強化拡大を勝ち取る。

組合員の理解と団結の中でたたかいを強化していくために大衆路線を堅持し、たたかいをすすめます。また、組合作りを指導できる活動家を育成し、組織拡大を図ります。全港湾の組織拡大が全組合の共同活動として展開できるように、職場討議をすすめて、創意工夫を凝らした運動を取り組めます。

Ⅲ. 主な闘争課題とたたかいの基本

今後1年間、次の課題でたたかいます。そのたたかいの基本は以下のとおりです。

1. 労働条件の引き上げ

(1) 賃金引き上げ

① 2024年賃金引き上げ要求および諸要求は、秋年末の中央執行委員会で統一してたたかえる体制を基本に要求額を検討します。

日本総研による5月レポートでは、物価高や人手不足を背景に賃金が上昇しています。連合の集計によれば、今年の春闘での賃上げ率(定期昇給を含む)は3・69%と、1993年以来30年ぶりの高い伸びとなっています。満額回答が相次ぐなど組合側の要求に近い水準で妥結するケースが多く、経営側の賃上げ姿勢は前向きになっています。賃上げの動きは大企業だけでなく、中小企業にも広がっており、中小企業の賃上げ率は13%台半ばに達し、大企業に遜色ない水準となっています。大企業よりも業績が厳しい中小企業の賃上げ率が高い理由は、深刻な人手不足です。特に不足感が強い旅行・ホテル業では、中小企業の賃上げ率が大企業を大きく上回る状況です。一般労働者のうち中小企業に従事する労働者は5割以上を占めているだけに、春闘の結果が組合を持たない企業にも波及すれば、一般労働者全体の所定内給与が前年比12%程度に達すると試算するとなっています。

全港湾の23春闘集計も昨年以上を引き出してはいますが、人材不足が他産業より高い港湾には魅力ある賃金が求められています。一方で賃金引き上げの原資となる適正な料金収受ができない産業であることを考えると、24春闘も大変厳しいたたかいを余儀なくされること予想されます。

組合員一人一人の切実な要求である賃金引き上げを確実なものとするためにも、地域別最低賃金の引き上げと地域格差是正のための全国一律を求め、企業間格差を打破し、誰もが人並みに生活できるようにたたかかなければなりません。

全港湾は組合員が結集してたたかえる体制を確立するためにも一律の要求額を基本として、22年労働条件調査も活用しながら、具体的な考え方をまとめ12月6日〜7日開催予定の中央執行委員会で確認し職場討議をおこなったうえで1月30日〜31日開催予定の第45回中央委員会で決定します。

要求書については提出を2月中旬とし、2月下旬にはスト権の確立、3月初旬にはたたかえる体制を確立します。交渉の設定は3月下旬に第1回統一回答指定期日及び回答ゾーンを設定し、4月下旬の中央港湾団交の山場と連動した集中交渉日を設定します。

全国港湾での産別制度・政策要求は1月下旬の中央委員会で決定しますが、今年も政府のすすめる「価値創造のための転嫁円滑化」施策の取り組みを早い段階で企業に求め、労働条件の向上や大幅賃金引き上げに必要な適正料金確保につながる取り組みをすすめます。

② ストライキの労働関係調整法手続きは、全港湾の統一要求と全国港湾の産別制度要求は中央本部が一括して申請します。なお、地方・支部での独自要求については、当該地方・支部での申請とします。

③ 一時金闘争については、地方ごとの要求としてたたかいます。

(2) 月給制の確立
月給制の確立は、週休二日など短時間の組みや非正規雇用労働者の常用化の取り組み、長時間労働の抑制などの取り組みをすすめるうえで大変重要な課題です。現行の一月当たりの賃金を引き下げないことはもちろんのこと、月給制導入により労働強化にならないことを基本としてたたかいます。

(3) 定年延長と高齢者雇用対策
原則65歳までの定年延長を求めますが、遅くとも厚生年金の支給開始年齢に対応する定年延長制度を確立します。定年延長にあたっては身分の変更や労働条件の引き下げを行わないことを基本とします。

特に港湾職種は2018年協定の「2025年度までに65歳とする」を踏まえ、過剰な延長を目指します。また、厚生年金受給年齢の引き上げが議論されていますが、働かざるを得ない実情も踏まえ、まずは働ける環境づくりを(労供)目指し、基本的に65歳以上の定年に反対します。

(4) 労働時間短縮
労働時間短縮は労働者の健康や文化的生活を営む上で重要な課題です。「1日8時間・週40時間の労働上限」を基本に、港湾関係分会は産別協定に基づき時間短縮を取り組むこととします。その他の職種も港湾の取り組みに準じて時間短縮の取り組みをすすめます。

① 労働時間について
イ、8・7・45体制を順守し、年間1、800労働時間を基本とします。
ロ、8・7・45体制を順守できる場合に常用労働者の補充に取り組みます。臨時労働者の就労は、労働組合が行う労働者供給事業の就労を優先させるとともに、労働者供給事業がない場合は組合の事前承認に基づく就労とします。

ハ、やむを得ず45時間以上の時間外労働を行なう場合は、引き上げ分の割増賃金(法定割増率5割以上)の代わりに、有給の休暇(代替休暇)を与えることを原則とすることで長時間労働の抑制を図ります。

② 休日休暇について
イ、すべての産業に対し産別協定に準じた週休二日制を導入します。
ロ、「国民の祝日」及び「メーデー」(5月1日)、「山の日」を休日とします。
ハ、12月30日から1月4日までを年末年始特別有給休日とします。

③ 時間外労働、深夜労働、休日労働の割り増しと時間外算定基礎分母について
イ、時間外労働、深夜労働、休日労働の割増賃金を確保し、割増率の引き上げに努力します。
ロ、年末年始の特別有給休日出勤者には

日額賃金の割り増し及び精励金を支給し、加えて代休を付加することとします。

ハ、港湾産業においては産別協定に則り、6大港船内、沿岸職種においては時間外基礎分母を149時間とし、その他の港湾、職種については2025年までに149時間とします。その他の産業においては労基法順守を基本とします。

(5) 退職金引き上げ
退職金は、勤続30年11、600万円以上、勤続35年12、000万円以上、勤続40年12、400万円以上、勤続45年12、800万円を求めます。なお、勤続30年未満の勤続者については30年勤続の金額を基準に算出します。また、退職金の確保(保全)のため、「中退金」加入などを促進させます。

(6) 労災企業補償の引き上げ
死亡・1〜3級4、000万円、4級2、750万円、5級2、360万円、6級2、000万円、7級1、670万円、8級1、180万円、9級910万円、10級710万円、11級520万円、12級370万円、13級240万円、14級130万円とします。

特に、8級〜14級の補償額引き上げ(到達)を求めます。自然災害においても労災認定が出た場合の企業補償の支払い(損害保険特約の有無)について確認し、補償に差異がないようにします。

(7) 育児・介護休業法の目的と基本的理念に基づき、休業補償の引き上げ(80%以上)

(8) ストレスチェック制度の運営と協定化
各地方・支部でストレスチェック制度が労働者に不利益扱いが生じないように、適切な運用が図られるように協定化します。(補強) ストレスチェック制度は、労働者のストレス度や職場のストレス度を分析するものです。高ストレスと判定された場合、速やかに産業医や保健師に相談する取り組みを進めます。

また専門的な助言を前提に労使安全衛生委員会対策議論を行う取り組みを進めます。

(9) 女性労働者の権利と労働環境整備の確立
あらゆる産業で人員不足が叫ばれる中、物流産業においても性の差別なく採用が求められています。しかしながら大半の職場において、労働環境が整っていません。また、職場でのパワハラ、セクハラも増加傾向にあります。2020年6月には「パワハラ防止法」が施行(中小企業は2022年4月から)され、相談窓口の設置や社内規定の整備などが義務付けられますが、平時から相談できる場所を明確にしておくことが求められるため、労使での委員会・協議会などの設置を取り組めます。また、ILO190条約(職場での暴力とハラスメントの撤廃)の批准を国に求めるとともに、積極的な採用と女性労働者に限らず、ジェンダーを含めた労働者の平等の権利とパワハラ、セクハラ対策も含めた、労働環境整備を求めていきます。

(10) 伝染病における休業補償
新型コロナウイルス感染症に対して、休業補償の確立が出来ていません。新型コロナウイルスだけではなく所謂伝染病対策として必要

の補償)を求め協定化を図ります。(情勢)政府は「こども・子育て政策の強化について(試案)」を発表し、これをたたき台に次元の異なる少子化対策の実現に向けて動きだしています。民間企業の男性育休取得率目標を「2025年に50%」へ引き上げ、男女で育休取得した場合、一定期間、育休給付を手取り100%にするものです。

(9) 女性労働者の権利と労働環境整備の確立
あらゆる産業で人員不足が叫ばれる中、物流産業においても性の差別なく採用が求められています。しかしながら大半の職場において、労働環境が整っていません。また、職場でのパワハラ、セクハラも増加傾向にあります。2020年6月には「パワハラ防止法」が施行(中小企業は2022年4月から)され、相談窓口の設置や社内規定の整備などが義務付けられますが、平時から相談できる場所を明確にしておくことが求められるため、労使での委員会・協議会などの設置を取り組めます。また、ILO190条約(職場での暴力とハラスメントの撤廃)の批准を国に求めるとともに、積極的な採用と女性労働者に限らず、ジェンダーを含めた労働者の平等の権利とパワハラ、セクハラ対策も含めた、労働環境整備を求めていきます。

(10) 伝染病における休業補償
新型コロナウイルス感染症に対して、休業補償の確立が出来ていません。新型コロナウイルスだけではなく所謂伝染病対策として必要

の補償)を求め協定化を図ります。(情勢)政府は「こども・子育て政策の強化について(試案)」を発表し、これをたたき台に次元の異なる少子化対策の実現に向けて動きだしています。民間企業の男性育休取得率目標を「2025年に50%」へ引き上げ、男女で育休取得した場合、一定期間、育休給付を手取り100%にするものです。

(9) 女性労働者の権利と労働環境整備の確立
あらゆる産業で人員不足が叫ばれる中、物流産業においても性の差別なく採用が求められています。しかしながら大半の職場において、労働環境が整っていません。また、職場でのパワハラ、セクハラも増加傾向にあります。2020年6月には「パワハラ防止法」が施行(中小企業は2022年4月から)され、相談窓口の設置や社内規定の整備などが義務付けられますが、平時から相談できる場所を明確にしておくことが求められるため、労使での委員会・協議会などの設置を取り組めます。また、ILO190条約(職場での暴力とハラスメントの撤廃)の批准を国に求めるとともに、積極的な採用と女性労働者に限らず、ジェンダーを含めた労働者の平等の権利とパワハラ、セクハラ対策も含めた、労働環境整備を求めていきます。

なごとなつています。感染の疑いがあるだけで休業を強いられる場合には、基準内賃金保障はもとより、労基法12条に基づく日額保障とし、私傷病協定を締結している地方・支部は協定の適用拡大を図りま

す。(補強) 昨年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類へ引き下げられました。医学的根拠のない引き下げととらえ、休業補償については引き続き取り組みます。

(II) ワクチン接種への対応

新型コロナウイルス感染症に対して、国の予防策として、ワクチン接種が始まっています。しかし個人によっては様々な理由で接種したくない方もいます。接種についてはあくまで個人の意思が尊重されるべきであり、国や企業から押し付けられるものではないと見ます。また、そのことによって差別や偏見が生じる可能性があります。職場や組織内部でそのようなことがないように対応します。

2. 合理化反対、雇用保障の確立

確立

(1) 反合理化闘争の基本

① 個別合理化に対して、「第一に雇用・労に係る案件については事前協議を行なう。第二に首切りや一方的な配転を阻止する。第三に権利侵害を防止する。」という反合闘争の基本に基づき、たたかいます。

② 労働協約が締結されていないか、または「倒産をはじめとした雇用・労働条件に係る問題についての事前協議約款」が労働協約に明記されていない場合、事前協議約款を明記した労働協約の締結をすすめます。

③ 会社が新規採用する場合、全港湾の推薦する労働者または全港湾による労働者供給事業の労働者の優先採用とします。

(2) 労働組合のおこなう雇用創出としての労働者供給事業の推進

① 多くの産業で派遣などの非正規雇用労働

者の拡大、港湾における波動性の拡大など雇用の不安定労働者対策のために、労働組合による労働者供給事業は重要となつてきています。

これまで取り組んできた港湾労働者、トラック運転手、介護家政職などの労働者供給事業の取り組みは一定の成果が出たこと、本部一括許可によるリスク回避のためにも、本部一括の事業許可を各事業所としますが、各事業所や地方・支部での問題を中央本部が主体的となつて議論し、問題点を解決していきながら、有効期限を迎える令和7年までには、完了できるようにします。

また、事業許可が各事業所となつても労働者供給協議を開催し、中央本部指導の下、様々な問題に対し対策を取っていきます。

② 日雇雇用保険、日雇健康保険は六大港や一部の地方港でしか活用できていません。また、日雇福祉制度そのものを縮小しようという動きも見られます。労供事業で働く労働者の雇用の安定と生活保障のために、日雇雇用保険や日雇健康保険の活用・継続をすすめます。

3. 労働災害防止と福利厚生

の充実強化

(1) 労働災害・職業病防止の取り巻く環境

厚労省が令和5年5月に発表した令和4年の労働災害発生状況の取りまとめでは、令和4年1月から12月までの新型コロナウイルス感染症への罹患によるものを除いた労働災害による死者数は774人(前年比4人減)と過去最少となりました。休業4日以上以上の死傷者数は1332、3555人(前年比1、769人増)と過去20年で最多となりました。

また、新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害による死者数は17人(前年比72人減)、死傷者数は155、989人(前年比136、657人増)となりました。

新型コロナウイルス感染症へのり患によ

るものを含めた労働災害による死者数は791人(前年比76人減)、休業4日以上死傷者数は288、344人(前年比138、426人増)となっています。

労働災害を減少させるために国や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた中期計画である「第14次労働災害防止計画」(以下「14次防」という)。(令和5年度(令和9年度)では、令和9年までに令和4年比で「建設業及び林業においてそれぞれ死亡災害を15%以上」、「製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を5%以上、陸上貨物運送事業の死傷者数を5%以上」減少させることを目標としています。

(2) 港湾防災防協会

昨年6月に報告された「港湾貨物運送事業における労働災害の推移」では、令和4年の労働災害の発生状況をみると、死亡災害は1人で前年と同じく過去最少、死傷者数は150人で前年から13人(9パーセント)の増加となりました。一方、港湾13次防期間中の5年間(2018年から2022年まで)の死傷者数を年平均でみると、143人となっており、港湾12次防期間中の年平均139人と比べて年平均で4人、率にして2.7%増加しました。死傷者数については、平成28年(2016年)の117人を最小に、それ以降は増加傾向にあり、事故の型としては、高所からの墜落・転落、荷や車両系荷役機械との接触・はさまれ巻き込まれ、転倒といった従来型の災害が繰り返し発生しています。

(3) 全国港湾安全専門委員会課題

今年度も引き続き次の取り組みをすすめます。

- ① 「感染症(新型コロナウイルス等)」に対する職場での予防対策の徹底を図ります。
② 新たに創設された、「放射線被害対策健康診断制度(仮称)」のもとで具体的な制度設計を図ります。
③ 石綿被災者救済制度における補助金に係る事項について労使対策小委員会協議

し必要対策をおこないます。

④ 遺族補償・障害等級1級から3級の労働災害補償金は4、000万円を目標とし、WGにて進捗状況を検証します。

(4) 全港湾労働職業病対策協議課題

各地方の労働対担当者による労働対会議を開催し、出された課題を中心に、リモート会議など最大限利用し、引き続き議論を行ない、全国的な運動として取り組みます。

4. 労働者の権利確立と組織

攻撃に対するたたかい

(1) 組織攻撃や不当弾圧に対するたたかい

① 企業は労働組合の結成を認めず、切り崩しを図り、団交拒否や不当労働行為、ストライキに対する損害賠償請求をおこなうなどあらゆる攻撃を強めています。これら権利侵害に対して、地方・支部が一体となって対処しますが、必要に応じて全国闘争を組織してたたかいます。

② 不当な解雇攻撃などについては、原職復帰を基本にして、闘争資金を活用し、職場闘争を組織してたたかいます。

③ 争議分会の早期解決を求めてたたかいます。労働者の権利侵害反対を取り組みます。

④ 国家権力によって不当に弾圧されている労働者や労働団体がありません。これに対しては情報を共有し、共同出来るものは中央執行委員会決定された取り組みをすすめます。

(2) 労働者の権利を求めるとたたかい

① 組織犯罪処罰法、所謂「共謀罪」に反対します。もともと正当な活動を行っていた団体であっても、目的が犯罪の実行に変化したと認められるときは組織的犯罪集団と認定できることや計画と準備行為を罪に問える制度であることなど、市民社会の自由が奪われ、労働者の団結の権利を奪う法律に反対します。

② 働き方改革関連法が大手企業では19年4月に、中小企業には20年4月に施行されました。過労死ラインを超える時間

外上限規制や有給休暇取得の義務化、勤務間インターバル制度の普及促進、同一労働同一賃金などの改正が図られました。が、労働者保護の観点を忘れず、就業規則や労働協約の勝手な変更を許さないように協議体制を作り取り組みます。

③ 解雇の金銭解決制度が導入ありきですすめられています。解雇規制の緩和につながる金銭解決制度導入に反対します。

④ 派遣法改悪反対に引き続き取り組みます。生涯派遣による低賃金労働者の増加、雇用不安をなくす取り組みをすすめます。また、労働者供給事業は職業安定法第45条に基づいて労働組合等のみに認められている事業である意義を継承し、労働者供給事業労働者の拡大と事業の拡充、強化・発展を図ります。

⑤ 労働協約の点検・順守と協約点検活動

⑥ 全港湾の分会結成と同時に、暫定協定の締結をたたかいます。各地方で労働協約の点検を行い、合理化や企業再編、組合員の配転等の人事問題に対する事前協議制を明記した労働協約を締結します。

⑦ 港湾関係は産別協定順守のために、各地方・支部に適用すべき協定項目の文章を明記した労働協約を締結します。

⑧ 労働協約の締結は地本単位としますが、支部で締結する場合は地本と支部の連署とします。中央要求に関する協定は、中央、地方、支部の連署とします。

⑨ 顧問弁護士を委嘱

権利闘争の強化のために、引き続き顧問弁護士を委嘱します。

⑩ 「同一労働・同一賃金」

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム・有期雇用労働法)」が、2021年4月1日から中小企業にも施行されることになりました。主な整備点として、①不合理な待遇差の禁止、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備などですが、働き方が多様化するなか労働組合のチェック機能

を高める取り組みをすすめます。

5. 労働者ならびに国民的諸課題のたたかい

(1) 大企業優遇の政策をやめさせると同時に国民の負担が増加する消費税に反対します。

(2) 全国一律の最低賃金を目指す取り組みをすすめます。

(3) 後期高齢者の医療窓口負担増や生活保護基準の見直しなど、あらゆる社会保障制度の改悪に反対します。

(4) 老後の安心を脅かす公的年金制度の改悪に反対します。

(5) 医療保険の自由化・混合診療の解禁により、国保制度の圧迫や医療格差が広がりがかねないTPPには断固反対します。また、今まで重要5品目であった農産品分野や医薬品分野、特許権分野など国内産業を脅かす自由貿易協定(FTA)に反対します。

(6) IR推進法によるカジノ型リゾート施設に反対します。

(7) 外国人技能実習制度は1993年の創設以来、制度そのものがずさんなことから、受入れ現場で、この30年近く様々な人権侵害と労働基準破壊をもたらしてきました。2019年から鳴り物入りで始まった特定技能制度も、結局、外国人技能実習制度を前提とした「受入れ」構造となつてしまっています。特定技能労働者も労働者の普遍的権利や国際基準、国内労働法での権利が実質的に保障されているとは到底言えない、外国人技能実習制度の廃止を目指します。

(情勢) 4月19日に第6回の「技能実習・特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が開催され、今回示された中間報告書案では、技能実習の対象職種で特定技能の対象とされないものについても新制度の対象職種への追加を検討すること、また人権侵害や法違反等があった場合に外国人が権利行使をしやすくする救済の仕組みや転籍先を速やかに確保する方策について議論することなどが検討の方向性に追加されま

(8) 育児・介護休業法改正と男女雇用機会均等法の改正に伴う労働協約の締結を地方・支部単位で締結します。

(9) 公共事業や行政の発注する業務が、入札制度によって過度のダンピング料金が横行し、まともな労働条件の確保さえできない事態が起きています。労働条件を確保できる料金を確保するとともに、労働者の権利を侵害し、労働組合を敵視する労務政策や不当労働行為を行うような悪質企業を排除するための公契約条例の制定を目指します。

(10) 新型コロナウイルス感染症での国からの保障や手続きのスムーズ化をうたって、マイナンバーカードを義務化したのは、個人口座に紐づけをしようとする動きがあります。

(情勢) 第211回通常国会において、マイナンバー関連改正法が、自公維などの賛成多数で可決されました。この間、マイナンバー・マイナンバーカードに係るトラブルが相次いで発生しています。政府は、「システム上の問題であり体制に影響は無い」などの見解を示しています。しかし我々は、政府見解を真に受けて良いのでしょうか。個人口座情報が他人口座に誤登録される。あるいは、最も崇高な個人情報である健康情報が漏洩するなど、大半の国民は、不安と不信を余儀なくされています。システム上のミスで済まされる問題ではありません。マイナンバーカードは、「義務ではない」しかし岸田首相は、2024年秋を目途に健康保険証の廃止とカードに保険証機能を持たせた「マイナ保険証」への一本化を明言し、実質的な義務化を目論んでいます。

本来、マイナンバー・マイナンバーカードとは、個人に社会保障制度を円滑に給付するシステムであり、正に国民の最大のメリットであります。しかし同時に重要なことは、国民の崇高な個人情報管理とセキュリティが最大の課題であり、その議論が、全く見えてこない事が問題であります。

す。

E.T.Cでさえ正常に普及するのに20年を費やしています。マイナンバーカードの普及については、政府の手法は、根本的に性急すぎることを、まずは指摘をしておかなければなりません。「急がば回れ」じっくり時間をかけた議論と対策が必要であります。フランスの例を挙げれば、個人情報への厳しい管理と制限、また監視体制の設置が充実しています。

(補強) 我々は、マイナンバーカードそのものに反対をしているのではなく、政府の手法と個人情報扱い方に疑問を持ち反対をしています。そのことが明確にならない以上、マイナンバーのカード化には引き続き反対をします。

(11) 安心・安全が担保できないライドシェアの導入に反対します。

(12) 機密漏洩時の罰則規定やプライバシー・個人情報保護の観点と人を裁くという心理的負担を強いる裁判員制度に引き続き反対をします。

(13) 検察審査員は国民の監督下にないことや検察審査員選任に異議申立てができない、不服請求を裁判所や検察審査会に出せないなど、裁判員に比べ極端に閉鎖的で問題の多い、検察審査会制度に反対します。

(14) デジタル庁の個人情報の集中管理により、国家による監視社会化がすすんでいきます。個人の自由やプライバシー侵害につながらないように、厳格運営並びに厳罰化の法整備を求めます。

6. 反戦、反核、平和と民主主義、環境を護るたたかい

平和憲法を守り、憲法9条に違反する自衛隊に反対し、安保条約破棄、反基地闘争、脱原発と環境を守ることを基本に以下の項目をたたかいます。

(1) 憲法改悪反対

自民党改憲案の真の狙いは、戦争の放棄、戦力の不保持と交戦権の否認を規定する憲法9条1項2項の空文化を狙うものです。自衛隊の憲法明記は、集団的自衛権の

行使が違憲ではないことを憲法上明確にする趣旨であり、これまで国是としてきた専守防衛、非核三原則などの変更にもつながっていくものです。このような憲法改悪を許せば、日本が「戦争をする国」すなわち軍事大国への道を突き進むことになりません。全港湾は全力を挙げて憲法改悪に反対します。また、最低投票率の問題や資金力で広告の量が左右される問題など重大な欠点を放置したまま成立となった国民投票法に反対し、護憲大会の参加など積極的に取り組みます。

(2) 戦争法の早期廃止

専守防衛を拡大解釈しての、集団的自衛権の行使容認は明らかに憲法違反です。すべての戦争法の早期廃止を取り組みます。

(3) 辺野古新基地建設反対

アメリカに追随し、戦争のできる国づくりにするための日本での新基地建設に反対をします。埋め立て工事に反対し、現地への支援や全国港湾辺野古対策委員会での土砂搬出入反対など引き続きたたかいます。

(4) 反基地闘争、日米安保反対 (情勢) 国内で2022年に発生した米軍関係者による一般刑法犯の起訴率が9.6%となっており、9割超えが不起訴になっていくことが明らかになりました。日本国内の基礎率30%台と比べると3分の1以下で米軍関係者優遇の実態が改めて浮き彫りとなりました。

また、米軍基地内で使われる泡消火剤に含まれている、「PFAS(パーフラス)」という発がん性のあると言われている、自然界に存在しない化学物質が全国で相次いで発見されています。米軍は基地外への影響はないと言っていますが、横田基地内での漏洩事故は報告されていません。

北朝鮮のミサイル発射実験とみられる「衛星」の発射予告を受け、地対空誘導弾パトリオット(PAC3)が6月5日午後、石垣市の八島町新港地区に配備されました。防衛庁は、労使関係者(事業者・組合)に何の情報提供もなく、石垣市内の新港地区(クルーズバスに隣接)にPAC3

を設置しました。そのため、現地では抗議とPAC3撤収の申し入れを行ない、そのうえで、安全確保のために組合員は「自宅待機行動」を準備し、事業者も組合側と同様の認識で対応しました。事業者は市(管理者)に対して撤収と事態の説明を求めましたが、市の対応ではすすまないと判断し、防衛省・自衛隊方面隊と組合とが協議する場を設けました。しかし、その場での自衛隊の釈明は、一方的に理解を求めるばかりであり、防衛省・自衛隊方面隊は改めて説明に来るとしたことから「自宅待機行動」は延期して防衛省と自衛隊の回答を待ちました。その後、防衛省はクルーズ船の入港を理由とした市の要請を受けて、6月18日午後1時ごろ、PAC3を町内の東側に移動しましたが、住民や関係者(事業者・組合)に何の情報もなく配備することとは到底許されません。港湾を兵站基地にさせない、仲間を戦争の被害者にも加害者にもさせない取り組みの強化が求められています。

福島第一原発事故を風化させないため、未曾有の経験を将来につなぎ、安心して暮らせる社会を取り戻すために「脱原発フクシマ連帯キャラバン」行動を積極的に取り組みます。

東海村臨界事故を経験として、一刻も早い原子力発電所の閉鎖と再生可能エネルギーへの転換を求めてJCO集会を取り組みます。

(7) 環境破壊反対 原発以外のエネルギーにシフトする中で、ただ単に石炭火力発電所の休・廃止を中心にするだけでは環境は保てません。地球温暖化の影響は全世界で起きており、乱開発や公害の発生、大量生産や大量消費、食品ロスも大きな問題です。このよ

うな破壊的ともいえる社会システムを見直し、同時にあらゆる産業に対する「公平な移行」が必要不可欠であることを認識し、自然環境を保護し、環境破壊反対と持続可能な開発目標SDGsの取り組みに賛同し、ペーパーレスなどできることから取り組みをすすめます。また、再生可能エネルギーや自然エネルギーの活用に向けた取り組みを促進します。

(8) 監視社会化による人権侵害反対、秘密保護法廃止 秘密保護法は、国民の知る権利を大幅に制限するものです。そして暴対法改悪、暴排条例制定では、「反社会的」と断定されれば、様々な団体に対する弾圧が出来ることと意図されているだけでなく、現実に行われています。治安強化の名のもと監視社会化、人権侵害に反対します。

(9) 差別反対、人権擁護 人権侵害が横行しています。現在の日本には被差別部落、原爆被爆者、障がい者差別、アイヌ民族、在日外国人などの民族差別、人種差別、あるいは男女差別など差別に苦しむ人々が多数存在しています。また、職場におけるパワハラやセクハラも増加傾向にあります。さらにはヘイトスピーチなどが国際的にも社会問題となっており、全港湾は職場をはじめとする社会に存

在するすべての差別に反対し、ジェンダー平等の社会を目指してたたかいます。

7. 選挙闘争の取り組み

(1) 国民主権、正しい三権分立を確立し、全港湾の方針を実現するために以下の課題のもと、積極的に選挙闘争を取り組みます。

①国民が安心・安全に暮らせるために、社会保障の充実を取り戻し、原子力発電所の早期閉鎖と一刻も早い再生可能エネルギーへの転換を実現するため、勤労国民目線に立つ候補者を推薦して国民主権を取り戻す選挙闘争を取り組みます。

②労働法制の改悪、大企業偏りの政治政策から脱却し、過重労働をなくして生活が営める社会経済を取り戻すため、労働者目線に立つ候補者を推薦して労働者階級の拡大を取り組みます。

③日米地位協定を破棄させ、憲法改悪を阻止し、政府が強行する辺野古新基地建設を阻止して、対話による国際貢献と世界平和実現を目指すための選挙闘争を取り組みます。

④個人情報管理し、監視社会を企む政府を打倒し、国民に広く公正・公平な社会の実現のために選挙闘争を取り組みます。

⑤岸田自公政権を打倒する為、野党共闘を強化し、地方自治体選挙ならびに国政選挙のたたかいを強化します。

(2) 国の港湾政策は我々にとって大変重要で、港湾管理者との協議のために、全港湾の方針に基づく政策協定締結等を結べる議員を増やすためにあらゆる選挙闘争に取り組みます。

国民の一番の武器でもある選挙権を行使すれば国民主権、正しい三権分立を確立できるはずで、勤労国民目線に立つ候補者を推薦して国民主権を取り戻す選挙闘争に全力を挙げて取り組みます。

IV. 港湾労働者のたたかい

1. 情勢とたたかひの現状

(1) 日通総研のレポートによると、2023年度のコンテナ貨物輸出货量は、世界経済が下期にかけて減速緩和・回復基調に転じ、荷動きも緩やかに復調する見込みで、海上輸送混乱や港湾混雑の収束・正常化による押し上げもあり、2年ぶりのプラス(1・8%増)に転じるとされています。主に海外設備投資需要が底堅く推移し、機械類は堅調な荷動きになるとし、半導体不足の緩和・解消に伴い、自動車工場等の生産正常化・挽回生産が進み、自動車関連の荷動きも持ち直すとしています。しかし、貨物量はコロナ前(2019年度)の水準には届かず(95・4%)とみられています。

また、コンテナ貨物輸出入量は、2023年度も1・0%増とプラスの見通しです。物価上昇や円安基調による下押しが続く中で、消費財の荷動きが伸び悩むとしながら、生産財については、国内工場の生産回復・正常化を受けて、生産用部品・部材類や機械類は堅調な荷動きになるとし、前年度の中国ロックダウンによる調達減からの反動増も押上げの要因となっています。また、海外生産拠点の国内帰帰や調達先国の分散化、JIT転換に伴う部品・部材類の調達増も見込まれるとされています。

米国西海岸港湾では、労使交渉を巡り、経営者側の太平洋海事協会(PMA)と労働者側の国際港湾倉庫労働者組合(ILWU)は6月14日、暫定合意に達したとする共同声明を発表しました。この暫定合意に至るまで、米国西海岸のロサンゼルス港とロングビーチ港は、ILWUの下部組織ILWU Local 13の組合員が出動しなかったため、4月6〜7日に一部のコンテナターミナルが稼働を一時中断、7日夜から運営を再開したと複数のメディアが報道しています。両者は新しい労働協約の詳細を明らかにしていませんが、契約期間は6年間としています。両者で批准に向けた手続きを進めるが、過去の例では批准プロセスに3カ月を要するため、新たな労働

協約の正式な発効は2023年秋ごろになるとみられています。

(2) 国土交通省は、国際コンテナ戦略港湾政策について、重点的・効率的な集貨、コンテナターミナルの生産性向上、港湾の完全電子化をはじめとする「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の取り組みを引き続き推進していくとしています。国際バルク戦略港湾については、輸入拠点としての機能を高めるべき港湾を特定貨物輸入拠点港湾として指定し、ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図るため、関係者が連携して、特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会等を活用しつつ、特定利用推進計画を作成し、当該計画に定めた取り組みを促進するとともに、継続して当該計画の進捗状況の確認を行うとしています。

その実現のための施策として、我が国コンテナターミナルにおいて、「ヒト」を支援する「AIターミナル」を実現し、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を確保するため、AI等を活用したターミナルオペレーションの最適化に関する実証等を行うとともに、遠隔操作RTGの導入を促進するなど、様々な実証実験を行なっています。

具体的には、①AI等を活用した荷繰り回数の最少化等によるターミナルオペレーションの最適化、②遠隔操作によるRTG処理能力の最大化とオペレーター労働環境の改善、③新・港湾情報システム「CONPAS」の活用によるコンテナ搬出入処理能力の向上、④コンテナダメージチェック支援システムの開発によるコンテナ搬出入の迅速化、⑤外来トレーラーの自動化によるドライバーの労働環境改善とコンテナ輸送力の維持、⑥熟練技能者の荷役操作の暗黙知を継承することによる若手技能者の早期育成、⑦荷役機械の作動データの蓄積・分析による故障の予兆の事前把握となっています。

(3) 昨年末に「GX(グリーン)トランスフォーメーション」実現に向けた基本方針の取りまとめを行ってきた政府は、同基本方針について、パブリックコメント等を経て、2月10日に閣議決定を行いました。そのなかで社会全体のGXの推進として、「公正な移行」という基本的考え方の記載があります。「公正な移行」は、2009年のCOP15で国際労働組合総連合(ITUC: International Trade Union Confederation)が提唱した概念であり、我が国においてGXを推進する上でも、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動を適切に進めていくことが重要となります。化石燃料関連産業から低炭素産業への円滑な労働移動を支援することは、国民の生活・雇用を確保することもに、我が国の経済成長にも資するものであるため、産業ごとの実態も踏まえつつ、大学等での人材育成等を含め国として必要な支援を行うことです。また、今後の対応として、2022年10月に閣議決定された物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策等も踏まえ、3年で4,000億円の人への投資の政策パッケージを5年で1兆円まで大幅に拡充しました。成長分野等への労働移動の円滑化支援、在職者のキャリアアップのための転職支援等を通じて、新たなスキルの獲得とグリーン分野を含む成長分野への円滑な労働移動を同時に進めることで、公正な移行を後押ししていくとされています。

このことは多大な影響を受ける港湾労働者が求めてきたことであり、良いことではあります。しかし、施策をすすめていく過程で、チェック機能が必要で、我々港湾労働者が雇用と職域を失うことがないように議員懇と連携を取りながら取り組みをすすめるべきです。

(4) 港から離れた内陸部に通関物流基地として設置され、輸出入貨物の通関機能と保税機能を併せ持つインランドデポが新潟県や東関東、各地で作られています。港湾の職域・業域が失われる政策には明確に反対し、地域での雇用保障を第一に取り組みむ必要があります。

(5) 中央労働委員会の和解勧告と組合側の方針について

中労委の和解勧告に対し、4月14日の合同戦術委員会は、和解案は、以下の点で受け入れがたいと判断せざるを得ず、中労委が「判断する・命令書を出す」ことを求めることの確認をしました。①独禁法と団交・産別最賃の関係を判断せず、「日港協は合理的説明に成功していない」とするにとどめている。②中労委の判断ではなく、組合と日港協からの伝聞として記述されている。この和解案は、結果的に「労使が理解しあって団交を再開する」との結論に至ることになり、繰り返さないことが労使の約束に過ぎないものとなり、繰り返さないという担保にならない。③何よりも、この和解を受け入れれば、都労委命令がなきものになる。以上の方針を代理人に伝え、4月19日付けで上申書を提出しました。この結果、組合側は和解案を拒否し、日港協も和解案を受け入れられない旨を通知したことから、和解に向けた事情聴取を行わず、現在は中労委の判断を待っている状況です。

2. 闘争課題とたたかひの方

港湾政策並びに港湾産別制度については、主要港湾だけの問題と捉えず、地方港湾での産別運動に対する重要性を認識し、港湾産別に資する全港湾としてのたたかひをすすめます。そのうえで、全国港湾に結果し「魅力ある港湾労働」確立のために取り組みをすすめます。

- (1) 全港湾の闘争課題とたたかひの方
 - ① 能代闘争問題

国土交通省や厚生労働省、秋田運輸支局、あらゆる行政機関と連絡を密にしなから、能代運輸の動向を抑えていく取り組みが必要となります。秋田という一つの港の問題ととらえず、あらゆる港に波及する問題として、全国闘争と位置づけ、地方・支部と連絡を密にしながら、雇用・就労闘争に取り組みます。
 - ② 指定事業体問題

23春闘期間中、指定事業体関係に係る課題についての労使折衝を3回にわたって開催し、協議をすすめてきましたが、第4回中央港湾団後、4回にわたる産別労使事務折衝においても指定事業体について「是正」が必要との認識に立ち、具体的な採用に踏み出すことを求めてきました。

結果、4月26日、第5回中央港湾団交において(区)協定書には押印せず「基本合意」に至りましたが、仮協定での検査事業に係る課題について「2022年春闘協定に基づき、指定事業体を本来の姿に是正すべく、指定事業体において検査業務に就労する労働者を本来に採用し、早急に解決を図る。進捗状況については、検数・検定小委員会で確認を行う」との文言を入れることができました。

全港湾は指定事業体問題の早期解決、自動化・機械化問題の労使協議も視野に入れ、検査事業の雇用と職域を守るたたかひを構築します。

- (補強) 今後の取り組みとして、全国港湾指定事業体部会は「4検の課題と位置づけ指定事業体を「本来の姿に戻す」べく本体採用を最優先に対応する」、「23春闘調印後、検数検定小委員会を開催し早急な解決に向けた環境を整えていく」ことを基本として取り組みをすすめます。
- ③ 石炭火力発電老朽化施設の休廃止問題

今後は、「港湾政策推進懇談会」の中で議論を進め、国の一方的な政策に反対し、港湾労働者はもとより港運事業者が持続可能な事業運営ができる「パッケージ的な政策」を求めるたたかひをすすめます。

(補強) 各港において、関係行政・港湾管理者(県・市)・港運協会・労働組合が参画した、石炭問題雇用対策協議会(仮称)の設置に向け、中央・地方で協議をすすめます。

④ 横須賀新港ふ頭フェリー就航問題

現在に至っても4者協議の開催はかたっていない。

日港協と全国港湾によって、「公共ふ頭である、横須賀新港ふ頭にフェリーが就航したことに伴う港湾労働者の雇用と就労を確保するため」の4者協議の開催は確認しましたが、この間行われてきた当該港運事業者とフェリー船社との所謂「住み分け協議」は全くすすんでいません。フェリー船社は入港に関わる仕事は当然自社のものと言わなければならない。もう一度「フェリー確認書」の意義と重要性をフェリー船社にもとより、日本港運協会にも再認識をさすべくたたかひをすすめていきます。

⑤ RTG遠隔操作化事業導入問題について

現在、名古屋港(NUCT)におけるRTG遠隔操作化では、これまでT3パースの10基とT2パースの7基を自動化・機械化に関する労使での議論を経て、中央事前協議会で了承してきました。しかしながら、名古屋港NUCTのT2パースで17基中の10基を遠隔操作化するにあたって次のような考え方が名古屋港運協会より提出されています。

- i. 遠隔操作卓は17台しか置けない。
- ii. 作業体制からすると、現状からRTG遠隔操作化をこれ以上すすめるとオペレーターの人達の雇用確保が必要となる。
- iii. 雇用の場を確保するため、以下の内容があった。ア. ターミナル内のマシーニングのトラクターヘッドの運用を1台につき2名の交代制にする。イ. トップリフターに配置する。このことであったが、現在協議自体においてを労使検討中です。

また、清水港においては、視察報告と

また、清水港においては、視察報告と

WGでの協議の結果を踏まえ、当面の体制に問題がないとし、清水港興津コンテナターミナルの2基について労使で確認しました。横浜港においては、中央事前協議会に出されていた横浜港本牧BCターミナルQA、QBレーンに遠隔操作RTG2基を導入する件について、改めて協議し、WG・親委員会とも内部で検討した結果、上記の提案について了承するとしました。東京港の公募については、親委員会として承認しました。

地方港で絶対的な港湾労働者不足が叫ばれている中、コンテナだけでなく在来貨物の処理対応が求められる状況にない港も多数あります。また、港湾労働者の雇用と職域、さらには港運事業者の事業継続を守るためにも、自動化・機械化が避けては通れない港もあります。「体制的合理化」には、まったくもって反対する立場ですが、1港1社的な港、元請事業者のみで運営を行なっている港など、主要港と違った環境があるという現実にも目を向けなければなりません。そのことを全港の共有認識とし、中央・地方の労使が真摯な議論を重ねることが肝要となっています。したがって、全港はRTG遠隔操作化事業導入にあたっては、港湾労働者の雇用と職域、さらには港運事業者の事業継続を守るため、「港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書」並びに「関係港における確認書」の遵守を絶対条件として、体制的合理化に反対する取り組みをすすめます。

⑥高速道路ETC専用化問題について
国交省は、2020年7月2日に全国の高速道路について、新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、高速道路利用者と料金所係員との接触機会をなくすため、料金所有人ブースを廃止し、無人のETC専用とする方向で検討することを明らかにしました。これが実施されると、本四架橋の開通の影響によって離職を余儀なくされた港湾労働者の離職者

対策として、全港が全国的な闘争を繰り広げて設立させた、第三セクターの「徳島ハイウェイサービス(株)」の料金収受業務に就いている組合員の雇用と職域が三度奪われることが明らかです。これまでの本四架橋にかかわる諸問題も含めて、早急に国交省へ申し入れ、雇用保障の取り組みをすすめます。

(補強) 2020年12月17日に策定されたロードマップでは、2022年度から一部ETC専用化、2030年には全線ETC専用化するとされており、実際に2023年4月3日から神戸淡路鳴門自動車道東浦インターでETC専用化が実証実験されました。料金収受業務に就いている組合員の雇用確保のため、政労協定の窓口となっている交運労協を加えた国交省交渉を取り組みます。

(2) 全国港湾の闘争課題とたたかい方(全国港湾の議案書参照)
以下、議案書抜粋

2023年度の重点課題と具体的取り組みについて

- ①「検証」運動の教訓に立って/24春闘を視野に
 - i. 荷主・ユーザー・行政に「労使が向かっていく」
 - ii. 「検証」運動の教訓と新たな運動の組み立てへの挑戦
 - iii. 山積する課題の具体的交渉を進める客観的条件を作る
 - iv. この挑戦を年次方針に位置付けた意義
- ②適正料金確保と価格転嫁の取り組み
 - i. 料金プロジェクトチーム(P/T)の活動の活性化
 - ii. 「価格転嫁」の政府施策の着実な実施を24春闘前に担保する
- ③法令順守と産別協定の履行で港湾運送と港湾労働秩序を確立する
 - i. 「お手伝い特例」の悪用や、これを使った「新規参入」をやらせない
 - ii. 横須賀新港ふ頭における雇用を守る

取り組み
iii. 港湾労働法の全港・全職種適用の課題の促進
④機械化・自動化など港湾の体制的「合理化」に反対し雇用と職域を守る
i. 人員確保を労使の本格的な運動にする

ii. AI化など港湾の体制的「合理化」に抗して
iii. 反「合理化」のたたかいと職域拡大の運動
iv. 事前協議制度の厳格運用と「ユーザー責任の追求」

v. 港湾労働者保障基金制度(転職資金生活助成金制度)の拡充について
vi. IR・カジノ・万博などによる港湾の再開発に係る課題について

vii. 行政の主導する大企業任せの行政施策に対抗する取り組み
⑤諸課題の前進的解決と労働環境整備

i. 23春闘協定をはじめ労使合意事項を確実に履行し課題を克服していく
ii. 労働環境の整備/人員確保の前提であり、且つ喫緊の課題として

iii. 各事業分野における課題について検証とともに
iv. 人員確保の取り組み
⑥安全・衛生問題

i. 放射線量健康被害から仲間への命と健康を守る健康診断実施へ
ii. 安全荷役・安全衛生の課題について
iii. 石綿被害対策について
iv. 海上コンテナの安全確保について

⑦関係行政との交渉・協議体制の強化
i. 港運労政懇話会について
ii. 「お手伝い特例」に係る検討会について

iii. 労政審港湾労働専門委員会について
iv. 消防庁(危険物輸送)との窓口の確立/安全を軸に日常的に協議できる体制へ

V. 海コン・トラック・バス・タクシー労働者のたたかい

1. 情勢とたたかひの現状

(1) トラック協会が5月15日に発表した「トラック運送業界の景況感(速報)」によると、業界の景況感は、経済活動の復調から輸送数量、運賃・料金の水準が改善しましたが、燃料、車両、修理費、運転者人件費等の輸送原価は上昇基調となり、営業利益及び経常損益を圧迫したことから、令和4年10月〜12月期の景況感はマイナス2.5・8と前回より10・8ポイント改善したものの、限定的な回復となったとしています。今後の見通しは、燃料高、物価高による輸送原価増加による経常損益の悪化の見通しを織り込み、マイナス34・8と悪化の見込みであるとなっています。

(2) 「第13回国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議」が3月に開催され、報告書の中で、調査結果について、○近年の事故事例は大半が輸入コンテナである。輸入コンテナは輸出コンテナに比べペバンニング等により中身を確認する機会がほぼなく、ドライバーが不安を感じても打つ手が乏しい。優良事例のような発荷主への働きかけも制度化するのは現実的でないのが、非常に難しい課題。○国際海上コンテナは、船会社も運送事業者も原則開封できず、受荷主のみ開封可能。荷主を巻き込んでいかなければならない。などの意見が出され、令和5年度以降の取り組み案として、○運行管理者の業務に、コンテナの中身を確認させるよう指示することを加えてはどうか。○海上コンテナ運送における事故防止の重要性について、言葉だけで海外の輸送人等に伝えることは難しい。コンテナの偏荷重により日本側でいかに重大な事故が起こっているか、映像によって海外の輸送人等に実感してもらうという取組を行っている。などの意見が出ています。

(3) 一般トラック事業者による「標準的な運賃」の届出状況(2月末日現在)は、1月末から538社が新たに届出を行い、累計は3万489社となり3万社を突破しました。全事業者に占める届出割合は前月より0・7ポイント上昇し、53・5%となりました。2月は、届出割合が出遅れていた関東で409社が新たに届出をしました。内訳は、神奈川県が230社、東京が60社、埼玉が59社、茨城が48社です。これにより、届出割合が2割に満たない都道府県はなくなりました。

(4) 公正取引委員会は、2022年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果と優越的地位の濫用事案の処理状況を公表しました。独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主に注意喚起文書を送付しています。問題につながるおそれのある行為には、運賃の据え置きや減額だけでなく、待機時間や手作業での積み込みに対して荷主が料金を支払わなかった事例も挙げられました。

(5) 内閣官房は3月31日、第1回「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を首相官邸で開催しました。岸田文雄総理は、トラックドライバーに働き方改革の法律が適用されるまで1年となり「2024年問題」に直面していることに言及し、我が国の物流の革新に向けて1年以内に具体的な成果が得られるよう、6月上旬を目途に抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として取りまとめるよう指示しました。

6月3日に開催された関係閣僚会議での「政策パッケージ」の取りまとめでは、「2024年問題は当該時点を乗り越えれば終わる一過性の課題ではなく、当該時点から始まる構造的な課題であり、また、社会において大きな存在感を有する物流には、カーボンニュートラルへの対応が求められるため、2030年の輸送力不足も見据え、下記の対策に中長期的に継続して取り組む必要がある。そのための枠組みを、次期通常国会での法制化も含め確実に整備する。」とされており、具体的施策について

は、①物流の生産性向上を図るとともに、物流産業を魅力ある職場とするためには、荷主企業、物流事業者の双方において非効率な商慣行の見直しを行なう。②「2024年問題」による物流の停滞を回避するためには、DX等による物流の効率化・生産性向上を図る。③物流負荷の軽減のためには、荷主企業や消費者の意識改革・行動変容が不可欠である。④3項目を打ち出し、そのうえで、規制の措置の導入、自主行動計画の作成を前提として、早急に、物流の適正化・生産性向上に向けて荷主企業・物流事業者が取り組むべき事項をガイドラインとして策定する。その上で、荷主企業や物流事業者等に対し、これを広く周知するとともに、業種・分野別の「自主行動計画」を年内目途に作成・公表することを要請する。としてまとめられています。

(6) 国土交通省、経済産業省、農林水産省が公表した荷主・物流事業者を対象とした「物流改善ガイドライン」において、元請トラック運送事業者が「運送体制台帳」を作成することを必須事項に決めました。元請は下請トラック運送事業者の名称や運送内容などを整理したリストを作成し、実運送事業者を含む下請構造を把握させます。下請は元請から受託した運送のうち一部または全部を他の事業者(2次下請)に請け負わせた場合、2次下請の名称を元請に対して報告します。これにより、行政や荷主はトラック運送業の多重下請構造を把握しやすくなるほか、ドライバーが時間外労働上限規制や改善基準告示などの法令に違反した場合、責任の所在を明確化でき、国交省や厚生労働省、中小企業庁など関係省庁は荷主や元請に対し、法令による荷主対策を実施しやすくなります。

(7) 国土交通省は6月30日より、タクシー事業者、貸切バス事業者による貨物運送業(貨客混載事業)を全国で解禁しました。また、トラック事業者による旅客運送業も全国で行うことを許可します。従来、乗合バス事業者については貨客混載事業を全国で実施することが認められていました。一

方、貸切バス事業者とタクシー事業者は過疎地域だけの営業が認められていたが、制度改正により、タクシー、貸切バスも全国で営業が行えるようになり、トラックも過疎地域に限定せず、全国で旅客運送が可能となりました。

(8) 消費者庁は、政府の物流政策パッケージで「送料無料」表示の見直しに取り組みることが盛り込まれたことを受け、表示に関する実態や見直しによる影響などの検討を開始しました。送料無料表示は業界への悪影響や、業界の地位が著しく低下することによって、人手不足にもつながっていると考えられています。消費者に物流のコストを意識してもらうために、誤解を招く送料表記は見直しが必要です。

(9) 下請事業者による価格転嫁要請への発注事業者の対応状況は、業種別でトラックが最下位であることを中小企業庁が発表しました。中小事業者と親事業者との価格交渉に関する3月の調査で明らかになりました。価格交渉の状況とコスト上昇分に対する価格転嫁割合について採点基準を基に、27の業種ごとに平均点を算出して順位を付けた結果、トラック運送は価格転嫁で前々回(22年3月)、前回の調査に続き最下位でした。今後は具体的施策を各省庁がいかに取り組むことが出来るかが重要となってきます。

2. 闘争課題とたたかい方

- (1) 国交省が定めた各種政策の実効性を求め、中小企業に必ず反映させる為に、地方運輸局単位の行政交渉を強化します。
- (2) 中央の海コン・トラック(バス・タクシー) 合同会議を中心に、情報の共有と学習を行ない中央行政への要請行動を強化します。
- (3) 地方・支部・分会単位で、労働者の労働条件の向上に繋がるよう、制度政策を中心とした交渉の強化をすすめます。

VI. 介護労働者のたたかい

1. 情勢とたたかいの現状

(1) 中央社会保障協会によると、介護保険は施行22年を経過しました。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態をいっそう加速させています。

政府は、2023年通常国会に向けて介護保険見直しの検討をすすめています。利用料2割・3割負担の対象者拡大、要介護1、2のサービス削減、ケアプラン作成への自己負担導入、補助杖などの福祉用具の貸与から購入への変更など、負担増と給付削減の提案が目白押しです。利用者と事業者双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、認めることはできません。2022年2月から新たな介護従事者の処遇改善が開始されています。しかし全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準であり、ケアマネジャー、訪問看護師、福祉用具相談員などが対象から外されているなど職場に混乱と分断を持ち込む内容です。10月からは介護報酬に組み込むとされておりました。新たな利用料負担が発生します。

また、政府はテクノロジー機器の導入と引き替えに、職員の配置基準を大幅に引き下げようとしています。人手不足を解消し、行き届いた介護を実現するためには、介護報酬を引き上げ、処遇を改善し、介護従事者を大幅に増やして、一人夜勤をなくし複数にすること、人員配置基準の引き上げこそ必要です。

(2) 厚生労働省は6月16日、「令和4年度介護従事者処遇状況等調査結果」を公表しました。資料によれば、新設された「介護職員等ベースアップ等支援加算」を扱っている介護施設・事業所において、介護職員の平均給与(常勤・月給)は昨年12月

が31万8,230円。前年12月と比べ、1万7,490円アップとなっていました。また、介護職員処遇改善支援助助金を交付されている施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額は昨年9月が31万7,540円で、前年12月と比べ、1万6,550円アップとなっています。介護職員等ベースアップ等支援加算の創設により、当初想定されていた3%の賃上げ(月9,000円ほど)を上回る効果が出ている状況ではありますが、昨年度の統計では全産業の平均給与額はおよそ36万1,000円であり、4万円強の開きがある状況です。

2. 闘争課題とたたかい方

全港湾で介護家政職の運動を前進させるには、介護職・家政職の労働者を増やすとともに、直接の待遇改善の相手は企業ではなく厚生労働省であることから、以下の取り組みを早急にすすめます

- (1) 介護・福祉・家政労働者の賃金引き上げについて
 - そもそも介護・福祉・家政労働者は、全産業平均からみても賃金が低い実態にあり、これを是正するには国が直接関与し、介護・福祉・家政労働者の賃金引き上げを検討するよう要請します。
 - (2) 介護・福祉・家政労働者の声を直接聞く協議の場の再開について
 - 厚生労働大臣に現場労働者の声を直接聞く機会の場の設定を取り組みます。毎年実施していた要請行動が必要に応じて再開します。コロナ禍のなか経験した過酷な実態、ケア労働者の厳しい生活状況などについて、生の声を伝え、目指すべき賃金水準を下記の具体的内容を中心に取り組みます。

(2) 介護離職ゼロ社会実現に向け、介護施設増設だけではなく、在宅ケア強化のために居宅サービス強化も重視した政策を取り組むことを求めます。

② 介護保険制度の抜本的見直しについて
・ 訪問介護サービスにおける報酬水準の

引き上げを求めます。

- ・ 訪問介護の1単位あたりの時間を見直し、計算の煩雑化とならないように1時間単位とするように求めます。
- ・ 地域区分・加算割合の抜本的見直しを求めます。

- (3) 訪問介護事業におけるマージン率の規制強化を求めます。
- (4) サービス提供責任者の処遇改善(全額公費支出)を行うことを求めます。
- (5) 訪問介護職員の社会的地位向上を目指し、大幅な介護報酬の引き上げを求めます。

VII. 組織の強化と拡大

1. 組織の強化について

(1) 大衆路線に基づく組織運営
① 組織運営にあたっては、異なる意見にも討論を通じて理解を求め、組合員を排除することなく大衆討議に積極的に参加できる体制を作り、組合員すべてが団結できる集団指導を原則に民主的に運営します。

② たたかいを組織するにあたっては、問題認識や過去のたたかいの総括について徹底的に職場討議を行うなど、大衆討議を重視して組合員全体の意思統一を図り、戦術などの闘争体制を確立します。決定した方針については組合員全員が堅持し、その完全実施を図ります。

③ 全港湾の方針に合致する地区の共闘組織が主催する会議や集会などには、自らの行動力の強化と地域運動の昂揚のために積極的に参加します。

④ 文化活動やレクリエーション活動を積極的に取り入れ、仲間意識や組合の団結を強化します。

⑤ 新型コロナウィルスの影響は組織運営にも支障をきたしています。組合民主主義の基本を守りながら、有事や緊急時の組織運営をすることが求められているため、今後も環境を整えるとともに会議運

営やリモートの使い方を工夫し、スムーズな会議運営に取り組みます。

(2) 若手幹部の育成

全港湾は世代交代も進み、組合業務が専従者・非専従者問わず役員に集中する傾向にありますが、将来を担う活動家になるべき若者に様々な組合活動を経験させるとともに、それを職場から支える体制をつくりたいです。

- (3) 学習活動と教宣活動の充実
 - ① 中央労働講座を全港湾の将来を担う活動家養成の場として位置付けて取り組みます。
 - ② 地方・支部では、労働組合や労働法の基本的学習や労働者ならびに国民的課題、反戦・反核、平和問題、第4次産業革命問題など情勢と組合員の要望に合わせた学習を行なうようにします。数支部がまとまって学習会が開催できる場合はまとめて開催し、できない場合は支部ごとに開催します。また、地域の労働講座などを活用して学習活動をすすめます。必要によっては中央役員が参加します。
 - ③ 秋年末オルグは2023年秋年末闘争並びに2024年春闘方針の提起を中心として、港湾春闘要求課題や労働安全衛生、組織拡大などを重点に10月中旬から11月を基本として要請を受けた地方・支部と調整を図りながら具体的取り組みについては中央執行委員会で確認します。
 - ④ 機関紙「港湾労働」は全港湾の活動を教宣する重要な役割を持っています。また、「ブレイクタイム」も新たな教宣物として定着をしました。それぞれの用途に応じた紙面づくりによって組合員への教宣強化を図ります。
 - ⑤ 春闘や一時金闘争などの重要なたたかい、活動があった場合には「全港湾FA Xニュース」を適時発行します。
 - ⑥ インターネットを活用した教宣活動については、ホームページも含め組合員の二に広げたいという決意で組織拡大を取り組

(4) 調査活動

最低賃金や時間外算定基礎分母、週休日制、定年制など、現状の組合員の実態を調査(港湾・トラック・一般職)し、2024年春闘に向けての要求課題をまとめるために引き続き調査します。

(5) 青年(女性)部、退職者の会の結成と育成
① 労働組合にとって、青年労働者は組織の継承発展の礎であるとともに、若々しいエネルギーは組合活動の活性化と組織の強化にとって重要です。青年労働者に主体を持たせた青年対策交流会議を開催し、青年労働者にとって魅力ある組合活動となるべく推進していきます。

- (6) 対策会議の設置
 - ② 退職者の会、女性の会の結成を地方・支部単位で取り組みます。

今年度も次の対策会議を設置して運動の強化を図ります。地方港対策会議、港労法対策会議、検数対策会議、トラック対策会議、海コン対策会議、労災職業病対策会議、本四架橋対策会議、労供対策会議、青年対策会議、その他必要に応じての対策会議の設置は中央執行委員会にて検討し決定します。

(7) 組織部会の検討課題

運動強化を中心に引き続き組織部会を開催し、財政運営の在り方や役員員の賃金体系、処遇改善などを協議します。

2. 組織の拡大について

いま、国や資本主義社会は「働き方改革」や「第4次産業革命」の名のもとに労働者の分裂を狙っています。労働者が生活を守り労働条件を向上させていくには、労働者が団結し、労働組合に結集していく以外に方法はありません。しかし、労働組合がこれ以上組織を低下させ、全港湾も組織人員減少を許している、労働組合全体の力量は大きく低下せざるを得ません。組織の拡大、労働組合の拡大、組合員の増加は労働組合にとって極めて重要な課題です。全港湾が労働組合の再生の先頭に立つという決意で組織拡大を取り組

みます。

年間ストライキ権の確立(案)

規約第24条にもとづき、次の事項について、次期定期全国大会までの年間ストライキ権を確立し、その具体的行使については中央執行委員会に委ねます。

- 1 2022—23年度運動方針の「Ⅲ主な闘争課題とたたかひの基本(春闘、一時金闘争含む)」の要求を実現するために、ストライキ権の行使が必要であると中央執行委員会が判断したとき。
- 2 全国大会ならびに中央委員会において採択された諸決議の実施にあたって、ストライキ権の行使が必要であると中央執行委員会が判断したとき。
- 3 組合員が使用者より不当な扱いを受け、ストライキ権の行使が事態の打開に有効であると中央執行委員会が判断したとき。
- 4 全港湾ならびに全港湾の地方組織が使用者より不当な組織攻撃を受け、ストライキ権の行使によってしか単一組織としての全港湾の団結が維持できないと中央執行委員会が判断したとき。

以上

- (1) 港湾、倉庫、通運、海コン、トラック、バス、タクシール労働者をはじめとして、建設、介護など様々な産業の労働者、派遣・パート労働者など、非正規雇用労働者を含むすべての労働者を対象とします。
- (2) 組織拡大の体制
 - ① 地方・支部に組織拡大対策委員会を設置し、執行部はもろんのこと執行部以外の活動家や組合員を動員して組織拡大に取り組みます。
 - ② 組織拡大にあたっては、退職者の補充や企業内の未加入労働者、関連企業の労働者、仕事上の関係のある労働者、地域の上部団体を持たない労働組合などに重点を定めて計画的に組織拡大を図ります。
 - ③ 労働相談から争議指導のできるオルグ活動家の要請を図ります。
 - ④ 退職者に労働相談員をお願いするなど、退職者や組合を退任した先輩との連携を含めて組織拡大に取り組みます。
 - ⑤ 中央の組織部会では、組織拡大をすすめるうえでの問題点の解決策や組織拡大の基本戦略など抜本的な検討をすすめます。
- (3) 通年的な組織拡大キャンペーンを取り組みます。組合員を参加させ各支部で創意工夫した取り組みを企画するとともに、中央本部は教宣物などの支援を積極的に行ないます。
- (4) 港湾における上部団体を持たない組織に対し、産別運動や制度の利点を活用し、加への働き掛けを行ないます。
- (5) 65歳定年延長の取り組みはすすめられませんが、少子高齢化問題も含めて、労働者不足が現実化しています。引き続き退職者補充の取り組みとともに労働者の計画的な確保について労使協議を行ない、作業員と組合員の確保を取り組みます。
- (6) 相互扶助の精神に基づく自発的な福利厚生活動として「こくみん共済coop」(全労済)の共済制度の取り組みを行ないます。こくみん共済coopの共済契約等に係る事務手続きは、組合員からの委任に基づいて全日本港湾労働組合が代行します。この事務手続きに際して生じる費用相当額は共済契約者に代わって全労済から団体事務手数料として支払われます。また、共済契約に関する事務手続きを円滑にするため、こくみん共済coopより必要最小限の範囲において個人情報提供を受けます。

Ⅷ. 共闘の強化、国際連帯、政党との連携の取り組み

1. 共闘の強化について

- (1) 全国港湾の強化
 - ① 全国港湾の強化については、単一化を基本としつつ、連合体強化をすすめます。
 - ② 港湾労働者の雇用と職域確保のために文字通り、全国の港湾労働者が結集できる組織を目指します。6大港と地方港のそれぞれの意見が反映できる組織体制、組織人員に比例した役員・代議員の割り当てなどを基本に組織が強化できるような規約・運営づくりを目指します。
 - ③ 連合体の産別運動を充実させるために、交渉力を強化し、協定適用率を拡大し、協定を順守させる統制力を持たなければなりません。企業別運動の視点を払拭する努力をしていきます。

- (2) 交通労働協会の強化
 - ① 交通労働協会は政策要求を中心に活動をしていきます。全港湾の運動方針を堅持しながら、交通労働協会の運動に参加し、すべての労働者の生活向上の要求を前進させるとともに組織強化に努力します。
 - ② 交通労働協とITF-JC(国際運輸労働加盟労働組合日本協議会)は2003年に統合し、全港湾は交通労働協内のITF未加盟組合(全港湾を含む7組合)とともにMSGを形成し加盟しました。引き続きMSGとして運動の前進と交通労働国際局とも協力をして国際活動をすすめます。
- (3) その他の共闘組織
 - ① 2009年12月に結成された海員組合と全国港湾・港運同盟による日本海員港湾労働組合協議会(海港労働協)は、FOCKANキャンペーンでの取り組みの問題から、現在、海員組合との共同行動を凍結しています。一方で各地区港湾は行動を模索し、海員組合との関係修復に向けての取り組みも行っていきます。FOCKANキャンペーンの取り組みは雇用闘争として重要な課題であることから引き続き取り組みをすすめます。
 - ② 全港湾、全国一般全国協、全日建連帯の三単産共闘を引き続き取り組み、中央における中小企業労働者や非正規雇用労働者の立場からの政策要求、労働法制改善反対、反戦平和、労働組合への弾圧反対など、中央・地域における共闘をすすめます。

- (5) 強化に努力します。
 - ① 民主団体との提携
 - ① フォーラム平和・人権・環境(平和フォーラム)
 - ② 部落解放中央共闘会議
 - ③ 中央社会保障推進協議会
 - ④ 石綿対策全国連絡会議

- (1) 全港湾は、課題別に全港湾の要求や方針が一致する政党と共闘します。
 - (2) 選挙闘争は、日常闘争を大切に、地方・支部ごとに全港湾の方針に一致する候補者を推薦したたかひます。
 - (3) 国の一方的な政策から雇用と職域を守るため、今までの行政交渉だけでは十分な対応が困難となっています。国会や各省庁への要請・陳情・請願等の行動、各種委員会での発言など全港湾の運動方針に基づく政策推進活動を行うために、「全港湾政策推進議員懇談会」を積極的に活用し、運動をすすめます。

- (1) ILWU(国際港湾倉庫労働組合)、MUA(オーストラリア海事労働組合)、MUNZ(ニュージーランド海事労働組合)をはじめアジア太平洋地域の港湾労働者の友好連帯を一層強化します。
 - (2) 中国海員建設工会との友好連帯のために定期的な交流を継続します。
 - (3) ITF(国際運輸労働)に代表参加します。
 - (4) 全国港湾が行っている東アジア港湾労働者会議に参加します。
 - (5) 若い活動家による国際交流を検討します。
 - (6) 中国海員建設工会との交流をはじめ、朝鮮半島情勢の変化を見極めながら韓国民主労総、および朝鮮職業総同盟との交流再開のための協議を検討します。

3. 政党との連携について

- 全港湾は反戦・平和・民主主義をもとめ、護憲並びに民主運動を進めるために、政党との関係は以下のとおりとします。
 - (補強) また同時に、想定される解散総選挙においては、政権交代を視野に入れ健全野党の勝利を目指す取り組みをすすめます。

以上